

自主防災組織 活動の手引

～災害に立ち向かう 今こそ共助のとき～

令和5年5月 茅ヶ崎市

はじめに

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、地震および津波によって、東北地方を中心に、広域にわたって大規模な被害をもたらしました。

この大規模広域災害においては、市町村の庁舎が津波により被災し、多くの市町村職員が亡くなる等、被災地における行政機能が麻痺してしまい、市町村が速やかに被災者を支援することが難しい状態に陥りました。

このような状況下において、被災した地域住民自身による自助が重要になったほか、地域の住民や事業者による助け合いである共助が、地域住民の避難の支援、被災者の救助・救出、応急救護、避難所運営等に大きな役割を果たしました。

災害による被害を軽減するためには、地域の災害の特性を理解し、平時から災害リスクに備えるとともに、災害発生時に個々がバラバラに活動するのではなく、地域が組織的に役割分担して効率的・効果的に活動することが求められます。そうした活動の中心となるのが自主防災組織です。

この『自主防災組織活動の手引』は、自主防災組織および防災リーダーの必要性や役割をはじめ、自主防災組織が取り組むべき活動イメージや災害発生時の基本的な活動内容を記載したもので、各自主防災組織の日頃からの防災活動に役立てていただくため、平成25年12月に作成・発行しました。

今回、初版から9年が経過し、関係法令の改正やガイドライン等の見直し、市の新たな取り組み等を踏まえ、また時代の変化における様々な課題やニーズに応え、より実効性のある内容とするため、改訂を行いました。

引き続き、自主防災組織において、それぞれの地域特性に応じた活動マニュアル等を作成するための基礎となる手引書として、ご活用いただければ幸いです。

自主防災組織の活動がより組織的かつ実効性のあるものとして確立され、災害時における様々な連携や協力が柔軟かつ円滑に行われることで、「自助」「共助」「公助」が補完し合いながら、本市の防災力の更なる強化が図られることを目指します。

地域における地震災害時の活動および平常時から取り組むべき活動イメージ

	災害時の活動 (災害状況をイメージ)	平常時から備えておくべきこと (何をしておくべきか?)	自主防災組織で取り組むこと (今、何が出来る?)
地震発生!			
地震発生直後 安否確認	身の安全確保 ……〈自宅・生活場所等〉 ○落ちていて自分の身を守る ○ドアを開け、避難路を確保 ○家族の安否確認 ○余震への注意	○住宅の耐震化 ○家具等の固定、転倒防止対策 ○家庭での役割分担 ○災害用伝言ダイヤル(171)等を用いた安否確認方法の確認	国や自治体など行政からの支援が十分に行われるまで(目安は3日後)72時間を地域で乗り切り、自力で生き抜くための「自助・共助」による応急活動を行える体制の整備
身近で安全な場所へ 隣近所や避難行動要支援者の安否確認	初期避難 ……〈一時避難場所・地域内〉 ○身近な一時(いつとき)避難場所へ避難 ○隣近所の安否確認 ○避難行動要支援者の安否確認 ○火災の発生や要救助者の確認 ※大津波(津波)警報発表時は、津波一時退避場所へ迅速かつ安全な避難(声かけ、避難誘導の際も自身の安全確保を!)	○初期避難時のおとるべき行動の周知 ○一時(いつとき)避難場所(一時的な避難・集合をする場所)の確保 ○避難者カードの事前配布 ○安否確認体制の整備・声かけ ○避難行動要支援者の所在の把握・避難支援体制の構築 ○津波一時退避場所の確認	
出火防止・初期消火活動	初期消火活動 ……〈地域内〉 ○消火器、水バケツ等を用いた消火活動 ○移動式ホース格納箱(消火栓を活用した消火用具)による消火活動 ○小型軽量ポンプ(防火水槽等を活用した消火用具)による消火活動 ○避難誘導 ○要救助者の確認 ※大規模火災発生時は広域避難場所へ避難	○消火設備(消火用具、消火用水などの設置場所)の確認 ○消火用具取り扱い方法の習得 ○火を出さない取り組み(感震ブレーカーの設置等) ○家庭での水の溜めおき ○広域避難場所の確認 ○移動式ホース格納箱取扱訓練	
救助・救出 応急救護活動	救出・救助、応急救護活動 ……〈地域内〉 ○要救助者の状況確認・声かけ ○近隣住民への救助協力の呼びかけ ○余震や二次災害等の予防 ○バールや自動車用ジャッキ、チェーンソー、ロープ等を用いた救出・救助活動 ○応急手当の実施 ○救急車の要請 ○避難所、医療救護所または医療機関等への搬送	○救助・救出方法の習得 ○ロープ結索方法の習得 ○応急手当の手技の習得 ○搬送方法の習得	
組織活動の開始 情報収集広報活動 安否確認	情報収集・伝達 ……〈地域活動拠点・地域内〉 ○地域活動拠点に「本部」立ち上げ ○地域活動拠点等への掲示板の設置 ○地域内の被災状況の把握 ○災害危険箇所等の巡回・巡視 ○活動応援(消火、救出・救助、応急救護など)の状況把握 ○地域住民・避難行動要支援者の安否確認 ○地域住民の所在確認(避難所への避難、市域外避難、在宅避難など) ○被災地域内の巡回、広報 ○市の災害情報(防災行政用無線)の伝達 ○地域住民への積極的な声かけ	○地域の災害リスクを理解する ○地域活動拠点の確保および周知 ○地域活動拠点、本部設立体制の整備 ○地域活動拠点、本部必要機材(テント、投光器、発電機等)の整備 ○地域内の情報伝達機器の整備 ○情報収集活動体制の整備 ○地域の情報集約に関するルール作り ○市の情報(防災行政用無線)の確実な把握と地域内への伝達方法体制の確立	

(続)	災害時の活動 (災害状況をイメージ)	平常時から備えておくべきこと (何をしておくべきか?)	自主防災組織で取り組むこと (今、何が出来る?)
状況把握	情報の整理・分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶▶▶ <地区防災拠点・地域活動拠点> ○市域の状況の把握 ○周辺地域（広域）の状況の把握 ○周辺地域（隣接自治会等）の状況の把握 ○災害状況の分析 ○必要な応急活動の分析および実施 ○避難生活等の見通し立て 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区防災拠点（公立小中学校）を介しての市域や周辺地域等の被災状況把握体制の整備 ○安全安心情報、災害（リスク）情報等を整理した情報分析体制の整備 ○全体の被災状況から見た必要な応急活動の仕分けおよび長期的な活動体制の整備 	
長期的かつ継続的な活動	地域内の継続的な応急活動 <ul style="list-style-type: none"> ▶▶▶ <地域内> ○地域および市域の被災情報の把握 ○地域住民への災害情報の提供 ○安否確認の実施 ○要救助者等の救出・救助活動 ○出火防止、消火活動 ○二次災害の予防活動 ○市や消防、警察等の活動への協力 ○ボランティアとの連携 ○被災地域内の防犯対策 ○避難行動要支援者の把握および支援の提供 ○在宅避難者等の把握および支援の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期的な活動体制の整備 ○自らの身は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の意識向上 ○自主防災組織活動の向上 ○他の自主防災組織との連携（広域的な連携）した活動の実施 ○関係機関との連携体制の構築 ○避難行動要支援者対策として各主体との連携や地域の実情を考慮した具体的な対策の構築 ○安否確認、所在確認（避難所、在宅避難など）方法の検討 	
避難活動	避難 ▶▶▶ <地域内> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難ルートの確認 ○避難所への誘導 ○自宅が安全な者への在宅避難のすすめ ○避難行動要支援者の的確な避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○まち歩きによる避難路等の危険箇所把握 ○避難誘導体制の整備 ○在宅避難の促進 ○避難行動要支援者の具体的な避難支援方法の検討・避難支援に必要な資機材の整備 	
円滑な避難所運営の実施	避難所での生活・在宅避難者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶▶▶ <地区防災拠点・地域内> ○避難所内の混乱防止 ○避難者同士の協力への呼びかけ ○市職員（配備職員）、学校職員との協力 ○避難所運営への積極的な参加（自主的な避難所運営） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の把握 ○避難所運営マニュアルの確認 ○避難所の立ち上げ、避難者の受け入れ体制の整備 ○避難所運営組織の理解 ○避難所に係る業務の確認 ○避難行動要支援者への支援体制の整備 	
各種支援	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄飲料水、食糧等の提供 ○生活必需物資等の提供 ○救援物資の確保および提供 ○避難行動要支援者の状態にあった支援 ○在宅避難者への支援 ○災害ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅避難者への支援体制の整備 ○災害ボランティアの活動や協力体制の検討 	

※この表は、地震災害発生時の活動例を示したもので、災害発生時の活動が必ずこの通りに行われるというものではありません。

災害発生時の活動をもとに、自主防災組織として「今、何が出来るか？」を考え、取り組んでいくきっかけとなることを目的としています。

目次

第1章 組織・人づくり

第1 自主防災組織	1
1 自主防災組織の必要性	1
2 自主防災組織の役割	2
3 自主防災組織の主な活動	2
4 自主防災組織の課題と今後の展開	3
参考資料1 自主防災組織一覧表	5
第2 自主防災組織と市の関係性	6
1 自主防災組織の設立	6
参考資料2 自主防災組織規約例	7
2 自主防災組織活動の支援に係る市の取り組み	9
3 市の防災事業との協力	12
参考資料3 茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る 補助金交付要綱	15
第3 自主防災組織の活動目標の設定と活動計画の策定	26
1 活動目標の設定	26
2 活動計画の策定	26
3 活動目標の設定と活動計画策定の流れ	26
第4 災害時の活動マニュアルの作成	27
1 災害時の活動マニュアルに位置付けるべき項目	27
2 必要となる活動と主な役割(例)	27
第5 防災リーダー	28
1 防災リーダーの位置づけ	28
2 防災リーダーの役割	28
3 防災リーダーの活動	29
4 防災リーダーの育成	29
参考資料4 地区別防災リーダー登録人数一覧表	30

第2章 地域(まち)づくり

第1 防災に関する主な活動場所	33
1 災害対策地区防災拠点	33
2 地域活動拠点(本部)	34
3 一時(いっとき)避難場所	35
4 災害対策地区防災拠点の役割と地域防災活動	36
5 地域活動拠点と災害対策地区防災拠点との情報の伝達	37
第2 地域の予防対策	38
1 災害予防活動	38
2 地域の災害危険の把握	38
3 地域(まち)歩き・防災マップづくり	43

第3章 平常時の活動

第1 防災知識の普及・啓発	46
1 地域住民への防災知識の普及・啓発	46
2 家庭での防災対策の推進	46
第2 防災訓練の実施	52
1 地域の特性に応じた実践的な防災訓練	52
2 防災訓練参加の呼びかけ	58
3 防災研修会の実施	58
第3 防災用資機材等の整備・点検	59
1 地域の特性を考慮した防災用資機材の整備	59
2 公立小・中学校防災用備蓄倉庫内の資機材取扱い	59
第4 関係機関との連携	60
1 他の自主防災組織との連携	60
2 消防団との連携	60
3 民生委員児童委員、社会福祉協議会、福祉団体との連携	61
4 学校との連携	63
5 企業等との連携	63
第5 避難行動要支援者対策	64
1 避難行動要支援者支援制度	64
2 避難行動要支援者名簿の対象者	65
3 避難支援等関係者	65
4 避難行動要支援者支援制度の流れ	65
5 名簿提供における個人情報保護の考え方	66
6 避難行動要支援者名簿の活用	66
第6 災害ボランティアとの連携	67

第4章 災害時の活動

第1 地震災害時の活動	69
1 緊急地震速報が出たときの行動	69
2 地震発生直後に取りべき行動	71
3 津波（大津波）警報が発表されたときの行動	72
4 災害発生直後から数日間における自主防災組織の活動	73
参考資料5 地域の被害状況を報告する各種様式	76
第2 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の対応	91
1 大震法に基づく地震防災応急対策について	91
2 「南海トラフ地震に関連する情報」について	91
3 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に関する 基本的な流れ	92
4 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の 市の対応について	92

第3 風水害時の活動	94
1 情報の収集および伝達	95
2 避難行動の確認	99
3 災害発生後の活動	100

第5章 巻末資料

第1 地震被害の想定	103
1 想定地震	103
2 想定地震の震源断層モデル	105
3 被害想定結果	106
第2 避難施設・場所	107
1 災害対策地区防災拠点（避難所）	107
2 2次避難施設	108
3 福祉避難施設	108
4 津波一時退避場所	109
5 広域避難場所	112
第3 医療救護所	113
第4 飲料水兼用貯水槽（100m³）設置場所	113
第5 市の防災情報の収集	114
1 防災行政用無線	114
2 茅ヶ崎市ホームページ 防災・緊急情報	114
3 FM放送等による災害情報、安否情報	114
4 その他	114
第6 防災に関する情報	115
1 防災に関する情報や 自主防災組織の活動に関する情報を発信している 主なサイト	115

第1章 組織・人づくり

第1 自主防災組織

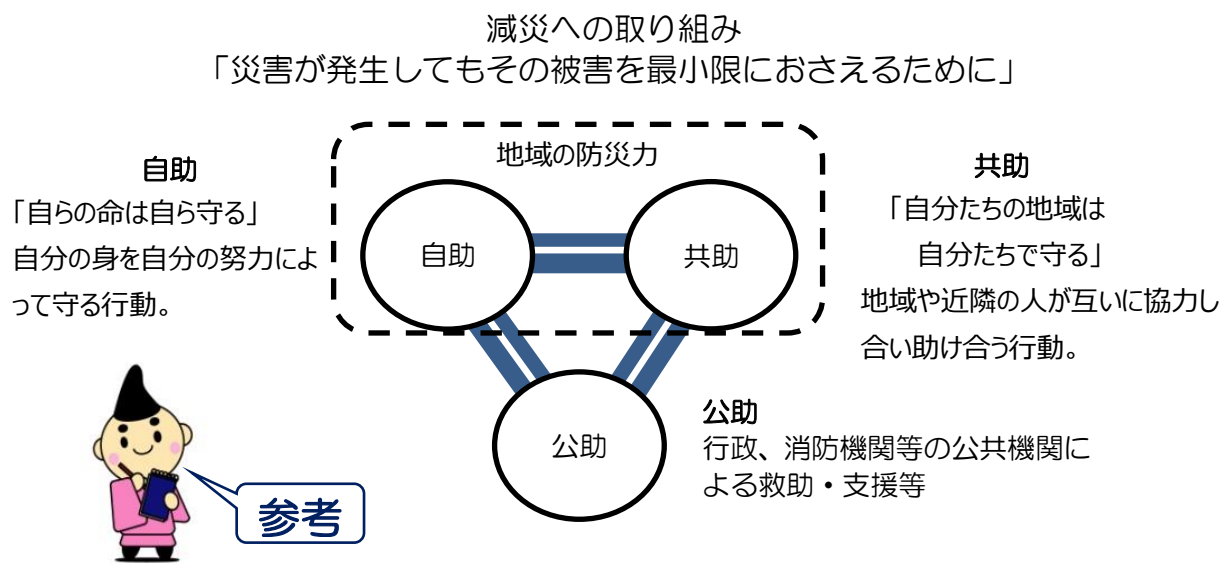
1 自主防災組織の必要性

いつ発生してもおかしくないといわれている「巨大地震」や大規模な「風水害」などから、自分や家族の命を守るためには、日頃から様々な備えや十分な対策を講じておかななくてはなりません。

大規模な災害が発生した直後では、同時多発的に発生する火災、道路の閉塞、建物の倒壊、水道や電気の供給停止、情報の混乱など被害が広範囲にわたるため、十分な対応が困難となることが想定されます。

災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、災害が発生してもその被害を最小限におさえ、災害の拡大を防止する「減災」の考えに基づき、地域住民が相互に助け合い、初期消火や人命救助等の自主的な防災活動に取り組むことが地域全体の安全を守り、被害を軽減するための大きな効果につながります。

自主防災組織とは、これらの防災活動を自主的かつ組織的に行うために、自治会等を単位として結成する団体で、市長に届け出をした組織をいいます。



災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」において、災害対策の基本理念、市町村の責務、住民等の責務が規定されています。

■基本理念 災害対策基本法第2条の2第2号（抜粋）

住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

■市町村の責務 災害対策基本法第5条第2項（抜粋）

市町村長は、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

■住民等の責務 災害対策基本法第7条第3項（抜粋）

地方公共団体の住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、減災への取り組みを推進し、災害時に効果的かつ速やかな初期消火、救助・救出、応急救護、避難誘導などの防災活動を行うことが必要です。

このような活動は、住民各自がばらばらに行動していても効果は少なく、場合によっては大きな混乱をまねくことさえ考えられます。

そのため、自主防災組織は、地域の防災力を最大限に発揮し、組織的かつ実効性のある活動を行うために必要な組織といえます。

自主防災組織は、平常時と災害時の2通りの役割を持ちます。

平常時には、災害が発生した際の被害を最小限におさえる「減災」の考えに基づく「予防活動」を行います。予防活動に取り組む上では、自分たちの地域をよく知り、その地域における災害特性を把握し、地域に起こり得る具体的な被害状況をイメージしながら、地域住民に対し防災知識の普及・啓発を図り、防災意識の向上に取り組めます。その上で防災訓練や防災用資機材等の整備・点検を行うなど、災害時に地域の防災力を最大限に発揮できるような体制を整備します。

一方、災害時には、被災地域の状況把握に努めるとともに、状況に応じた初期消火や救助・救出、避難誘導などの「応急対策活動」を行い、災害の拡大を防止するための様々な活動を行います。



参考

■「隣保協同の精神」と自主防災組織

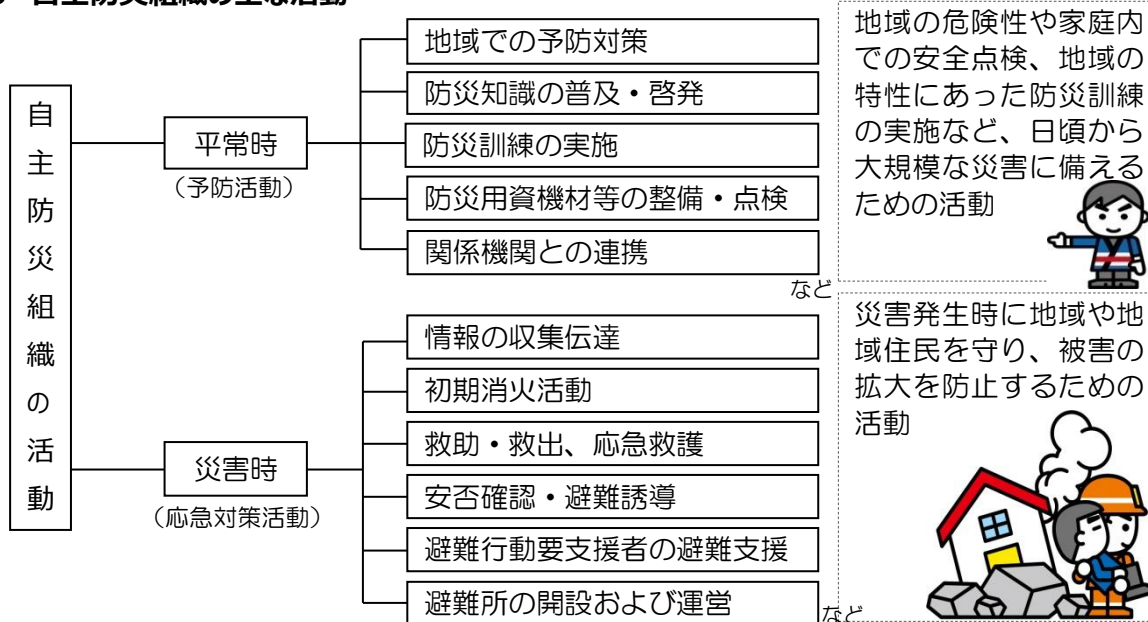
隣保協同の精神とは、「隣り近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいいます。

隣保・・・隣り近所の家々や人々との日常的なつながり

協同・・・役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められています。

3 自主防災組織の主な活動



4 自主防災組織の課題と今後の展開

自主防災組織を取り巻く環境としては、昼間の活動要員の不足や住民の防災意識不足、活動のマンネリ化、役員の高齢化等の課題が挙げられます。

これらの課題は、組織の活動環境や人的・物的資源の不足、平常時や災害時の活動上の問題等、様々な条件が重なって生じていると考えられます。

このうち、住民の防災意識不足や活動のマンネリ化については、自主防災組織の活動を工夫することで改善をすることが期待できます。地域のイベントで防災活動や家庭での防災対策の取り組み事例を紹介したり、学校と連携して子供への「防災教育」を通じ、保護者や地域住民の意識向上を図ることも一つの方法です。合わせて、地域で起こり得る災害を具体的にイメージし、そのイメージを地域住民で共有しながら訓練に取り組むことで地域住民の防災意識の向上を図ることができます。

さらに、自主防災組織の今後の展開としては、近隣の自主防災組織が日頃から連携し、課題の解消や災害への備えを強固にするとともに、消防団などの地域活動団体や企業など様々な組織と密接な連携を図りながら地域が一致団結した取り組みに努めることが重要となります。

また、家庭での防災対策の向上や防災教育の推進、防災訓練への参加など、自主防災組織活動への地域住民の参加を促進するため、男女双方の視点や地域における生活者の視点に配慮し、誰もが参加しやすいような工夫に努めながら、活動の活性化を図ることが必要です。

なお、平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）においても、自主防災組織の「地域の安心・安全を守る」活動として、大規模災害時の初動対応のような住民の避難誘導や被災者の救援等の局面での協力が期待されています。



参考

■防災活動における女性の参画の重要性

平成23年の東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところもみられました。

地域の防災力の向上を図るには、地域における生活者の多様な視点を反映していくことが重要ですが、そのためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進める必要があります。内閣府では、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な防災対策に関する基本的事項をまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しています。

本指針では、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるようにすることや、自主防災組織の特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割が固定化されないようにすることが必要だといわれています。

組織の編成にあたっては、女性を積極的にリーダーにするとともに、女性の方からの意見も十分に伺った上でそれぞれの役割を決め、単に女性ということによって役割を決めることがないようにする必要があります。

〇「 自主防災組織

会長 _____ 副会長 _____

役員 _____

〇組織図



〇活動スケジュール

4月	()
5月	()
6月	()
7月	()
8月	()
9月	()
10月	()
11月	()
12月	()
1月	()
2月	()
3月	()

参考資料1 自主防災組織一覧表

令和5年4月1日現在

茅ヶ崎地区 19	本町第一	湘南地区 8	中島	松浪地区 14	浜竹一丁目			
	本町第二		柳島		浜竹二丁目			
	本町第四		松尾		浜竹三丁目			
	茅ヶ崎グリーンハイツ		浜見平団地		浜竹四丁目			
	パークタウン茅ヶ崎		松風		松浪一丁目			
	パークタウン茅ヶ崎第二住宅		エクシード茅ヶ崎		松浪二丁目			
	元町第一		ベルパーク湘南茅ヶ崎		富士見町			
	元町第二		グランヴァーグ茅ヶ崎		L G 富士見町			
	茅ヶ崎南地区 6	新栄町第一	鶴嶺東地区 9		円蔵	常盤町		
		新栄町第二			矢畑	緑が浜		
		十間坂			西久保	汐見台		
		矢畑南			浜之郷	出口町		
		ニューライフ			下町屋	ひばりが丘		
		茅ヶ崎グランドハイツ			T B S	美住町		
		藤和茅ヶ崎ハイタウン		サニータウン茅ヶ崎	三が丘			
		藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎		ホームタウン茅ヶ崎	菱沼南部			
		パークスクエア湘南茅ヶ崎		ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ	菱沼海岸緑			
		レクセルマンション茅ヶ崎		萩園	平和町			
	ザ・パークハウス茅ヶ崎	新田	松浜					
茅ヶ崎南地区 6	若松町幸	鶴嶺西地区 10	今宿	浜須賀地区 12	浜須賀			
	共恵中央		今宿グリーンハイム		浜須賀住宅			
	共恵東		コスモ茅ヶ崎プレシオ		翠松会			
	幸町		萩園サンハイム		菱沼海岸			
	共恵海岸通り		ファミリー茅ヶ崎		松涛会			
	中海岸		第一ハイツ茅ヶ崎		松が丘ハイツ			
	海岸地区 12		東海岸北一丁目		松林地区 9	ライオンズマンション茅ヶ崎第三	湘北地区 7	オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
			東海岸北二丁目			リステージ茅ヶ崎ツインマークス		甘沼
			東海岸北三丁目			菱沼		香川
			東海岸北四丁目			室田		松風台
東海岸北五丁目		上赤羽根	鶴が台団地					
東海岸南一丁目		中赤羽根	鶴が台一街区					
東海岸南二丁目		下赤羽根	ライトタウン茅ヶ崎					
東海岸南三丁目		高田	みずぎ					
東海岸南四丁目		ニュータウン茅ヶ崎	堤上					
東海岸南五丁目		シヨクサンピラ	堤下					
東海岸南六丁目	オクトス湘南茅ヶ崎	下寺尾						
パシフィックガーデン茅ヶ崎	小和田地区 6	新宿	小出地区 17	行谷				
南湖地区 6		茶屋町		本宿	芹沢西部			
		鳥井戸		赤松町	芹沢久組			
		上町		赤松	芹沢中部			
		中町		菱沼小和田	芹沢東部			
		下町		ブランヴェール湘南茅ヶ崎	二本松			
	新南湖			八王子原				
				芹沢ひかりが丘				
				芹沢清水台				
				湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎				
				湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎				
				湘南ライフタウン羽根沢第一住宅				
				やよい会				
				芹沢細谷紺谷村				

全135組織

第2 自主防災組織と市の関係性

1 自主防災組織の設立

自主防災組織を設立した場合は、自主防災組織規約を添えて、市役所市民安全部防災対策課に届け出をしていただきます（届け出により、市の自主防災組織に対する各種支援を受けることができるようになります）。

自主防災組織規約は、地域の特性を考慮したものとし、自主防災組織と防災リーダーの関係性や防災リーダーの役割（組織班への防災リーダーの割り振り）等を明確に位置付けておくことも効果的です。

また、自主防災組織の役員等に変更があったときは、市へ届け出を行います。（市では毎年度初めに役員選任届の提出をお願いしています。）規約の変更や組織を解散する場合にも届け出をしていただきます。



参考

■自主防災組織規約の主な内容

1 自主防災組織の目的

自主防災組織設立の目的を明確にします。

2 構成

自主防災組織を構成する世帯、構成員等を明確にするとともに、平常時から構成員に対し自主防災組織の一員であることの意識付けを図ります。

3 活動（事業）

平常時・災害時に行う活動を位置付けます。

目的を明らかにし活動することで、自主防災組織構成員が同じ意識の中で様々な取り組みを図っていけるよう心がけます。

4 活動拠点

災害時の自主防災組織活動を行う上では、防災リーダーや地域住民を集め、災害情報や地域内の被害情報を集約し、効果的に応急対策活動を進めるため活動拠点を決めておきます。

5 防災計画

災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的に、平常時および災害時の取り組みを明確にした防災計画の作成を位置付けます。

参考資料2 自主防災組織規約例

自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇〇〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 防災部長 若干名
- (3) 防災組長 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、本組織を構成する世帯員から選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 防災部長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災組長は、会長、防災部長を補佐し、班活動の指揮、災害知識の啓発を行う。

4 会計は、自主防災組織の会計を処理する。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる

る。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、防災部長、防災組長、会計及び監査役によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危機の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

2 自主防災組織活動の支援に係る市の取り組み

市は、地域防災力の更なる強化を目指し、自主防災組織が行う防災活動に対し必要な支援に努めます。

(1) 自主防災組織育成事業補助金

各自主防災組織が防災活動を行うために必要な資材又は機材や自主防災組織活動マニュアルを整備すること、自主防災組織内における防災知識の普及・啓発を行うことにより、地域の安全を促進することなどを目的として、自主防災組織育成事業補助金の交付を受けることができます。交付する金額は、事業に必要な経費の2分の1以内で、予算の範囲内において市長が定める額とし、1組織に対する限度額は30万円（令和5年4月1日現在）（100円未満切り捨て）です。（補助金制度は必要に応じて随時見直しを行います。）

防災資機材の購入等、補助対象事業が終了しましたら関係書類を作成し、補助金の申請を行ってください。申請については随時受け付けており、申請期限は各年度の1月末日です。自主防災組織育成事業補助金は、交付申請書の提出後、審査を経て指定の口座に振り込まれます。

年度途中に新たに設立した自主防災組織については別途御相談ください。

[補助金対象項目一覧（例）]

本部活動	・簡易無線機【※1】（本体の新規購入に伴う免許・無線電波利用料等の手数料のみ可） ・発電機 ・蓄電池 ・地図 ・ラジオ ・コードリール ・照明 ・テント
情報収集（安否・被害状況等把握）活動	・住民安否表示用具（カード等） ・拡声器 ・メガホン ・筆記用具【※2】 ・懐中電灯
救助・救出活動 避難誘導活動	・AED（リース及び付属品追加は不可） ・エレベーター用備蓄収納庫 ・簡易ベッド ・救出工具セット ・コードリール ・ジャッキ ・スコップ ・担架 ・チェーンソー ・ツルハシ ・投光器 ・のこぎり ・はしご ・発電機 ・ハンマー ・バール ・ロープ ・リヤカー ・台車 ・救急セット（単品買い替え不可）
消火活動	・感震ブレーカー【※3】 ・消火器【※4】 ・消火ポンプ・ホース ・バケツ
生活維持活動 【※5】	・毛布 ・汚物処理セット ・炊き出し用具 ・ブルーシート ・感染予防資機材 ・カセットコンロ（燃料は本体購入時のみ可） ・ポリタンク ・おむつ
組織活動体制 整備	・自主防災組織活動マニュアル ・研修資機材（HUG、イメージTENなど）
防災に関する 広報・住民啓発 活動	・チラシの作成 ・防災掲示板 ・講習会の開催費【※6】
その他	・防災倉庫 ・修繕【※7】

【※1】 簡易無線機の継続使用にともなう無線電波利用料等の手数料は対象外となります。

また、アナログ方式の周波数の使用は令和6年11月までとなっております。購入を検討する場合は、デジタル方式の簡易無線をお願いします。

【※2】 安否確認訓練などの使用目的時のみに限ります。

【※3】 原則として都市政策課の補助金の活用を優先としていただきます。（併用不可）

感震ブレーカーについては配付ではなく、自主防災組織による設置までが条件となります。

感震ブレーカーを申請する場合は、設置場所と設置日を記載した一覧も併せてご提出ください。

【※4】 新規購入、詰替え及び、購入に処分費が含まれる場合は対象となります。処分のみや、消防法に

定められた消火器、各家庭用消火器は対象外となります。また、購入数を超える処分は対象外となります。

設置場所について、自治会館等に設置する場合は対象となりますが、配布用は対象外となります。

【※5】生活維持活動物品については、防災倉庫へ保管し、災害時・訓練時の使用に限ります。

【※6】防災に関する施設の訪問や研修の受講が分かる資料の添付が必要となります。

【※7】資機材を修繕する場合は、修繕によって機能強化が見込まれる場合のみ対象となります。

また、修繕前後が分かる資料もご提出お願いいたします。

補助金の対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○使用用途が防災以外の目的に充てられるもの（文房具、自治会館整備用品等） ○各家庭で備えるべきもの（食料、家庭用消火器、家具転倒防止器具、住民啓発物品等） ○物品購入時に発生する手数料等（送料・振込手数料・代引き手数料等） ○資機材の維持管理に要する経費（バッテリー交換、点検、ランニングコスト、電池、燃料等） <p>※本補助金は、地域の防災活動を促進するための事業に要する経費を対象としております。各ご家庭で備えるべき物などは補助金の対象外となります。</p>
---------------	--

(2) 地区防災訓練補助金

地区防災訓練補助金は、各地区自治会連合会、認定コミュニティが主催して防災訓練を実施する場合に、防災訓練に要した経費に対して補助金の交付を受けとることができます。

交付する金額は、事業に要した経費の4分の3以内とし、毎年4月1日現在の各地区の自治会連合会に加入している世帯数により、次の表に掲げる額が限度額となります。ただし、限度額に達しない場合、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てとなります。

世帯数	補助金額
3,000世帯未満	58,000円
3,000世帯以上4,000世帯未満	70,000円
4,000世帯以上5,000世帯未満	87,000円
5,000世帯以上6,000世帯未満	105,000円
6,000世帯以上7,000世帯未満	122,000円
7,000世帯以上8,000世帯未満	140,000円
8,000世帯以上	157,000円

大規模な災害が発生したことを想定し、実践に即した訓練を行い、災害時における地域住民の自衛心の育成と防災意識の高揚を図ることを目的として防災訓練を実施します。

防災訓練については、はじめに地域の関係者や市の職員等と打ち合わせをし、訓練項目一覧（例）を参考にして防災訓練の事業計画案を作成します。その後、事業計画書、補助金交付申請書及び請求書を防災訓練の実施日前日までに提出します。補助金は請求書の提出後、指定口座に振り込まれます。

実績報告書の提出は、防災訓練終了後、2ヶ月以内となっています。

【訓練項目一覧（例）】

訓練別	種目区別	訓練内容
消火訓練	水消火器	水消火器による消火器取扱訓練
	移動式ホース格納箱	移動式ホース格納箱取扱訓練
救出訓練	救助・救出訓練	倒壊建物からの救助・救出訓練
応急救護訓練	応急手当	三角巾の使い方や止血法の習得など
	搬送法	簡易担架、毛布を使用した搬送訓練
	心肺蘇生	ダミー人形を使った心肺蘇生法
その他の訓練	地震体験	起震車による震度体験
	煙体験	火災現場からの避難方法
	応急給食	非常食や平釜を用いた炊き出し訓練
	応急給水	飲料水兼用貯水槽の取扱訓練
	災害用トイレ設置訓練	災害用トイレの組立、使用方法の確認
	安否確認・避難誘導	地域における安否確認や避難誘導訓練
	情報収集・伝達訓練	情報の収集や伝達手段の確認
	災害対策地区防災拠点運営訓練	災害対策地区防災拠点の運営方法
	防災講話	各種災害リスクや防災知識の習得

【補助金対象項目一覧（例）】

補助対象	応急給食訓練に使用する食材、燃料等の購入経費
	各家庭で防災上備えておくとよい防災啓発用品
	各訓練に使用する備品、消耗品等
	情報収集・伝達訓練に使用する簡易無線機

(3) 市民まなび講座の実施

市は市民を対象とした「市民まなび講座」の実施などを通じて、市民の防災知識の普及・啓発に努めます。



参考

■市民まなび講座

市民のみなさんがお聞きになりたい内容を、メニューの中から選んでいただき、市職員が外向き、お話し（講座）をさせていただきます。

各分野別にいろいろなメニューを用意しています。

〈http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bunka_shogai/1005568.html〉（文化推進課）

講座メニューの一例

講座名	内容	担当課
減災のためにみんなでつながろう ～避難行動要支援者支援制度～	制度内容や避難行動要支援者名簿の活用等について	防災対策課 障がい福祉課 高齢福祉課
地域の災害リスクに備える	茅ヶ崎で想定される災害の特徴や、備える際のポイントについて	防災対策課
移動式ホース格納箱を活用した 取扱い訓練	大規模災害時に発生した延焼火災を初期消火するための実技訓練	消防本部 警防救命課

(4) 訓練協力

市は、自主防災組織が行う防災訓練の指導など、各自主防災組織が取り組む地域防災力の強化を目的とした活動に対し積極的な支援を行います。

また、市が保有する訓練用資機材のうち、必要と認められる資機材について、可能な範囲で貸出を行います。

(5) 災害対策地区防災拠点（避難所）関係者による打合会の実施

市は、災害対策地区防災拠点（避難所となる公立小・中学校）関係者による打合会を通じ、自主防災組織や防災リーダー、学校職員、配備職員による地区防災拠点の役割に関する意識の統一を図り、連携体制の強化に努めます。

また、災害時に各学校が避難所として円滑に機能するよう、毎年、学校の施設状況を踏まえて、学校毎の「避難所運営マニュアル」の確認および内容更新を行います。

(6) 自主防災組織活動事例の紹介

市は、ホームページを活用し、訓練指導方法や防災資機材の取扱いマニュアル等を掲載するほか、自主防災組織や防災リーダーの活動事例や訓練内容紹介などの各組織が新たな取り組みを図る上で参考となるような実用的な情報提供に努めます。

（自主防災組織活動マニュアルの紹介）

〈<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001308.html>〉

(7) 防災への動画活用

災害時に役立つ「搬送法」や「身近なものを使用した応急手当」、「防災資機材の活用法」等の動画をホームページで紹介し、市民に防災資機材の使用方法の習得など、自助・共助における備えを促すことで、災害発生時に市民が適切に行動できるよう啓発に努めます。

（茅ヶ崎市防災動画（YouTube）（外部リンク））

〈https://www.youtube.com/channel/UCF08_dGRCd9fRH8r3Usrf8g〉

3 市の防災事業との協力

自主防災組織は、地域防災力の向上を目指し、市が行う防災事業に対し積極的に協力を行うものとしてします。

防災啓発事業においては、その内容を把握するとともに、地域内への普及・啓発に協力し、防災訓練などについては、企画、立案、実施のみならず、地域住民の訓練参加を呼びかけます。

また、地域の避難対策の強化として、避難行動要支援者の避難支援、防災行政用無線の難聴対策としては、地域住民に対しメール配信サービスや防災ラジオなどの情報収集手段に関する周知を行うなど、市と協力しながら地域の防災対策に努めます。



参考

■市の防災事業

茅ヶ崎市地域防災計画に位置付けられる各種防災対策に関する事業

■地域の避難対策

- 1 津波一時退避場所の確保（マンションや企業等との協定）
- 2 2次避難所の確保（企業、地域内の施設等との協定）
- 3 地域や災害の特性に応じた必要な避難先の確保

■防災行政用無線の難聴対策（114ページ）

- 1 防災ラジオ
- 2 ちがさきメール配信サービス
- 3 市ホームページ「茅ヶ崎市情報サイト」（防災行政用無線の内容）
- 4 防災行政用無線 電話応答サービス 0467-82-5555
- 5 t v k（地上デジタル放送によるデータ文字放送）

資機材整備・訓練・啓発活動

○今後整備していく資機材等

主な所有資機材等（14ページ参照）

____年度整備を強化する主な資機材等

（

翌年度以降整備を強化する主な資機材等

（

○強化して取り組むべき訓練

いつ頃（

何について（

主な対象者（

○防災知識の普及・啓発事業

いつ頃（

何について（

主な対象者（

○ 年 月時点の所有資機材確認表

種別	用具・資機材等／数量
本部用	
情報収集伝達用	
消火用	
救助・救出用	
応急救護用	
避難用	
その他	

○防災倉庫の場所

参考資料3 茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式及び提出期限並びに交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（第4号様式）によるものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

2 対象事業が終了後に補助金の交付を受ける場合においては、規則第12条の除外に基づき、実績報告書は提出することを要しない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年

度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成5年9月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。
(茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱の廃止)
- 2 茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱(平成5年4月1日制定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱に基づく補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成11年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の4の表の規定は、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日の前日までに着手したブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事についても適用する。この場合において、同表中「補助対象事業に着手する日の14日前の日」とあるのは「平成32年1月31日」と、「見積書の写し」とあるのは「領収書の写しその他の支払いを証する書類」と、「実績報告書提出後1月以内」とあるのは「補助金交付決定通知後1月以内」と読み替えるものとし、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

別表（第2条～第4条、第6条、第9条～第10条関係）

1 自主防災組織育成事業補助金

補助金交付の目的	自主防災組織がその活動を行うために必要な資材又は機材（以下「防災資機材」という。）や自主防災組織活動マニュアルを整備すること、自主防災組織内における防災知識の普及・啓発を行うことにより、地域の安全を促進する。	
補助対象者	自主防災組織	
補助対象事業	防災知識の普及・啓発事業、自主防災組織活動マニュアルの作成、市長が認めた防災資機材の購入、点検、及び修繕（以下「防災事業」という。）	
補助金額	防災事業に要した費用の額の2分の1の額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）以内で、予算の範囲内において市長が定める額（各自主防災組織から補助金の交付の申請をされた額の総額が予算の額を超えた場合にあつては、当該申請をされた額の総額に調整率を乗じて得た額）とする。ただし、1組織に対する限度額は、300,000円とする。	
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	1月31日（休日にあつては、翌営業日）
	添付書類	1 防災事業に要した費用の額を確認することができる書類 2 防災事業の内訳を確認することができる書類 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式	第3号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後2月以内	

2 地区防災訓練補助金

補助金交付の目的	大規模な災害が発生したことを想定し、実践に即した訓練や防災知識の普及・啓発事業を行い災害時における市民の自衛心の育成と防災組織の強化を図る。																	
補助対象者	地区自治会連合会、認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。以下同じ。）																	
補助対象事業	地区自治会連合会、認定コミュニティが実施する防災訓練又は防災知識の普及・啓発事業																	
補助金額	<p>事業に要した経費の4分の3の額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）以内で、市長が定める額とする。ただし、補助金額の限度額は、毎年4月1日現在の各地区の自治会連合会に加入している世帯数により、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000世帯未満</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000世帯以上4,000世帯未満</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000世帯以上5,000世帯未満</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000世帯以上6,000世帯未満</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000世帯以上7,000世帯未満</td> <td>122,000円</td> </tr> <tr> <td>7,000世帯以上8,000世帯未満</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>8,000世帯以上</td> <td>157,000円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯数	補助金額	3,000世帯未満	58,000円	3,000世帯以上4,000世帯未満	70,000円	4,000世帯以上5,000世帯未満	87,000円	5,000世帯以上6,000世帯未満	105,000円	6,000世帯以上7,000世帯未満	122,000円	7,000世帯以上8,000世帯未満	140,000円	8,000世帯以上	157,000円
世帯数	補助金額																	
3,000世帯未満	58,000円																	
3,000世帯以上4,000世帯未満	70,000円																	
4,000世帯以上5,000世帯未満	87,000円																	
5,000世帯以上6,000世帯未満	105,000円																	
6,000世帯以上7,000世帯未満	122,000円																	
7,000世帯以上8,000世帯未満	140,000円																	
8,000世帯以上	157,000円																	
交付申請書	様式	1号様式																
	提出期限	補助対象事業を実施する日まで																
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類																
補助金等交付決定通知書様式		3号様式																
交付の時期		補助金交付決定通知後2月以内																
実績報告書	様式	5号様式																
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類																
	提出期限	事業終了後1月以内																

3 コミュニティ助成事業補助金

補助金交付の目的	地域住民によるコミュニティ活動（自主防災組織育成）を促進し自主防災組織資機材の整備強化を図る。	
補助対象者	神奈川県のコミュニティ助成事業補助金の交付決定を受けた自主防災組織	
補助対象事業	地域の防災活動に必要な施設又は整備に関する事業	
補助金額	予算の範囲内において市長が定める額	
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	10月31日
	添付書類	1 事業計画書
		2 収支予算書
	3 その他市長が必要と認める書類	
補助金等交付決定通知書様式	第3号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後1月以内	
実績報告書	様式	第5号様式
	添付書類	1 事業実施報告書
		2 収支決算書
		3 その他市長が必要と認める書類
提出期限	事業終了後1月以内	

第1号様式（第3条、別表関係）

補 助 金 交 付 申 請 書	
	年 月 日
（あて先）茅ヶ崎市長	
申請者	住 所
	名 称
	代表者氏名 会長
	電 話 ()
年度	補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。	
1 補助事業の目的及び内容	
(1) 目的	
(2) 内容	
2 補助事業の着手及び完了の期日	
年 月 日	～ 年 月 日
3 交付申請額	
円	
4 交付申請額の算出方法	
5 補助事業費の経費の配分及び経費の使用方法	

第2号様式（第5条関係）

補助事業変更・中止・廃止承認申請書	
年 月 日	
(あて先) 茅ヶ崎市長	
申請者 所在地 名 称 代表者氏名 会長 電 話 ()	
年 月 日付け 茅防第 号で交付決定を受けました 補助金に係る補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したい ので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。	
1 変更・中止・廃止の内容	
事 業 内 容	
(変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止) 前	(変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止) 後
2 変更・中止・廃止の理由	

第3号様式（第6条、別表関係）

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書	
	茅防第 号 年 月 日
所在地 茅ヶ崎市 名 称 代表者氏名 会長 様	茅ヶ崎市長 印
<p>年 月 日付けで申請のありました自主防災組織育成事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。</p> <p>1 補助金額 円</p> <p>2 補助の条件</p> <p>(1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとします。</p> <p>(2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。</p> <p>(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告しその指示を受けなければなりません。</p> <p>(5) 規則及び茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱の定めに従ってください。</p> <p>(6) この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。</p> <p>3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間、申請を取り下げることができます。</p> <p>4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保存しなければなりません。</p> <p>5 所在地若しくは名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書を持ってその旨を市長に届けなければなりません。</p>	
(事務担当 くらし安心部防災対策課防災担当)	

第3 自主防災組織の活動目標の設定と活動計画の策定

1 活動目標の設定

自主防災組織活動を組織的かつ実効性のあるものとするためには、その活動目標を定め、目標達成に向けた取り組みを図っていくことが大切です。

活動目標を設定することで、「いつまでに」「何を」「どの水準まで」取り組んでいくかを組織として共通認識を持つことができます。

また、目標を管理する（期首に目標を設定し、期中では目標達成に向け取り組み、期末において目標達成状況を評価する）ことで、組織や活動員の意識高揚にもつながります。

2 活動計画の策定

活動目標を達成するためには、活動計画を定め取り組んでいくことが必要です。

また、組織内で活動計画を共有し、目標を達成するために「どのような取り組みを」「どのように行い」「どのような工夫が必要か」などを意識すること、必要な体制や備えるべき資機材等を検証していくことが必要です。

3 活動目標の設定と活動計画策定の流れ

(1) 目標設定

ア 地域特性を知る

自分たちの地域はどのような地域なのかを考えます。（住宅・道路・公園・居住世帯などの視点から考えます。）

イ 災害特性を知る

災害発生時、地域にどのような被害が生じるか、特に備えるべき災害や対策は何かを考えます。

ウ 今、何をすべきか

備えるべき災害、とるべき対策を明確にし、「いつまでに」「何を」「どの水準まで」取り組むかを考え、継続して目標を管理していくことが必要です。

(2) 活動計画策定

ア 計画の検討

活動計画の策定にあたっては、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるか検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定します。

イ 手法の検討

目標を達成するためには「誰が」「誰（対象者）に」「どのような手法（防災研修、防災訓練、啓発物の作成など）で」「どのような工夫が必要か」、時間、予算、物的・人的資源などの要素を加味して検討します。

ウ 優先順位

各種対策の関連性を考慮し、項目別に「優先順位」や「重点項目」を決めて取り組むことも効果的です。

第4 災害時の活動マニュアルの作成

自主防災組織が災害時に円滑かつ効果的な組織活動を実施するためには、あらかじめ「災害時の活動マニュアル」を策定しておくことが重要です。

「災害時の活動マニュアル」は、地域や災害危険等の特性を考慮し、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、避難行動要支援者が多い等、地域の実情を踏まえた上で、自主防災組織毎に「災害時の活動マニュアル」に反映させることが重要です。

また、作成した活動マニュアルは、組織体制やその他の状況等を踏まえ、適宜検証や見直しを図ることが望まれます。

1 災害時の活動マニュアルに位置付けるべき項目

- (1) 組織体制
- (2) 地域活動拠点などの指定参集場所および参集基準
- (3) 災害情報等の連絡（伝達）系統図
- (4) 役割、行動手順

2 必要となる活動と主な役割（例）

必要な活動	日常の役割	災害時の役割
総務	全体調整 他機関との連絡調整	各種活動の総括 必要な組織体制の編成 地域の被災状況、災害対応の見通し等の分析 災害対策地区防災拠点等との連携
情報	情報の収集・伝達 広報活動	情報の収集、伝達、整理および分析 地域住民への広報活動
連絡員	情報の収集・伝達 広報活動	災害対策地区防災拠点に参集し、配備職員との連携 地域の情報の収集、伝達 市災害対策本部の情報の収集、伝達
消火	移動式ホース格納箱等の 器具点検 防火広報	地域内の初期消火活動 火災発生予防措置等の声掛け 火災発生場所、消火状況等の把握
救助・救出 応急救護	資機材調達・整備	負傷者等の救助・救出、応急救護活動 医療救護所等への負傷者の搬送 要救助者等の状況把握
避難誘導	避難路（所）・標識点検	避難所等への円滑かつ安全な誘導活動 地域内への要避難者の残留状況把握 在宅避難者等の状況把握
避難行動要支援者 支援	避難行動要支援者の把握 避難支援方法の検討	避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援 在宅避難生活等における必要な支援活動
給食・給水	調理器具等の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
避難所運営	避難所の状況確認 配備職員との連絡調整	避難所の開設、避難者の受け入れに関する活動 避難所の運営支援に関する活動

※ここでは、災害発生時に考えられる活動をもとに、主な役割の一例を示しています。

必要な活動は、自主防災組織毎に検討し定めます。

※災害の状況により長期的かつ継続的な活動が必要となることがあります。

そのような場合には、状況に応じた必要な体制を適宜検証し、活動を固定化せず、状況に見合った対応を行うことが必要です。

第5 防災リーダー

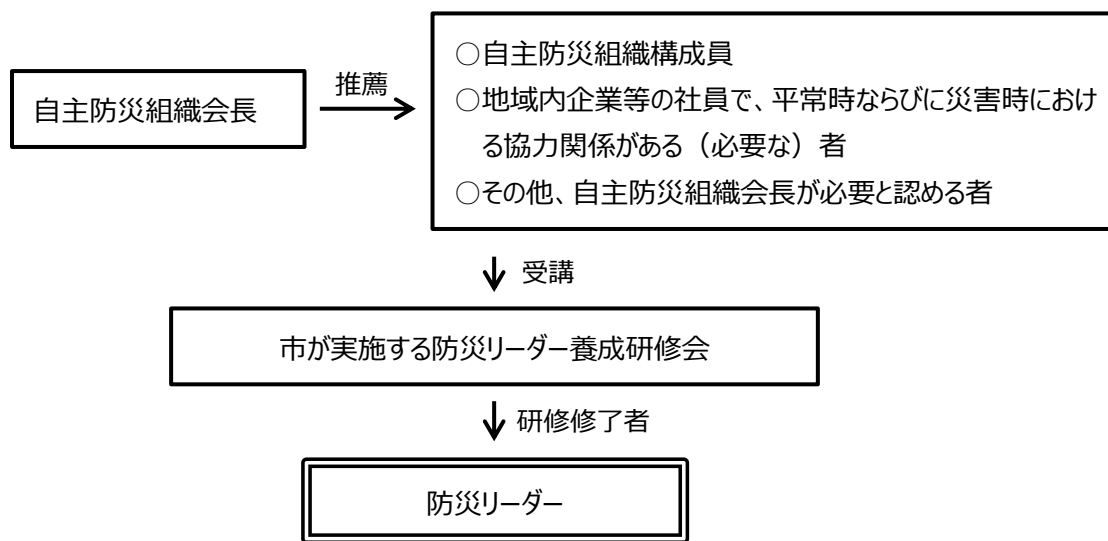
1 防災リーダーの位置づけ

防災リーダーとは、平常時および災害時における地域の防災活動をより機能的に行うことを目的として、自主防災組織会長の推薦を受け、市が実施する防災リーダー養成研修会を修了した人をいいます。

また、防災リーダーの活動は、「自らの身は自ら守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の精神に基づいたボランティア活動にあたります。

防災リーダーに任期はありませんが、自主防災組織の一員として自主防災組織会長のもと、防災訓練の企画への参画、地域住民への防災技術の指導、防災知識の普及・啓発を図るなど、様々な状況下において、活動力、年齢、性別等に応じた役割を担い地域防災力の更なる強化に向け活動していただきます。

なお、人材の募集・育成にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映するためにも、女性の参画を促進し、リーダーに複数の女性が含まれるようにするとともに、地域に存在する防災に関心の高い人材を活用する仕組みをつくる必要があります。



2 防災リーダーの役割

防災リーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身に付けるとともに、地域の安全点検や危険個所の把握に努め、日頃から地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の活動を円滑かつ実効性のあるものとするために、地域防災活動の中核としての役割を担います。

自主防災組織の活動は、平常時や災害発生時など、活動の内容は多岐に渡ります。このような組織活動を主導する防災リーダーには、自主防災組織の様々な活動目的達成のために、幅広い能力や臨機応変な対応力などが求められます。

また、自主防災組織の運営に必要なリーダーシップと災害現場におけるリーダーシップの発揮の仕方も


変わってきます。

これらの現状を考えると、リーダーシップの発揮は必ずしも限定されたリーダーに期待するのではなく、自主防災組織に集まる防災リーダーをはじめとした、防災に関心が高く、防災知識・技術を持った複数の人々がその時々において適切なリーダー役を担うことが必要です。

3 防災リーダーの活動

防災リーダーは、地域の防災活動において中心的な役割を担うとともに、自主防災組織会長を補佐し、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者などとしての役割を担いながら、災害時には地域のとりまとめ役として活動します。

防災リーダーに求められるもの ～防災リーダーを務めるにあたって～

<p>1 ●自信 防災リーダーは、地域と共にあり、共に成長する存在です。地域をよく知ることと、地域を大切に思う心が自信につながります。</p>		<p>2 ●防災知識 地域特性、防災知識・経験習得、訓練などによる災害被害軽減技能の蓄積などを通じて防災の「知患者」となることも信頼されるリーダーに求められることのひとつです。</p>
<p>3 ●指導力 地域住民へのアドバイスなど、防災活動に対して指導する能力が必要です。平常時には、訓練などを企画・運営し、参加者に声掛けすることも求められます。</p>	<p>4 ●気配り 自己中心的ではなく、地域住民全体のために考え行動し、また、多数意見を取りまとめるとともに、少数意見を尊重できる気配りが必要です。</p>	
<p>5 ●忍耐 地域防災力の向上には、時間のかかる息の長い活動が求められます。防災活動を継続するためには、我慢強さが必要です。</p>	<p>6 ●リーダーシップ 災害時には現場の状況を取り仕切り、先頭に立って行動することが求められます。</p>	

4 防災リーダーの育成

市は、防災リーダーの育成を図るとともに、防災リーダーに対する防災知識の普及・啓発を目的とした各種研修会等を実施し、防災リーダーが、地域住民や自主防災組織等に対して更なる防災啓発活動を務められるよう支援します。

(1) 防災リーダーの養成

市は、毎年1回、「防災リーダー養成研修会」を開催します。実技訓練や座学研修の他にグループワークを実施し、地域防災活動の中核を担う防災リーダーを養成します。また、女性や若い世代の防災リーダーを積極的に養成していきます。

(2) 防災リーダーを対象としたフォローアップ研修会の実施

市は、各地区で防災訓練の際に実施される搬送法等の応急救護訓練や倒壊建物からの救助・救出訓練等の訓練項目について、地域の方への指導方法等を確認することや「HUG（避難所運

営ゲーム)」、「イメージ TEN」、「クロスロード」の実施方法について研修を行い、自主防災組織の強化・育成を目的として、防災訓練を実施する前に防災リーダーを対象にフォローアップ研修会を開催します。

参考資料4 地区別防災リーダー登録人数一覧表

令和5年4月1日現在

地区	地区内の 自主防災組織数	防災リーダー人数	
			内女性人数
茅ヶ崎地区	19 組織	206 人	48 人
茅ヶ崎南地区	6 組織	179 人	61 人
海岸地区	12 組織	302 人	114 人
南湖地区	6 組織	99 人	24 人
湘南地区	8 組織	219 人	59 人
鶴嶺東地区	9 組織	255 人	72 人
鶴嶺西地区	10 組織	111 人	24 人
松林地区	9 組織	202 人	54 人
小和田地区	6 組織	180 人	52 人
松浪地区	14 組織	329 人	103 人
浜須賀地区	12 組織	155 人	57 人
湘北地区	7 組織	142 人	40 人
小出地区	17 組織	237 人	53 人
合計	135 組織	2,616 人	761 人

【防災訓練での防災リーダーの活動の様子】



【防災リーダー養成研修会の様子】



コラム “組織を作り、人を育むことの意味”

地域にとって、なぜ自主防災組織や防災リーダーが必要なのでしょうか？言うまでもなく私たちは、様々な制度やルールの中で生活していますが、それは社会全体から見れば一定の秩序を保ちながら生きていくことに他なりません。しかし、ひとたび大規模災害が発生すれば一時的にせよ、その秩序が乱れます。この乱れた秩序を一刻も早く普段の状態に戻すためには、市役所や防災関係機関のみならず地域や家庭、事業所など様々なレベルで、被害の最小化と速やかな復旧といった社会全体の共通目標に向かって行動することが必要です。

皆さんご存知の災害対策基本法はそれらの活動を念頭においた制度です。そして自主防災組織は、まさにこの制度に基づいて作られた防災組織で、地域での被害の最小化を目指し、災害時のみならず平常時から様々な活動が期待されています。

さて、この自主防災組織を動かすには、その組織の活動目的（「組織目的」）が明確で、組織のメンバーもその目的を達成しようとするやる気（「貢献意欲」）があり、更に自主防災組織と地域が連携（「情報共有」）して活動できるような仕組みを持っていることが必要です。この三つの項目を理解し、更に地域の防災活動に必要な知識や技能、リーダーシップといった能力を備えた人材として防災リーダーがいます。

いずれにしても地域にとっては、日ごろから自主防災組織や防災リーダーと地域の皆さんが緊密に連携し、様々な防災活動に取り組むことを通じて自主防災組織を強化し、地域にとって有能な人材を育てていくことが大変重要なこととなります。

（茅ヶ崎市防災危機管理アドバイザー 佐藤 喜久二）

気づいたことを記入しましょう！

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

第2章 地域（まち）づくり

災害対策地区防災拠点	市が設置する災害対策地区防災拠点 公立小・中学校 32 校に設置 避難所、情報の収集・伝達、飲料水・食糧・物資等の分配が主な業務
地域活動拠点	自主防災組織活動を行う拠点（本部）
一時（いつとき）避難場所	小さな単位毎に定めた身近で一時的な避難・集合場所 自治会の班や組を単位にあらかじめ選定 例）公園、広場、駐車場、〇〇様宅前 等

第1 防災に関する主な活動場所

1 災害対策地区防災拠点

市は、大規模地震等広域災害から市民の生命、身体および財産を保護し、災害時の情報収集・伝達および応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、公立小・中学校を災害対策地区防災拠点として位置づけるとともに、あらかじめ指定した職員を拠点配備職員として配置しています。

(1) 設置条件

- ア 本市で震度 5 弱以上を観測したとき
- イ 警戒宣言が発令されたとき
- ウ その他市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

- ア 公立小学校 19 校
- イ 公立中学校 13 校（医療救護所を兼ねる）

(3) 災害対策地区防災拠点の役割・業務

- ア 避難所の開設および避難者の受入れ
- イ 災害対策本部との連絡調整
- ウ 市域の被災状況や必要な災害情報、生活に必要な情報等の提供
- エ 地域活動拠点との連携
- オ 周辺地域の被災状況の把握（情報収集・整理）
- カ 飲料水・食糧・生活必需物資等の集積・分配
- キ 在宅避難者等への支援
- ク その他災害の状況により必要な業務



参考

■ 「災害対策地区防災拠点」

一般的に小中学校を「避難所」と呼んでいますが、「避難所」は「災害対策地区防災拠点」機能の一部を示しています。

主に災害時に市と地域をつなぐ「拠点」としての役割を持ちますが、情報の収集伝達や物資等の分配、避難所の運營業務等、その多くが地域に係る業務であり、配備職員や学校職員だけではなく、地域住民が主体的に関わることが求められます。

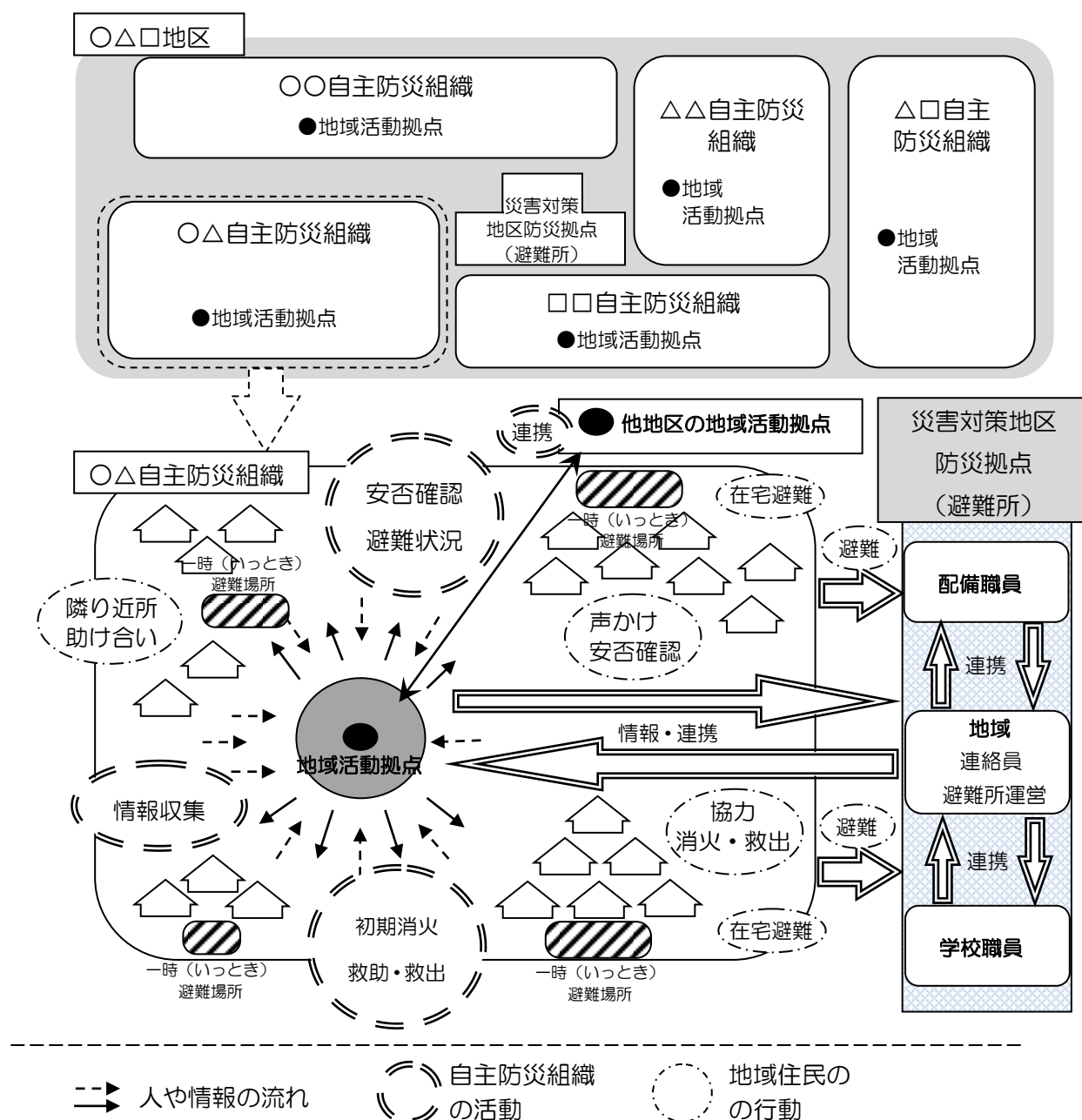
2 地域活動拠点（本部）

災害時に自主防災組織活動を行うためには、防災リーダーや地域住民を集め、災害情報や地域内の被害情報、地域住民および避難行動要支援者等の安否確認情報等を集約し、効果的な応急対策活動を行うための拠点となる「地域活動拠点」を定め、自主防災組織の「本部」を設置する必要があります。

地域活動拠点は、地域の住民が日頃から使いなれている自治会館や公園などの人が集まることができるスペースのある場所から選定します。

また、災害時に、公園などの屋外の場所を地域活動拠点とし、本部を設置する場合は、テントを設営するなどして本部の存在を明らかにします。

なお、地震や台風等の風水害時など、地域の状況により想定される被害が異なる場合は、災害ごとに適切な地域活動拠点を選定しておくことも考えられます。



3 一時（いつとき）避難場所

自主防災組織は、災害発生時における避難行動要支援者や隣り近所等の安否確認を迅速に実施することを目的に、地域住民が日頃から馴染みのある自治会の班や組などを単位とした身近な集合場所「一時（いつとき）避難場所」を定めます。

また、この集合単位を「班」として、地域住民の安否や被災状況を集約する上での単位とします。

一時（いつとき）避難場所は、近くの公園や広場、駐車場、〇〇様宅前またはゴミ集積場所など、地域住民がわかりやすく、集合できるような空地等から選定します。

津波災害等の緊急避難を要する災害時には、このような一時（いつとき）避難場所への避難・集合ではなく、津波一時退避場所へ各自が迅速な避難を行えるような、災害特性に応じた必要な避難行動を示しておくことが必要です。

(1) 平常時の取り組み

自主防災組織は、自治会や地域住民と連携して、班毎に「一時（いつとき）避難場所」を定め、地域住民に対し周知を図ります。

(2) 災害時の行動

ア 地域住民は、災害発生後、自身や家族の安全確保に努めます。地震の揺れが収まったら、火災予防措置（ガスの元栓を閉める、ブレーカーを切る）等の二次被害予防措置を講じ、一時（いつとき）避難場所へ集合します。

イ 避難行動要支援者や隣り近所の安否確認を行います。

ウ 家屋に閉じ込められて避難できない人や、瓦れき等の下敷きになり、救助を要する人がいないか等、要救助者等の確認を行います。

エ 火災や二次災害の危険がないか確認します。

オ 火災が発生していたら、可能な範囲で速やかに初期消火活動を行います。

カ 班の代表者は、班（一時（いつとき）避難場所）の状況（安否確認状況、被害状況、二次災害等の発生状況、地域内の避難状況など）を地域活動拠点へ報告します。



参考

■「一時（いつとき）避難場所」

日頃から顔を合わせている地域住民同士が、災害発生時に速やかに安否確認等を行うことで、隣り近所の助け合い、すなわち「共助」を円滑に行うことができます。

そのため、その集合場所として、地域の実情に見合った「一時（いつとき）避難場所」を定めておくことが有効です。

また、災害発生時の地域住民の取るべき行動をあらかじめ周知しておくことも必要です。

■一時（いつとき）避難場所選定のメリット

○自治会の組・班などの小さな単位で一時的に避難・集合する場所を示すことで、災害時に速やかな安否確認、初期消火、救助・救出活動が可能となります。

○災害時の不安・混乱の防止。隣り近所の声かけにつながります。

○避難行動要支援者に対する迅速な支援が可能となります。

○災害時には、自宅での生活が可能であれば自宅で避難生活（在宅避難）を送るよう促すことができ、避難所へ避難する場合においても、避難所で個別に対応するのではなく、ある程度の集合体での受入れが可能となり、避難所の混乱防止につながります。

■一時（いつとき）避難場所を選定する上で必要な取り組み

- できるだけ小さな単位を基準とできるような一時（いつとき）避難場所の確保
- 一時（いつとき）避難場所の周知、一時（いつとき）避難場所の表示（プレート・標識等）の設置
- 避難行動要支援者など、隣り近所の声かけの必要性の把握および手順の確認
- 災害時の避難行動に係る具体的なイメージの普及（訓練の実施）
- 津波などの緊急かつ迅速な避難行動が必要な災害時における災害別行動の周知

主な地域の防災活動場所

- 地域内の災害対策地区防災拠点
（）
- 地域活動拠点
平常時（）
災害時（）
- 一時（いつとき）避難場所を検討する際の留意事項、地域の特性など

4 災害対策地区防災拠点の役割と地域防災活動

災害発生時、自主防災組織は、いち早く地域の被害情報等を把握し、市に伝えることで、市は迅速な応急対策活動や救援救助活動を実施することができます。

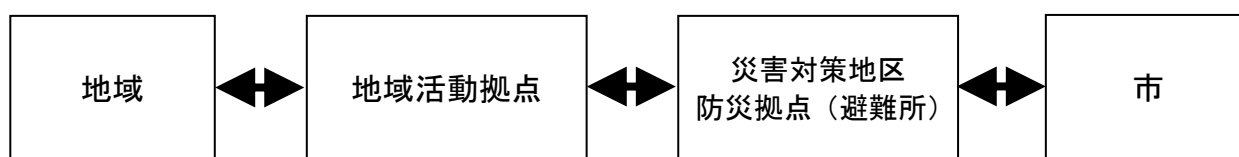
そのためには、地域と行政が連携し、的確な情報収集・伝達を行うことが、市全体の減災に繋がります。

災害時の地域における防災活動は、自治会館等を自主防災組織の活動拠点とし、地域の被災状況の把握や安否状況、避難状況等の整理を行うとともに、必要な応急対策活動を実施します。被災状況や安否状況等は、まずは自治会の「班」単位で、一時（いつとき）避難場所に集約し、そこで把握した情報を地域活動拠点で取りまとめ、災害対策地区防災拠点へ報告します。（報告様式：76～82ページ参考）

災害対策地区防災拠点では、市域の被災状況や応急対策活動実施状況、避難状況等を市災害対策本部や地域活動拠点、周辺地域から収集します。

自主防災組織は、災害対策地区防災拠点が収集した情報入手し、地域活動拠点で整理するとともに、地域住民に対し、掲示板や地域内の広報活動等を通じて広報します。

このように、災害情報の収集や伝達については、災害対策地区防災拠点と地域活動拠点が連携して行い、地域防災の中核である地域活動拠点から、地域住民に対し必要な情報提供を行っていきます。



5 地域活動拠点と災害対策地区防災拠点との情報の伝達

地域活動拠点と災害対策地区防災拠点が必ずしも隣接していないことから、より早く地域活動拠点と災害対策地区防災拠点との情報伝達を行うため、各自主防災組織より「連絡員」を選出します。

連絡員は災害時、災害対策地区防災拠点に参集し、配備職員と連携しながら、地域活動拠点と災害対策地区防災拠点との情報の伝達、配備職員との情報の共有を担います。そのため、連絡員は地域の情報や防災活動に精通している方が担当することとなります。

連絡員と地域活動拠点との情報の伝達をより迅速に行うために、簡易無線機の活用が効果的です。

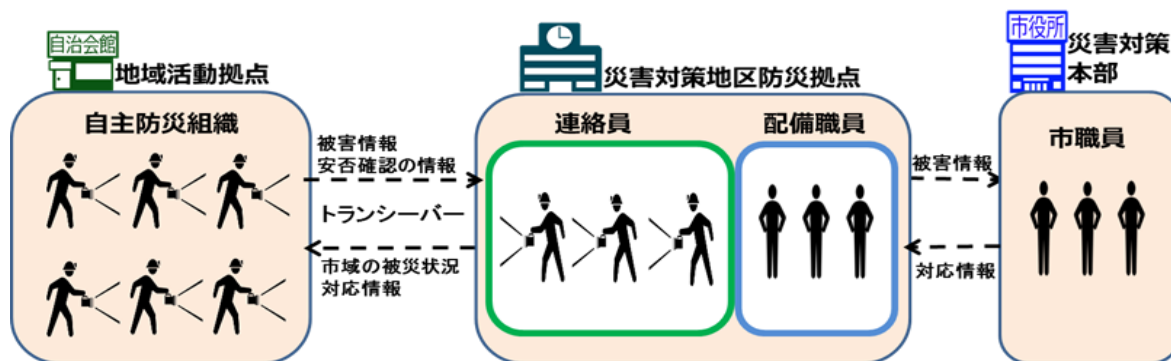
連絡員を災害対策地区防災拠点に配備することで、自主防災組織としても、地域の被害状況をいち早く伝えることができ、また市域全体の情報をよりスムーズに把握することができます。



参考

■連絡員の役割

- 自主防災組織で予め選出した連絡員（交代要員を含め複数名）は、災害対策地区防災拠点に参集します。
- 地域活動拠点からの被害情報や安否情報等の報告を受け、配備職員と共有します。
- 市災害対策本部からの情報を配備職員と共有し、地域活動拠点へ報告します。



■情報の優先度

災害時は様々な被害情報が地域活動拠点に集められることが想定されます。その中でも人命に係わる情報や、大規模な被災情報など優先度の高い情報をより早く、災害対策地区防災拠点に報告することで被害の軽減に繋げることができます。

しかしながら、情報の優先度は災害の段階によって変化していきます。発災直後は優先度の高い情報であっても、時間が経過していくなかで、その優先度が変わっていくことから、情報の優先度を的確に把握し、情報伝達を行うことは非常に困難です。

そのため、災害対策地区防災拠点に報告する情報については「自主防災組織では対応が困難な被害や問題」、「安否確認の結果（途中経過も含む）」を基本とし、それ以外に優先度が高いと判断する情報について、報告します。

第2 地域の予防対策

地域の防災対策を考える上では、災害が発生したら地域がどのようになるのかを、発生する災害や被害の状況を具体的にイメージしておくこと、そのイメージを地域で共有しておくことが重要です。

そのため、地域で起こり得る危険や備えるべき災害などを考え、自分たちの居住する地域を再確認しておくことが大切です。

1 災害予防活動

自主防災組織は、地域で起こり得る災害や被害の状況を把握し、地域の特性に応じた災害予防活動を行います。

また、市が行う各種災害に対する取り組みへの協力や地域住民への周知など、防災意識の向上を図りながら知識啓発、技術指導等を行います。



参考

■主な地域での災害予防活動

- 地域で起こり得る危険性の把握
（大規模な延焼火災、津波、河川氾濫、浸水など）
- あらかじめ考えられる地域内の危険箇所の把握
（大規模地震時に閉塞されることが想定される道路、危険なブロック塀、地下通路など）
- 地域住民に対する災害危険性の周知
- 地域の特性を考慮した防災訓練の実施
- 地域の防災マップの作成
- 地域内の避難所や津波一時退避場所、広域避難場所等の周知
- 地域内の企業等（企業、事業所、商店等）と連携した災害対応への取り組み

2 地域の災害危険の把握

日頃から地域の災害危険を把握し、防災に関する認識を高めることも必要です。住み慣れた地域を、「もし災害が起きたらどうなるか」「どんな危険が考えられるか」などという視点で検証することが大切です。

また把握した地域の災害危険については、地域住民に周知し、取り組むべき対策について日頃から話し合い共通認識を持つとともに、各家庭や地域が災害に対する備えを十分にしておくことが重要です。

(1) 延焼火災の危険性

本市の都市構造は、木造住宅が密集して立ち並び、延焼遮断帯となるような幅の広い道路や空地等が少なく、発生した火災を消火できなかった場合、延焼火災が拡大することが想定されます。

各家庭で火を出さない取り組みを推進していくとともに、地域住民が連携して初期消火活動を実施することが被害を最小限におさえ、延焼火災を防止するために効果的といえます。

そのため、各家庭での出火防止対策をはじめ、地域内の「街頭消火器」や「移動式ホース格納箱」の設置場所、「消火栓」の位置などを日頃から確認し、取り扱い方法の習得を図るとともに、地域住民への意識付けを行っておくことが大切です。

ア 茅ヶ崎市の火災被害想定

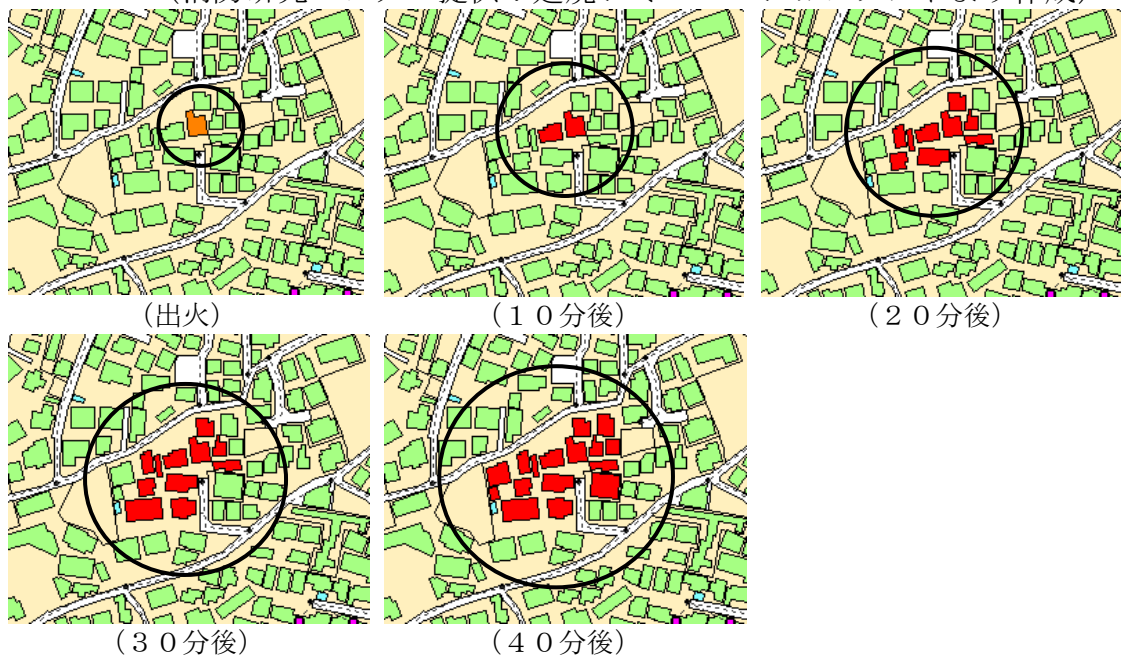
平成27年3月に発表された「神奈川県地震被害想定調査報告書」の茅ヶ崎市の被害想定（想定地震：大正型関東地震 冬の18時発生の場合）では、出火件数80件、焼失棟数12,000棟となり、市域全体の15.75%の建物が焼失することが予測されており、他市町と比較すると、「焼失棟数」と「出火を原因とする死者数」が特筆して多い結果となっています。

イ 茅ヶ崎市の特性

市は、人口24万1千人（平成30年3月1日現在）の東京近郊のベッドタウンとして「木造住宅が密集して立ち並ぶ都市構造」のため、火災による延焼危険度が高く、火災による被害想定が大きくなることが要因としてあげられます。

図：火災を放置した場合の延焼拡大想定イメージ

（消防研究センター提供：延焼シミュレーションソフトより作成）



木造建築物の火災を放置するか、もしくは消火できなかった場合、上図のように火元の家から隣の家へ、さらに向こう隣の家へと延焼が拡大することが想定されます。

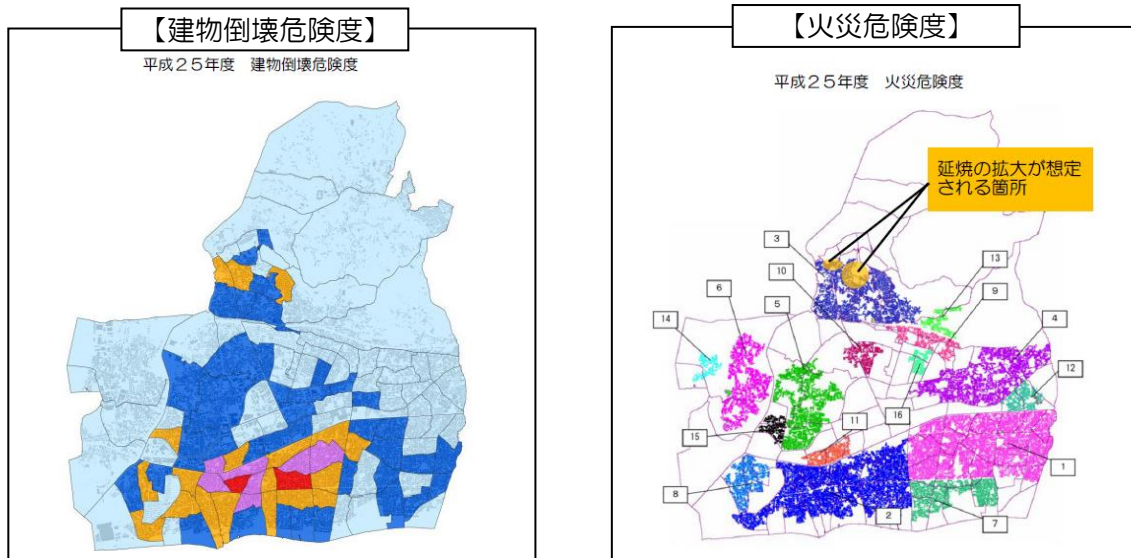
このように延焼が拡大し運命を共にする建築群のことを「クラスター」といい、市内には500棟以上の建物数で構成されたクラスターが16箇所存在し、特にJR東海道線以南の10,671棟と9,241棟の二つの巨大クラスターは、県内最大規模となっています。

ウ 地震による地域危険度測定調査

市の地震に対する危険性を把握し、市民と行政などが協同で災害に強い都市づくりを推進することを目的に、平成20年度に「地震による地域危険度測定調査報告」を作成しました。この調査は、5年ごとに実施することとなっていることから、平成25年度に最新の固定資産課税台帳

データや建物の更新状況をもとに、建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率及び区内通過確立の検証を行いました。

【平成25年度地震による地域危険度測定調査報告】



<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1008006/1008025.html>

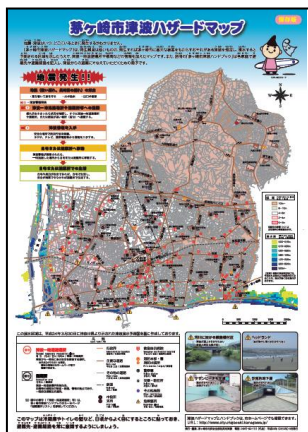
(2) 津波の危険性

市発行の「津波ハザードマップ」および「津波ハンドブック」による浸水予測区域や浸水深などを把握するとともに、地域の標高や避難に適した場所などをあらかじめ周知を図り、大津波警報等の発表時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、各家庭で「津波ハンドブック」を検証するとともに、実践的な避難訓練を繰り返し行っていくことが大切です。

津波ハザードマップの浸水想定とされている「最大クラスの津波」に対しては、いかなるハード対策よりも、住民の避難行動の重要性が指摘されています。

地域の特性や予測される津波高などをもとに、住民の避難意識の向上を図るとともに安全な避難誘導を行えるよう、訓練などを重ねていくことが大切です。

【津波ハザードマップ】



【津波ハンドブック】



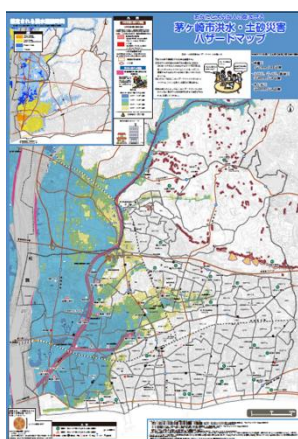
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001318/1001412.html>

(3) 大雨による浸水被害や土砂災害、がけ崩れ等の危険性

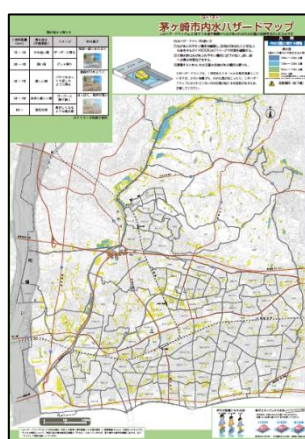
市発行の「洪水及び土砂災害ハザードマップ」、「内水ハザードマップ」による浸水想定区域や土砂災害警戒区域の状況などから災害時に浸水被害や土砂災害、内水氾濫等の危険が考えられる場所についてあらかじめ把握し、避難対策を講じておくことが大切です。

特に危険が想定される区域周辺の居住者や避難に時間を要する高齢者や障害者などの避難行動要支援者への声かけや情報伝達、避難支援など、地域ぐるみの対策が必要です。

洪水・土砂災害ハザードマップ



内水ハザードマップ



<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001267/1043927.html>

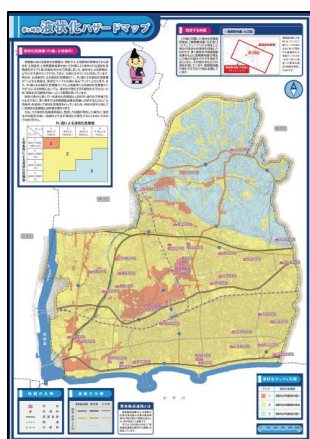
(4) 液状化の危険性

水分が多く含まれる地盤において、強い地震の揺れにより地中の土の粒の安定が崩れ、地盤が泥水のような状態になることを「液状化」といいます。

液状化は、低地や埋立地などで起こりやすいとされ、場合によっては、泥水が地表に噴き出すことがあります。

液状化が起ると、地盤の低下、地中のマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・倒壊などの被害が発生することがあります。

【液状化ハザードマップ】



<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1008005.html>

(5) 地域の災害履歴に習う

関東大震災の被災状況やこれまでの風水害など、地域における過去の災害履歴を知り、起こり得る災害への必要な備えを行うことが大切です。

防災訓練や防災研修会、その他集会やイベント等の機会をとおして、これまで地域で起きた災害や被害の状況等について、語り継いでいくことも必要です。

(6) その他

地域の都市構造などの社会的条件や海岸・河川などの自然的条件を踏まえ、起こり得る災害危険を想定するとともに、危険箇所の巡視体制や必要な対策について検証し、起こり得る災害への必要な備えを行うとともに地域ぐるみで共通認識を持つことが重要です。



■地域の危険箇所把握の視点（一例）

「地震が発生したら」「大規模な延焼火災が発生したら」など、地域で起こり得る災害発生時の状況を具体的にイメージし、「どのような被害が生じるか」を検証し、地域でできる具体的な対策を検討します。

- 延焼火災の発生（初期消火対策（消火用具の整備、取扱要員の養成、水利等の把握）、広域避難場所等への避難誘導など）
- ブロック塀等の倒壊（避難路の安全確認、緊急通行車両等の通行、点検・改善など）
- 広域避難場所や避難所、津波一時退避場所など、避難場所の特性やそれぞれの経路
- 避難行動要支援者の避難（名簿を活用した地域内全体数や要支援者の特徴の把握、日頃からの関わり、必要な支援体制（支援の程度、支援者の状況）など）
- 市が作成する「ハザードマップ」や「地震による地域危険度測定調査報告」などの防災啓発冊子等から知り得る地域の災害危険

■災害を事前に学ぶためのタブレット・スマートフォン用アプリ

「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」

「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」は、茅ヶ崎市の様々な防災情報をスマートフォン等の端末のカメラ機能を介して、実際の風景に重ね合わせて確認できるアプリです。

まちの危険性などをより現実に近いかたちで事前に把握することで、災害発生時にどのような行動をとったらいいのか、考えることができます。



<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1008007.html>

（都市政策課）

3 地域（まち）歩き・防災マップづくり

実際に地域を歩き、地域の災害危険箇所を把握し、防災に対する認識を高めることが、地域防災力の強化につながります。

このような地域（まち）歩きにより把握した危険箇所や想定される被害状況と防災拠点等をあわせて地図に記入していくことで、地域の防災マップを作成することができます。

防災マップを地域住民や小学生、中学生等と一緒に作成することで、子供たちの防災教育はもとより、保護者をはじめとした、日頃地域の防災活動に関わりの少ない方の参加や防災意識の向上につながります。

また、「親子で防災ウォーキング」などと題した防災イベントを企画し、地域内を防災視点で歩き、防災マップを作成していくような取り組みも効果的です。



参考

■地域（まち）歩きを行う上での視点

- 避難場所（避難所、広域避難場所、津波一時退避場所、一時（いつとき）避難場所）の場所や災害時の役割
- 地域内の道路の様子（道幅、舗装の状況、道路工作物など）
- ブロック塀や電柱などの倒壊・転倒予測（災害時に通行できるか）
- 住宅の立ち並び、密集性
- 消火栓や防火水槽、移動式ホース格納箱、街頭消火器等の設置場所
- 公園や田畑、小川、水路、井戸（個人宅）等の様子
- 避難行動要支援者の所在
- 福祉関連施設など、災害発生時に協力を必要とする地域内の施設の場所
- 地域の災害履歴など、災害に関する伝承を知る
- 市が作成する各種ハザードマップ等による情報

■茅ヶ崎市防災“も”まちづくりワークショップ

災害に強い都市づくりを進めていくには、公助のみならず、自助（個人）、共助（地域）が相互に協力して地域の防災に関する課題に取り組んでいくことが重要であることから、市では、平成21年度より自助・共助の強化を目的に「防災都市づくりワークショップ」を開催しています。

ワークショップでは、地域の住民の方々が主体となり、中学生参加のもと「体験」、「まち歩き」、「話し合い」、「発表」を通じて、防災都市づくりをどのように進めていくことが大切であるかを、地域の皆様と一緒に考えます。

ワークショップ後の取り組みとして、「防災マップ作り」や「自治会役員宅への消火器設置」、「一時（いつとき）避難場所の看板設置」などが地域独自の取り組みとして実施されています。

市では、この地域主体で進める「防災都市づくりワークショップ」を市内全域に展開していくため、技術的支援や助言等を行っていきます。

※ワークショップ

地域の課題を解決するために用いられる一つの手法。さまざまな立場の人が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。司会進行役（ファシリテーター）を中心に、参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境の場であり、参加者全員が体験するものとして運営される。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007927/1008018.html>

（都市政策課）

地域の災害特性

○地域に起こり得る（起きたことのある）災害、特に備えるべき災害

○地域の特性（住宅、道路、公園など）

○地域内で災害時に危険となる場所

○避難場所や避難経路など

○災害時に役立つ施設や空間（企業や店舗、農地、公園など）

コラム “自助・共助と多様な主体の取り組み”

防災活動における自助や共助については、改めて説明の必要はないと思いますが、ここでは、自助・共助と東日本大震災以降叫ばれ始めた「多様な主体の取り組み」との関係についてお話しします。

これまで、地域の防災力として、自分の命は自分で守る「自助」や個人の対応能力の限界を補う「共助」があり、しかも共助の中心的役割を演ずるのが訓練を受けた消防団、防災に関する知識や技能を有する自主防災組織といわれてきました。

しかし、皆さんの回りには工場や商業施設、事務所など様々な事業所があります。また、福祉施設や医療機関、保育園など要配慮者といわれる人たちがいる施設もあります。実はこのような事業所や施設も一般市民同様、自ら可能な限りの防災努力を行わなければなりません。このことが、最初に述べた「多様な主体の取り組み」という意味です。

この「多様な主体の取り組み」それ自体は、しごく当然のことですが、実は地域にとっては課題もあります。それは、それらの事業所が災害発生時に地域の皆さんと歩調を合わせた行動が取れるか？ということです。もちろん福祉施設や医療機関などの要配慮者施設は行政との係わりが強く、災害時においても公助と連携した行動がとれる可能性がありますが、小規模な工場や事務所などについてはその限りではありません。

したがって、これからの自助・共助の取り組みでは、地域の中にある様々な事業所と災害時の役割などについて話し合い、連絡体制を整え、地域に所在する様々な人たちが持っている力を最大限発揮できるような防災力を構築していくことが必要になります。

（茅ヶ崎市防災危機管理アドバイザー 佐藤 喜久二）

メモ

気づいたことを記入しましょう！

第3章 平常時の活動

第1 防災知識の普及・啓発

1 地域住民への防災知識の普及・啓発

地域住民が防災知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組むことが重要となります。

地域住民全員が防災に関する正確な知識を持つことができるように、みんなが楽しんで参加できる催しを開催するなど、誰もが参加しやすいような工夫を行い、継続的に防災知識の普及・啓発を行っていくことが必要です。

2 家庭での防災対策の推進

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

また、大規模な災害発生直後は、道路の損壊や交通渋滞等により、飲料水や食糧等の救援物資が十分に行き渡らないことも考えられます。

これらのことから、各家庭において災害に対する備えをしておく事が非常に重要となります。

しかしながら地域住民には、まだまだ「自分の家は大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった意識が残っており、具体的な行動に結びつかない状況も見られるため、地域内の各家庭への呼びかけ等を、自主防災組織と市が連携して継続的に取り組む必要があります。

【茅ヶ崎市市政情報紙「自分は大丈夫」だと思っていないませんか？】（平成24年3月発行）



(1) 耐震診断、耐震補強等の建物の安全対策

今住んでいる家が木造で昭和56年5月31日以前に建築された場合は、大きな地震に耐えられるかどうかを確認する必要があります。

市では平成18年度より、対象となる木造住宅の耐震診断および耐震補強に対して補助金を設けています。（建築指導課）

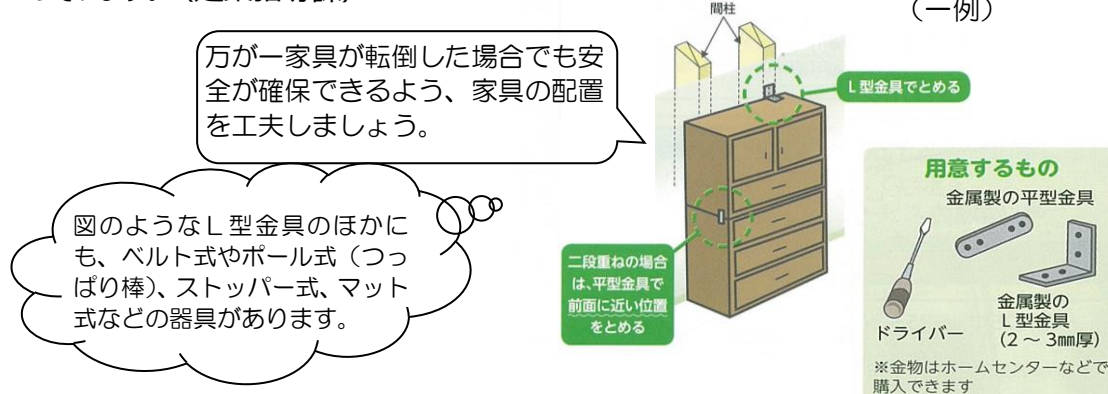


(2) 家具等の転倒・落下防止

どんなに建物を丈夫にしてもタンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかりと固定し、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにします。

また、タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では、地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の危険性がある物すべてについて対策をとる必要があります。

市では転倒防止金具などを自力で取り付けることが困難な世帯を対象に、取り付け支援事業を行っています。（建築指導課）



(3) 窓ガラス等の飛散防止

阪神・淡路大震災では、ガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラスへの取り替えやガラスの飛散防止フィルムを貼ることで予防できます。

(4) 危険なブロック塀の点検と改善

門柱やブロック塀は、見た目にはしっかりしていても、基礎の根入れがなかったり、鉄筋が入っていないなど、安全ではないものが多くあります。これまでの大きな地震においても、ブロック塀や石積みが倒壊し、負傷者が出ている事例もあります。

また、避難路や緊急輸送道路等に面したブロック塀が倒壊した場合、避難の遅れや緊急通行車両の通行の妨げとなります。

ブロック塀等がある家庭においては、点検や改善を行う必要があります。

市では避難や緊急車両通行のために、道路の更なる安全性向上と危険なブロック塀の撤去を促進するため、耐震改修促進計画に基づく施策の一環としての、危険ブロック塀等の解消に向けた補助制度を設けています。（建築指導課）

(5) 非常用持出品、防災用品等の準備

避難時にすぐに持ち出せる場所に保管し、家族の人数分に合わせて用意しておくことが望まれます。非常用持出品の重さは、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。



参考

■主な非常用持出品（一例）

- 携帯ラジオ（予備電池含む）
- 懐中電灯、乾電池（予備電池含む）
- 携帯電話・充電器
- 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）
- 感染症対策用品（マスク、手指消毒アルコール、体温計）
- 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）
- 飲料水、簡易的な食糧（チョコレート、キャンディ等）
- ティッシュペーパー、タオル、ウェットティッシュ
- 最小限の着替え、肌着等、歯ブラシ
- ホイッスル（笛）
- 家族の写真



※自身や家族の状況に応じ必要な持ち出し品を事前に考えます。

女性

生理用品、化粧水、下着等

妊産婦および乳幼児

おむつ、離乳食、粉ミルク、哺乳瓶、バスタオル、おしり拭き、母子手帳等

障害者

障害者手帳、補装具、日常生活用具、おむつ等

高齢者（要支援、要介護者）

介護保険証、介護用品、福祉用具、日常生活用具、おむつ等

ペットのいる家庭

名札、愛犬手帳、食器、ケージ、リード、ペットフード、トイレ用品等

※防災用品として、屋外避難や地域内の活動などを想定してテントやビニールシート、手袋や雨具、衣類（季節によってはジャンパーなど）、ガムテープ、カッターやナイフ等を用意しておくこともよいでしょう。

(6) 飲料水・食糧等の備蓄（家庭での自己備蓄）

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることや行政による救援活動が困難な状況も考えられます。そのため各家庭において7日間以上は生活できるように飲料水や食糧の備蓄に取り組んでおくことが大切です。

■主な家庭での自己備蓄の物品（一例）

家族構成に応じて、7日以上分の備蓄を確保します。

- 飲料水
- 食糧
- 携帯トイレ

トイレットペーパー



※従来、家庭での自己備蓄は最低「3日分」程度を目標とされておりましたが、国の中央防災会議（平成25年5月）では、新たに家庭での備蓄を「7日分」以上とする「自活」を求める方針が示されました。

(7) 住宅用火災警報器の設置促進、家庭用消火器の備え等の住宅防火対策

日頃から住宅用火災警報器の設置や消火器を備え付けるなど、各家庭における出火防止対策に取り組んでおくことが重要です。

地震などの災害発生時には、ストーブやガスコンロなどの火気器具が出火の原因となります。地震の揺れがおさまったら、落ち着いて使用中の火気器具の火を止めます。万が一、火災になった場合は家庭用消火器などで初期消火を行い、各家庭において火を出さない取り組みが必要です。

(8) 感震ブレーカーの設置

地震による二次災害としての火災の恐ろしさは過去の教訓からよく言われおり、生活様式の変化により、その出火原因は変化してきています。

近年の大規模地震においては、電気を起因とする火災が多くみられるようになっており、平成7年の阪神・淡路大震災においては、出火原因が不明なケースを除く火災の約6割、平成23年の東日本大震災においても、地震型火災の約6割が電気火災であったといわれています。原因は、地震が発生する前に使用していた電化製品が電源の入った状態のまま転倒し、あるいは位置が変わってしまい、その状態で停電となったため、電気が復旧すると、つけっぱなしであった電化製品に急に電気が流れ、あるいは家具や落下物のために半断線した電気コードがショート等を起こして火災につながったというものです。このほかにも、地震直後に漏洩したガスに自動的に回復した電気の火花が飛んで、火災が発生する場合などもみられました。

このような電気火災を防止するためには、地震時に一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断する感震ブレーカーは有効な手段です。自主防災組織においても、大規模災害時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及に取り組むことが必要です。

なお、感震ブレーカーを設置する際には、安全な避難のため、懐中電灯の準備や停電時に作動する足元灯の設置等を進めるとともに、在宅用医療機器がある場合は、電力供給を遮断するコンセントを選択することができる「コンセントタイプ」の設置が必要になります。

市では、感震ブレーカー及び感震機能付分電盤を普及させることにより、地震の発生に起因する火災を防止させることを目的として、平成28年度より、まちぢから協議会（未設立の地域は、地区自治会連合会）を対象に、補助制度を用意しています。（都市政策課）

今すぐ対策を!

地震による電気火災対策を!

かんしん
感震ブレーカーが効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。

その他 (50件)	46%	電気関係 (58件)	54%
-----------	-----	------------	-----

※日本火災学会「2011年東日本大震災 火災等国産調査報告」より作成

地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

▲「電気火災の事例(その1)」
地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。 → 停電した状態から復旧し、ストーブが作動。 → 紙類に着火、火災が発生。

▲「電気火災の事例(その2)」
家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引当りで損傷。 → 通電の瞬間、コードがショート。 → 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落とす。電気火災防止。	分電盤に設置機能を外付けするタイプで、感震ブレーカーが設置されている場合に地震発生。	コンセントに内蔵されたセンサーの揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落とす。電気を遮断。
約4,000円(標準的なもの)	約2万円	約1,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

※1) 住宅の電気配線が複雑で、1個あたり5,000円程度。

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】
神戸市消防局消防予防課 消防設備グループ 電力安全課
〒210-8501 東区東雲4-1-1 消防庁5階
TEL (078) 5401-1742
総務課 広報グループ <http://www.west1.go.jp/>
消防課 広報グループ <http://www.kobe-cg.jp/>
消防課 広報グループ <http://www.kobe-cg.jp/>

内閣府 消防庁 経済産業省

(9) 家庭内での役割分担

日頃の防災対策や突然災害が発生した時に誰が何をするのか、また、家族が離れ離れになったときにはどこに集合するのかなどをあらかじめ決めておくことが望まれます。

(10) ペットの防災対策

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者のこころのケアの観点からも重要です。

平成23年の東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じました。また、飼い主とペットがともに避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例もみられました。

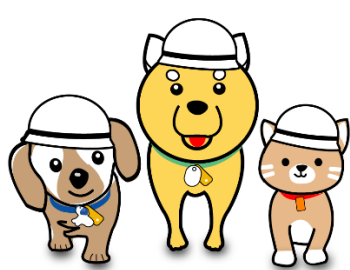
これを受けて、環境省では平成25年6月に『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』を作成。その中で、放浪したペットによる人身危害や、在来の生態系や野生生物への影響、ペットの繁殖等を防ぐために、飼い主の安全確保を前提としたうえで、ペットと飼い主と一緒に避難所に避難する「同行避難」について明記され、周知が進められています。

茅ヶ崎寒川獣医師会、市保健所、寒川町役場、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県動物保護センターで構成される、「茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会」では、避難所におけるペット問題の発生を抑え、ペットの受け入れを円滑に行えるようにするためのガイドライン「避難所でのペットの受け入れについて」を平成18年10月に作成し、随時、内容の更新を図りながら、周知に努めています。


【避難所でのペットの受け入れについて〈ガイドライン〉】（令和5年4月改訂版）

令和5年4月
改訂版


避難所でのペットの受け入れについて
〈ガイドライン〉



茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会



※ チラシ（飼い主啓発用）





避難所

ペットの飼い主の方へ

ここは人優先の避難所で、動物の苦手な方もいます。あなたのペットが嫌われ者にならないよう、ルールを守り、周囲に迷惑をかけてしまうことのないよう注意しましょう。ペットによるトラブルはすべてあなたの責任になります。

- ペットは指定された場所につなぐか、ケージに入れて管理しましょう。
- ペットに名札等を必ず付けましょう。つけられない場合は、ケージに名札等をつけ、ペットはケージから出さないようにしましょう。
- ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
- 飼い主のわからない動物がいたら、必ず、飼い主の会責任者または、避難所責任者に報告しましょう。
- ペットを運動させる時は、できるだけ屋外でさせ、必ずリードを付けてみましょう。どんなにおとなしくても放すことは絶対に止めましょう。
- ペットの排泄は決められた場所ですせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- 避難所生活が長引く場合は、親戚や知人、役所動物救護センターに預かってもらう等、ペットのストレス軽減を考えましょう。





避難所 飼い主の会

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/pet/1003488/1027538.html>

（保健所衛生課）

地域内の家庭の防災対策取り組み状況を知る

○家庭での防災対策に関する普及・啓発活動

- いつ（ ）
- 対象者（ ）
- どのように（ ）
- 参加しやすい工夫（ ）

○各家庭の取り組みを知る

建物に関すること

室内に関すること

室外に関すること

非常時持出品に関すること

飲料水や食糧、トイレなどの備えに関すること

家族の役割に関すること

その他

第2 防災訓練の実施

1 地域の特性に応じた実践的な防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、地域の特性を考慮した自主防災組織の訓練計画に基づき実施します。

また、避難行動要支援者や男女双方の視点に配慮した取り組みを図るなど、地域の実情やニーズに見合った訓練を実施します。

(1) 主な訓練項目

ア 安否確認訓練

災害時に地域内での、けが人等の被害状況を早期に把握し、必要な避難支援や救助活動等を効率的に実施するため、安否確認を実施します。

安否確認訓練では、組長や班長、防災リーダーなどが中心となって、災害発生直後、自分や家族の安全が確認できたら、できるだけ早く地域住民の安否確認を始めます。

組や班によっては、世帯住民が多く、戸別訪問で確認するのはとても大変です。自分や家族が安全であれば「無事です」カードやバンダナ・タオル等の目印を自宅の分かりやすい場所に掲示するなど、確認者が効率的に安否確認を実施できるような取組が必要です。

また、日頃から地域内において、災害時に自ら避難することが困難な方々（避難行動要支援者）の情報把握に努め、安否確認では、それぞれの要支援者の特徴に配慮することが大切です。

イ 情報収集・伝達訓練

災害時の情報の収集・伝達について地域活動拠点、災害対策地区防災拠点、市災害対策本部のそれぞれの役割を確認し、災害想定をもとに情報収集・伝達の訓練を実施します。

地域活動拠点と災害対策地区防災拠点に参集している連絡員とが情報伝達を行う際には、情報連絡票（76～82ページ参照）をもとに簡潔かつ具体的に情報伝達するよう留意します。

また、災害対策地区防災拠点において、連絡員と配備職員との情報伝達に関しても情報連絡票をもとに情報共有を行います。より正確に情報を伝えるためには、連絡員と配備職員との連携が重要になるため、訓練で実際に体験し、より良い方法を検証します。

(ア) 地域活動拠点の役割

自主防災組織は地域の安否確認の結果や被災状況、災害危険箇所の巡視結果および避難の状況などを、地域活動拠点に集約します。

集約した情報は、災害対策地区防災拠点に参集している自主防災組織の連絡員に伝達します。

また、市災害対策本部および災害対策地区防災拠点に集約された情報を、連絡員は地域活動拠点に伝達し、地域活動拠点はその情報を整理し、地域住民に対し広報します。

地域活動拠点から伝達すべき災害情報の例

- 安否確認の結果（途中経過も含む）
- 被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況や建物、道路および橋りょう等の被害状況）
- 傷病者の状況（医師による治療が必要と思われる重症、中等症者の状況）
- 要配慮者の状況（被災により自宅、避難所での生活が困難な要配慮者）
- 電気・ガス・水道・電話等のライフラインの状況
- 食糧、飲料水、生活必需品等の状況
- その他、報告が必要と判断する情報

(イ) 災害対策地区防災拠点の役割

配備職員は各自主防災組織より選出された連絡員と共に、地域の被災状況等を集約し、優先度の高いものから市災害対策本部に報告します。

また、市災害対策本部から収集した市域の被災状況や応急活動実施状況、避難状況等を連絡員と共有します。併せて、避難所の避難者に対しての情報提供を行います。

(ウ) 市災害対策本部の役割

災害に係る情報の収集・分析を行い、応急対策の検討・調整・実行を担います。応急対策に係る決定事項や、市域の被災状況、救援・救助情報等を各災害対策地区防災拠点に報告します。



参考

■無線機の活用

災害時には、地域内の様々な場所（離れた場所）で活動することが想定され、また、携帯電話などの通信が制限されている際には、簡易無線機やトランシーバーなどの活用が効果的であるといわれています。

無線機やトランシーバーは、使い慣れている携帯電話などと違い、操作方法が異なるため、日頃から地域活動などを通じて、使い方に慣れておくとともに、他の自主防災組織と電波の輻輳を避けるため、事前に無線機などのチャンネルを設定し、効率的な情報受伝達体制を築いておくことが大切です。

また、地域活動拠点や災害対策地区防災拠点で情報を受ける場合には、何を聞く必要があり、どのように記録していくかといったことも重要となります。

市から提供される「情報連絡票」（76～82ページ参照）を基に、配備職員と連携して、実際の情報収集伝達をイメージした具体的な訓練を行うことが重要です。

ウ 消火訓練

水バケツ、消火器、移動式ホース格納箱などといった消火用資機材の使用法および消火技術を習得し、地域における初期消火能力の向上を図ることを目的に実施します。

訓練の実施にあたり、専門的な知識を有する消防団員の指導を受けながら実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できます。



参考

■地域住民の初期消火の必要性

大規模な地震発生時は、119番通報がつながりにくく、道路も塞がり、消火栓などの消火活動に使用する水利も大幅に制限されることが予想されるため、消防が到着する頃には、手に負えない規模にまで火災が拡大する可能性があります。

そのため、地域を火災から守るには、日頃から火を出さないよう取り組むとともに、火災発生時には、地域住民による迅速な初期消火活動が重要となります。火災現場に居合わせた地域の住民同士が連携して消火活動を実施することが被害を最小限におさえる最も効果的な方法となります。

■移動式ホース格納箱

延焼危険度の高い木造密集地域内における地震火災対策として、平成25年度より移動式ホース格納箱の設置を進め、市内498箇所に設置しました。

平常時から、設置場所や取扱方法を把握し、万一の際は、地域住民で協力して初期消火活動を実施します。



※市ホームページの地図検索サイト『まっぷdeちがさき』で設置場所を確認できます。
 <<http://www2.wagmap.jp/chigasaki/Portal>>

エ 救助・救出、応急救護訓練

自動車用ジャッキ、バール、木材等の身近な用具やロープ、エンジンカッター、チェーンソー等の救出用資機材の使用法、負傷者への応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等についての技術習得、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用法等について、防災リーダーや消防の指導を受けながら訓練を実施することで知識、技術の向上を図ります。



参考

■救出活動の事例

阪神淡路大震災では、瓦れきの下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民などによって救出されたという報告があります。

また、ある地域では、自力または家族や近所の住民によって救出された割合が9割を超えたという調査結果もあります。

オ 避難訓練

災害時にも円滑に避難行動をとることができるように、普段から避難経路や避難所等を確認しておくことを目的に訓練を実施します。

避難訓練の際に参加者は、避難経路や避難所の安全性について確認するとともに、避難時の非常用持出品や服装に留意し、自主防災組織は、迅速かつ安全な避難が実施できるよう取り組みます。

また、「どこで」、「誰が」、「どんな状態で」などの情報が記載された避難行動要支援者名簿を用いて、日頃から避難行動要支援者の居所や必要な支援の内容、特徴や避難行動時のニーズなどの配慮事項を確認するとともに、具体的に避難支援を行うために必要な人員、資機材、避難ルートなどを踏まえた避難訓練を実施することが重要です。





参考

■避難時に心がけること

避難で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことで火災の発生を予防するなど、避難時における二次被害の防止措置などについて、訓練時にも再確認するなど、災害時の避難行動を意識付けることが必要です。

また、想定している避難経路が災害時にも実際に活用できるか、経路上に危険箇所はないかなど、災害時の状況を具体的にイメージしながら避難訓練を行うことも大切です。

カ 給食・給水訓練

自主防災組織で所有する釜や小・中学校に備蓄されている炊き出し用具、ろ水機等の資機材を活用して、飲料水や食糧などを賄う方法や技術を習得することを目的に訓練を実施します。

なお、食糧等を各人に効率よく配給する方法についても留意します。



キ 防災用資機材取扱訓練

組み立て式仮設トイレや、発電機、投光器といった防災用資機材を災害時に効果的に活用するために、また、それぞれの機能や運用方法を視野に入れながら、使用方法に係る技術の習得ならびに機材の特性を把握することを目的とした訓練を実施します。

なお、防災用資機材取扱訓練は、自主防災組織が所有している資機材ならびに実際に避難所に備蓄されている資機材を中心に行います。



参考

■防災用資機材の活用

防災直後の応急対策活動を実施する上では、所有する防災用資機材を迅速かつ円滑に活用することが求められます。

そのため、自主防災組織が所有する防災用資機材の所在を地域住民が把握しておくこと、取り扱いについて知っておくことが必要です。どのような時にどの資機材を活用するかなど、取り扱い方法だけでなく、災害時を想定した活用方法を周知することも大切です。

また、市が公立小・中学校に備蓄している資機材についても同様です。

ク 避難所運営訓練

災害時に開設される避難所の運営に、地域のことをよく知る自主防災組織の関わりは不可欠であるため、配備職員や学校職員と連携しながら、避難者の受入れや円滑な避難所運営を図ることを目的に訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、避難所（公立小・中学校）毎に作り上げられている避難所運営マニュアルに基づき、避難所の立ち上げや避難者の受入れ、初動期や展開期といった時期的状況に応じた運営組織体制など、避難所運営マニュアルの検証を含めた取り組みを実施します。

また、災害発生時をイメージし、実際の避難者に見立てた人員の参加や混乱しているさなかの受け入れ体制の構築（施設の安全確認・受付設置・避難誘導・施設への受入れ）など、具体的な避難所運営を体験・検証できるよう、訓練手法を検討します。



参考

■避難所運営

避難所の立ち上げ・運営は、災害発生直後の混乱期から避難者の増加がある程度落ち着いた頃、避難生活が安定した頃など、その状況下において役割や担当が異なります。

避難所の運営は、そこで生活する避難者が生活再建に向け自主的な運営を行い、安定した生活を送ることを目的に取り組むことが大切です。

しかしながら、被災し居住の場を失った避難者が発災直後から避難所の立ち上げ・運営に積極的に関わることは難しいことが想定されます。

そのため、避難者、自主防災組織、学校職員、配備職員が連携しながら、避難者による自主的な避難所運営を目指して、必要な支援に努めることが大切です。

防災訓練の取り組み

種目	目的	実施予定日
安否確認訓練		
情報収集・伝達訓練		
消火訓練		
救助・救出訓練		
応急救護訓練		
避難訓練		
給食・給水訓練		
防災用資機材取扱訓練		
避難所運営訓練		
その他		

2 防災訓練参加の呼びかけ

防災訓練を実施する際は、多くの地域住民の積極的な参加を呼びかけ、なかでも、障害者や高齢者などの避難行動要支援者、日頃の防災活動への参加が少ない若い世代や小・中学生、高校生などの参加を促進します。

参加を促進する上で

○現状

主な参加者は？

年齢・性別（ ）

参加人数（ ）

○参加促進対象

（ ）

※毎年対象者を検討するなど、長期的な視点で考えることも必要です。

○参加しやすい工夫

なぜ参加しない？

どうしたら参加する？

3 防災研修会の実施

防災研修会は、地域住民の防災知識の普及・啓発、防災リーダーの技術・能力の向上を図ることを目的に実施します。

実施にあたっては、市への「市民まなび講座」の依頼のほか、先進的な取り組みを行っている自主防災組織へ協力依頼を行い、同じ環境や立場の活動者からの研修や事例紹介を受けるなど、地域住民ならびに自主防災組織の防災意識が向上するような取り組みを検討するとともに、多くの参加者が集まるよう、周知方法や開催日時、他のイベントとの合同実施など、開催方法を工夫して取り組みます。

他の自主防災組織の取り組み事例

組織名	事例

第3 防災用資機材等の整備・点検

1 地域の特性を考慮した防災用資機材の整備

地域の災害危険への対策や避難対策、情報収集・伝達対策など、地域の特性を考慮した必要な防災用資機材を整備します。

各種資機材については、特定の人だけが使用できるのではなく、自主防災組織を構成する地域住民誰もが使用できるように防災訓練等の場を活用し、使用方法の周知を図ります。

また、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、かつ各種資機材が災害時に効果的に活用できるよう、日頃から点検や取り扱い方法の普及に努めるなど、良好な維持管理に努めます。

なお、市では、自主防災組織の防災用資機材の整備について「自主防災組織育成事業補助金」を設けております。（9ページ参照）

2 公立小・中学校防災用備蓄倉庫内の資機材取扱い

市では、避難所となる公立小・中学校の市防災用備蓄倉庫に整備してある資機材について、自主防災組織が所有する資機材と同様に、防災訓練などの機会を活用し、取り扱い方法の積極的な周知を図ります。

そのため、日頃より、市防災用備蓄倉庫内の資機材の把握、点検に努めます。

防災用資機材等の点検

○自主防災組織の防災倉庫の確認

防災倉庫の前に不要なものが置かれてないか

（災害時に倉庫をふさいでしまわないか）

傷みや雨漏りはないか

防災倉庫の鍵の所有者

（）

○防災用資機材の保管状況

防災用資機材等の一覧表は作成しているか

災害時にすぐに取り出せるか

必要な部品、器具等がそろっているか

懐中電灯や拡声器などの電池はそろっているか

○発電機などの定期的な作動確認

点検予定

（）

燃料、オイル等の状況

○その他

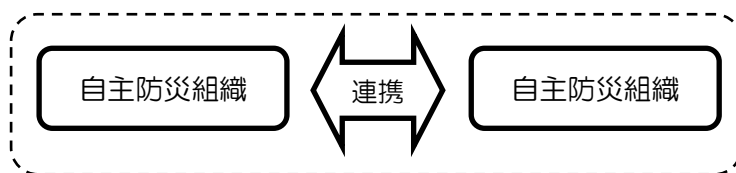
第4 関係機関との連携

1 他の自主防災組織との連携

大規模な災害発生時には自主防災組織単独での活動には限界があり、地区まちぢから協議会や地区自治会連合会を単位とする近隣の自主防災組織をはじめとした他の地域の自主防災組織と日頃から協力し合い、共通した対策や取り組みを行うなど、広域的な自主防災組織同士の連携体制が必要です。

また、他の自主防災組織の取り組み事例を取り入れたり、交流会や共通の研修会を行うなど、積極的な関係作りが重要となります。

特に避難所の開設や運営は、自主防災組織の枠を超えた地域で行われるため、災害対策地区防災拠点（避難所）関係者による打合せでの顔合わせや合同訓練の実施など、災害時の効果的な活動を目的に取り組みを強化しておく必要があります。



- 近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制
- 自主防災組織間における情報・人的交流
- 地域（まち）づくりの共同実施等

（例）

- 平常時 → 交流・会合（活動における情報交換の場）
災害時の応援協力体制の整備
合同訓練、避難所開設・運営時の役割分担、体制の構築
防災用資機材等の共同保有・活用
- 災害時 → 相互に協力した活動の展開

2 消防団との連携

大規模な災害が発生した時には、市や消防の対応だけでは限界があるため、自主防災組織、消防団などの総力を挙げて災害に対処する必要があります。

日頃より自主防災組織の運営や防災知識、技術を身に付けるための良きアドバイザーとして、消防団との交流を図り、ともに地域を守る組織として協力し合うことが大切です。

また、こうした地域防災の両輪である自主防災組織と消防団が連携することによって、地域防災力の更なる向上につながっていきます。

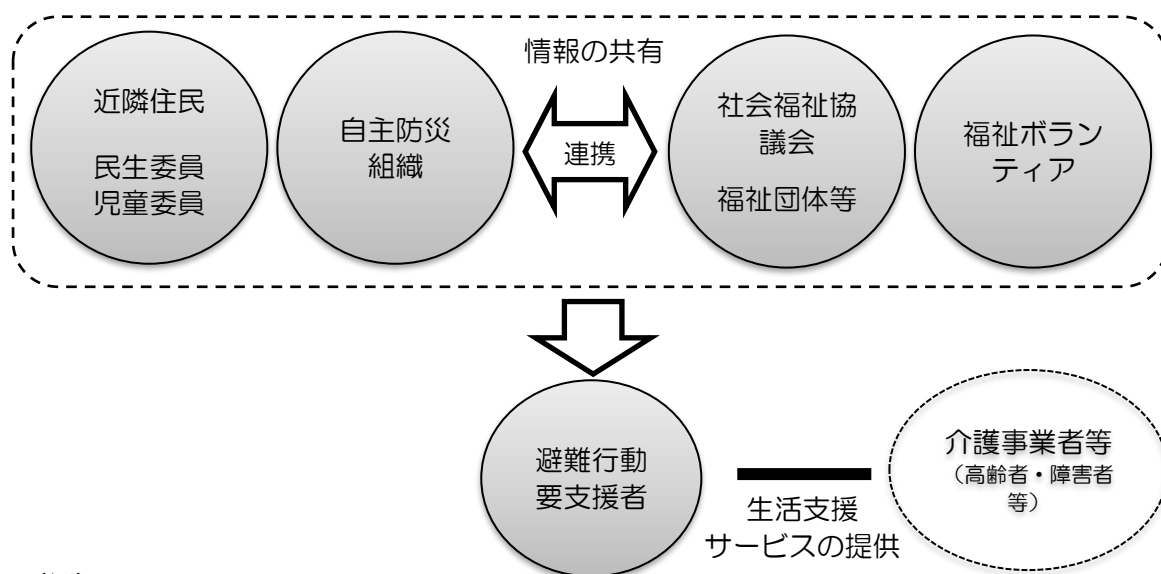
（例）

- 平常時 → 消防団による様々なアドバイス、訓練指導
（防災に対する知識・技術の向上）
- 災害時 → 自主防災組織と消防団が相互に連携した消防・救助活動の展開
災害情報の収集

3 民生委員児童委員、社会福祉協議会、福祉団体との連携

避難行動要支援者対策は、自主防災組織と民生委員児童委員、社会福祉協議会、福祉団体等とが連携を図り実施することが効果的です。自主防災組織に求められる役割としては、平常時には、避難行動要支援者の速やかな避難行動のために必要な情報を把握し、災害時にスムーズに避難支援を実施できるよう実践的な訓練を行うことなどが挙げられます。また、災害時には、避難誘導や情報伝達などの実働部隊として活動することなどが挙げられます。

地域内の避難行動要支援者がどこに住んでいて、災害時に避難する際にどのような支援が必要であるか、事前に把握しておくことが重要であり、そのためには、避難行動要支援者と普段から接する機会の多い民生委員児童委員や福祉ボランティア、社会福祉協議会などの福祉関係団体と信頼関係を生かした情報把握が有効です。



(例)

- 平常時 → 避難行動要支援者情報の把握、近隣住民への協力依頼・専門的な人材の把握
地域福祉・福祉ボランティア活動
- 災害時 → 災害時における避難誘導や情報伝達 等
避難所等での生活支援・心身のケア

なお、把握した避難行動要支援者の情報については、必要に応じて更新し、地域の避難行動要支援者を支援する団体と共有しておくことが重要です。その際、個人情報の取り扱いには十分配慮する必要があります。

また、地域活動を通じて、避難行動要支援者の近隣住民などへの協力を求めることも重要です。同時に、看護師、介護福祉士などの保健・医療・福祉の専門職や経験者といった専門的な知識・技能を持った住民を把握しておくことも、災害時の支援活動を円滑に行うために必要と考えられます。

■ 民生委員児童委員とは

「常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行う」ことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される、地域の身近な福祉ボランティアです。

高齢者や障害者、子育て中の方、生活にお困りの方などの相談に親身に応じ、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役も担っています。

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fukushi_chiiki/1004416/1004449.html

(地域福祉課)

4 学校との連携

避難所となる公立小・中学校においては、避難所の開設、避難者の受入れ、避難所の運営など、施設管理者である学校長と市や自主防災組織が十分に連携して取り組むことが重要となります。

また、学校と連携して子供たちへの防災教育に取り組むことで、災害に対する知識や対処能力を子供の頃から身に付けておくことができ、こうした知識や能力は成人になった後でも、災害発生時の対応に効果的に働くものとなります。

また、学校における防災教育を推進していくことによって、家庭や地域社会への防災意識の向上、知識の普及・啓発も期待されます。

学校との連携としては、このような避難所運営や防災教育のほかにも、災害時の人的協力や物的協力も考えられます。

特に、中学生や高校生、大学生などは体力的にも即戦力となりうる人材であり、こうした学校との連携による人的・物的・知的資源などは、地域防災力を向上する上でとても重要なものとなります。

5 企業等との連携

災害時に地域の一員として企業など（企業、事業所、商店など）の応援・協力が得られれば、初期消火や救助・救出活動をより効果的に行うことができるため、自主防災組織としても積極的に連携を図る必要があります。

なお、災害時における自主防災組織と企業等の連携としては、主に地域内の応急対策活動への従業員の参加・協力や企業等の保有する物資や資機材、避難スペースの提供などが考えられます。

地域内の企業や施設等の状況

企業・施設等	業種	災害時に考えられる関わり方

○その他

--

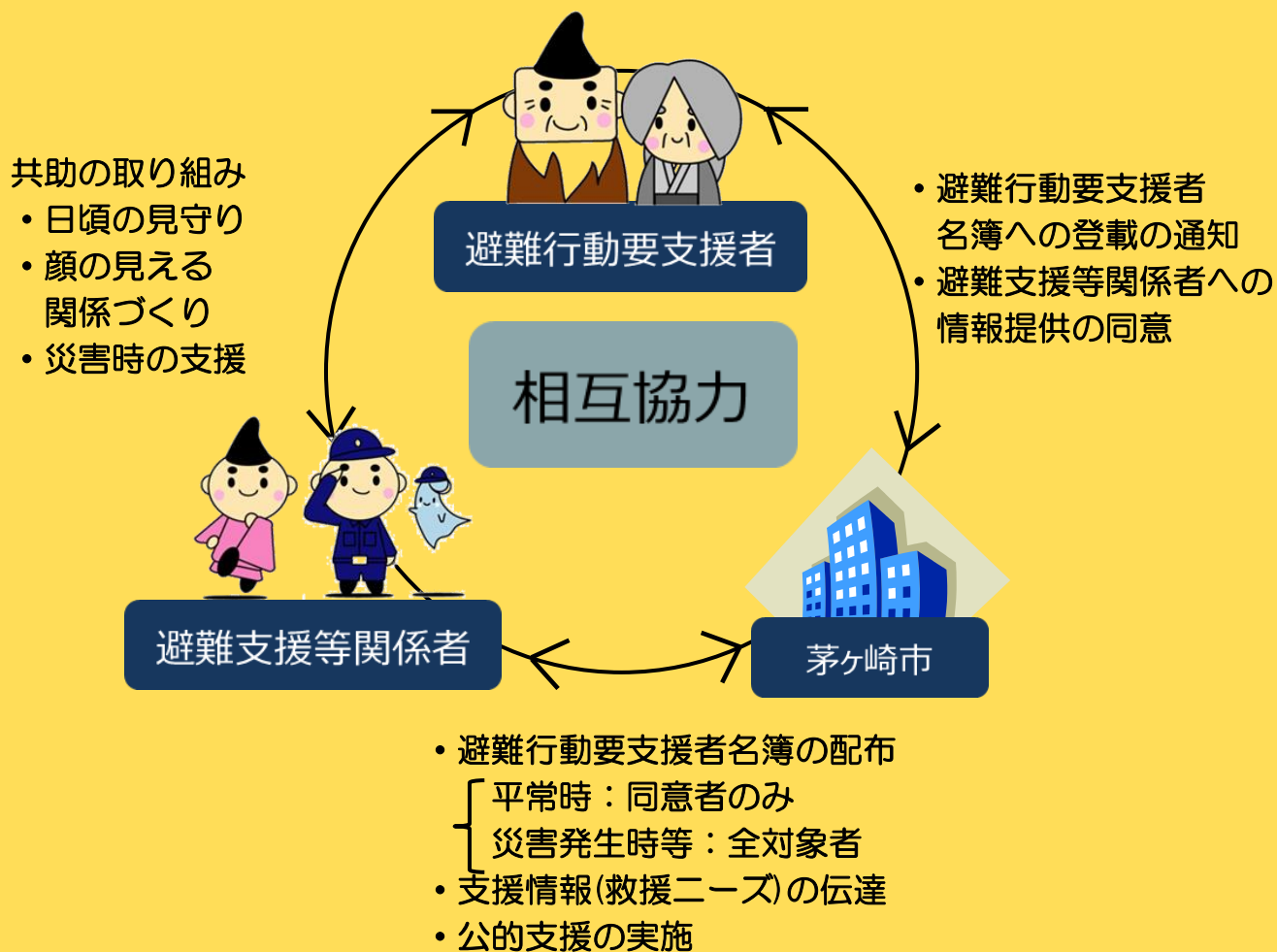
第5 避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者支援制度

市では、災害発生時に支援を要する方の適切かつ迅速な支援を目的として、平成29年4月に「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しました。

これは、地域の共助によって、災害発生時等に自ら避難することが困難な方々（避難行動要支援者）に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。災害時に1人でも多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、予め把握しておくことが重要です。そのため、市は避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、災害時に避難支援等に携わる避難支援等関係者（自主防災組織等）に、平常時から提供します。自主防災組織内で避難行動要支援者支援制度について周知を図り、減災につなげていく必要があります。

制度のイメージ図



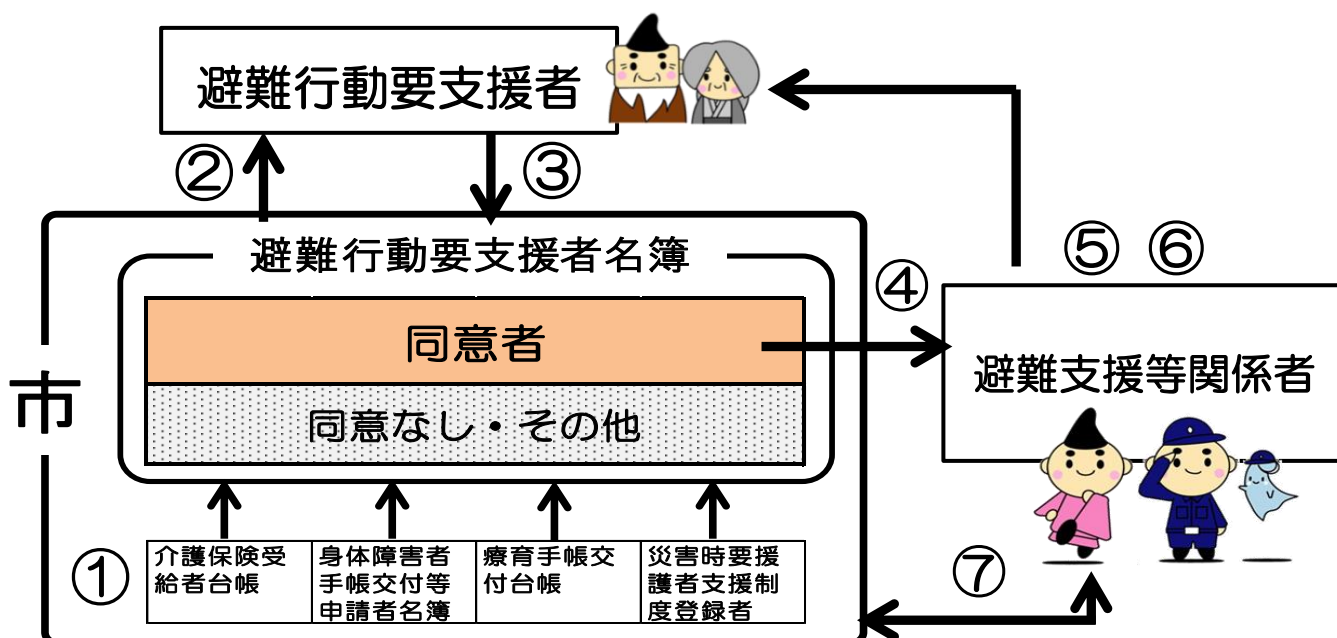
2 避難行動要支援者名簿の対象者

- ① 身体障害者のうち【上肢機能障害2級以上、下肢・体幹機能障害3級以上、視覚・聴覚障害6級以上】の方
- ② 知的障害者のうち、障害の程度が【A1（最重度）、A2（重度）】の方
- ③ 介護保険制度の認定が【要支援以上】の方
- ④ 「災害時要援護者支援制度（旧制度）」登録者のうち、本制度への登録を希望する方
- ⑤ 市長が特に必要と認めた場合

3 避難支援等関係者

- ①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織
- ⑤民生委員・児童委員 ⑥地域包括支援センター

4 避難行動要支援者支援制度の流れ



① 名簿作成

市は、避難行動要支援者となる方の情報を集約し、名簿を作成します。

② 同意の確認

市は、避難行動要支援者の方々に対して、避難支援等関係者への平常時からの名簿提供に同意いただけるかの確認を、随時郵送等で行います。

③ 同意確認への返信

避難行動要支援者の方には、平常時からの情報提供への同意の有無について、「避難行動要支援者同意確認書」により、市にご報告いただきます。

④ 同意者の名簿提供

市は、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報提供に同意された方の名簿情報(要支援者から提供された情報の全て)を、平常時から避難支援等関係者に提供します。

⑤ 平常時の見守りなど

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者への声掛けや見守り活動等の実施により、地域の中での顔の見える関係づくりに努めます。

⑥ 災害発生時等の避難支援・安否確認等

避難支援等関係者は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害の種類に応じ、平常時からの取り組みをもとに、可能な範囲で避難支援や安否確認等の実施に努めます。

⑦ 支援情報(救済ニーズ)の伝達及び公的支援

避難支援等関係者は、支援情報(救済ニーズ)を市へ伝達し、市は、情報をもとに、関係機関と連携して公的支援を実施します。

5 名簿提供における個人情報保護の考え方

名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報となります。このため、名簿情報を、将来にわたり、正当な理由なく他者に漏らさないこととされています。

また、名簿の保管は、必ず同じ場所に保管する、施錠可能な場所に保管するなど、名簿を紛失することのないよう、適切に保管します。

6 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は、平常時における取り組みが、災害発生時等において有効に機能することで、一人でも多くの避難行動要支援者の命を守ることにつながります。

そのため、避難行動要支援者名簿を避難支援、安否確認等を行うための手段として活用し、それが実行できる避難支援体制づくりを進めていくことが求められます。



参考

■茅ヶ崎市の避難行動要支援者の概要

障害者や一人暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにするための制度として定めています。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/1023673.html>

(防災対策課、高齢福祉課、障がい福祉課)

■避難行動要支援者の迅速な安否確認、避難支援のための地域づくり

避難行動要支援者に対しては、第2章第1「3 一時(いつとき)避難場所」(33ページ参照)で示す、一時(いつとき)避難場所を単位とする「班」を基準とし、災害発生時において地域住民が自発的かつ速やかな声かけを行うことで、災害発生直後の迅速な安否確認を行うことができます。

また、避難の協力や支援など手助けを必要とするときは、周囲に声かけを行いながら積極的に手を差し伸べることも必要です。

災害発生時に隣り近所の安否確認や声かけを地域住民一人一人が行うことで、避難行動要支援者をはじめ、地域全体の安否確認、必要な支援の早期実施につながります。

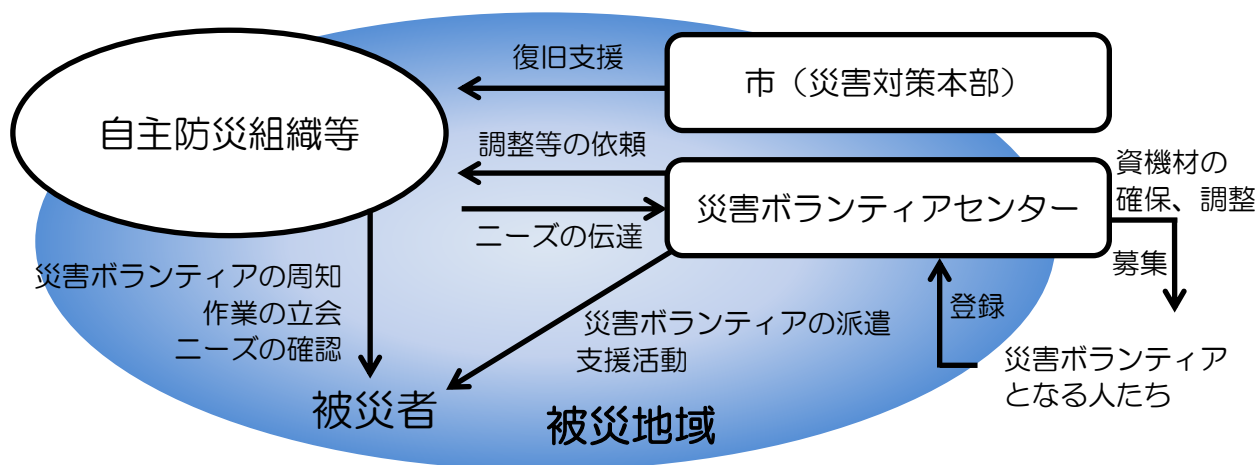
日頃から「隣り近所の助け合い」を意識しておくことが大切です。

第6 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細やかな対応ができるところにその特徴があり、災害発生後の被災地の状況に合った活動が期待されます。また、受け入れ側となる被災地域としては、土地勘のない災害ボランティアに対して、的確に作業を依頼・指示を行う必要があります。

大規模で長期化するような災害では、被災者の個人的なニーズが増大し、災害ボランティアが救援活動全体の中でも質・量ともに重要な部分を占めるようになることから、地域住民に災害ボランティアの情報を周知するとともに、ニーズの把握や作業への立会を通じて、何が問題となり、どのように対応するかを自主防災組織が把握する必要があります。

一般的な災害ボランティアと自主防災組織の関係



災害ボランティア

○ボランティアとの連携・協力として考えられること

コラム

“防災訓練の創意工夫について”

この活動の手引きには様々な訓練項目が紹介されています。また、地域では毎年、大勢の皆さんが訓練に参加し、地道な取り組みが行われていますが少しばかりマンネリ化していませんか。そこで改めて防災訓練とはどういうことかについてお話しします。

防災訓練の本質は、皆さん承知のとおり「鍛える」と「検証する」ことです。「鍛える」とは、移動式ホース格納箱を使った初期消火や仮設トイレの組み立てなど実際に体を動かして、それらの扱い方を習い、本番でもとっさに体が動けるように鍛えておくことです。そのためにはなるべく大勢の皆さんに参加していただき、繰り返し訓練することが求められています。ただ、飽きが来て、訓練参加者の減少を招くおそれもありますから、時には地区の合同訓練で、“より早く”“より確実に”を競い合うことも必要でしょう。この運動会方式は既に一部の自治体で取り入れられていますが、町内会ごとの訓練機会が増え、合同訓練の盛り上がり期待できる利点があります。

次に「検証する」とは、安否確認や要配慮者の避難支援、情報受伝達など異なった役割を持った複数の人たちや関係機関に係わる一連の活動について、手順や役割を確認し、問題点を洗い出し、より良い方式に改善していく取り組みです。この種の訓練は共助にとって不可欠ですが、関係者との事前調整や一つの会場では実行動が難しいなどの問題もあり、地図を使った訓練や、訓練の段階的实施などの工夫が必要になります。

いずれにしても、地域の訓練をより効果的に実施するためには創意工夫と訓練を企画する皆さんのノウハウの蓄積が非常に重要です。

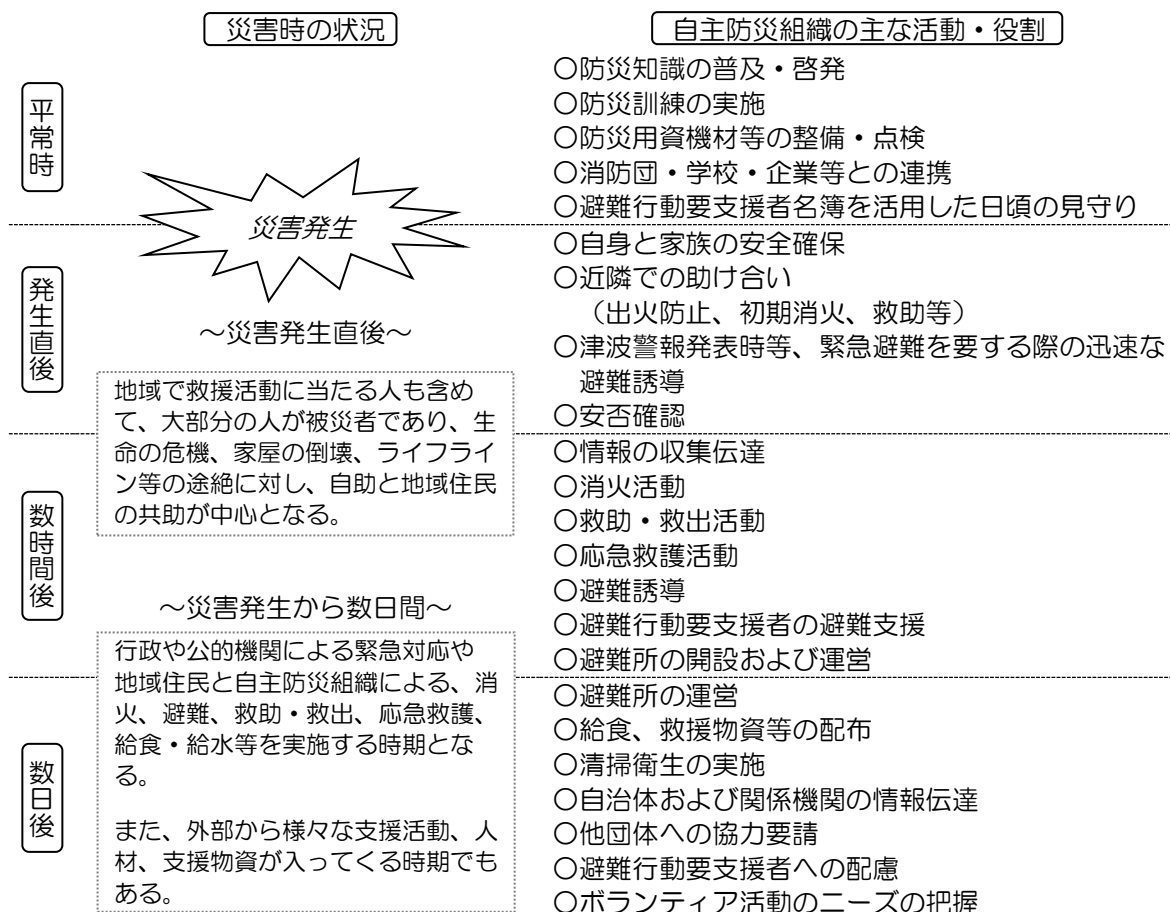
気づいたことを記入しましょう！

第4章 災害時の活動

第1 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

【地震災害時の時期的段階に応じた活動例】



上図は、平常時から地震災害時の初動対応の時期における主な活動を表したものです。自主防災組織の活動は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

なお、災害時の活動においては、自身および家族の安全確保を前提として行われるものとします。

1 緊急地震速報が出たときの行動

市内に震度5弱以上の地震の発生が予測される場合、防災行政用無線を通じて緊急地震速報が流れます（全国瞬時警報システムによる運用）。緊急地震速報は、地震発生直後の地震波を観測し、大きな揺れが到達する前に知らせる予報・警報のことです。

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでには、数秒から数十秒しかありません。その短い時間に自分の身の安全を守る準備をすることが大切です。

震源に近い地域では、緊急地震速報が間に合わないことがあります。



参考

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

気象庁 震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 地震発生直後取るべき行動

地震発生！

まずは身の安全！

- あわてるな、落ち着け
- 高い家具から離れる
- 出口を意識しろ



- あわてず、落ち着いて自分の身を守ります。
- 高い家具や大きな電化製品など、転倒の危険のあるものから離れます。

1~2分

揺れがおさまった！

津波や崖崩れのなどの二次災害に
備え、危険があればすぐに避難！

- 火元を確認
- 家族は無事か
- 靴を履く
- 非常持出品

- 揺れが収まったら、火の元を確認します。
- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ります。
- 家族の安全を確認します。
- ドアや窓を開けて出口を確保します。
- 非常用持出品を準備します。
- 二次災害の恐れがある場合は速やかに避難します。

3分

余震に注意！

隣近所、地域の状況は
大丈夫か？

- 大声で知らせる
- 消火器を使え
- 近くの人と協力
- バケツリレー

- 大声で知らせ、近所の人同士で協力します。
- 避難行動要支援者などへの積極的な声かけ、安否確認をします。
- 出火防止の声かけを行います。
- 火災が発生していたら消火活動を行います。
- 要救助者の救助・救出活動を行います。

5~10分

災害情報を集めろ！

- ラジオをつける
- 市や地域の情報を確認
- 電話はなるべく使わない
- ※緊急連絡を優先

安否情報は伝言ダイヤル171へ

- ラジオなどで情報を確認します。
- 間違った情報などに惑わされないように、正確に地域内の被災情報を収集します。
- 近隣や身近な地域で、消火や救出活動を行うとともに、地域活動拠点や災害対策地区防災拠点から必要な情報を収集します。

- 津波、土砂災害などの危険が生じるおそれがあるときは、地域住民に避難の必要性を呼びかけるとともに、率先して避難します。
- 避難の際は、ガスの元栓を閉め電気のブレーカーを遮断するなど、出火防止に努めます。
- 避難の際は、車やバイク等の使用は避け、徒歩での避難を呼びかけるとともに、安全な避難経路に誘導します。
- 余震に注意し、倒壊の危険がある建物やブロック塀には近寄らないよう注意します。

3 津波（大津波）警報が発表されたときの行動

相模湾沿岸に津波（大津波）警報が発表された場合、防災行政用無線を通じて放送が流れます（全国瞬時警報システムによる運用）。気象庁では、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分以内を目標に津波（大津波）警報または津波注意報を発表します。

津波（大津波）警報が発表された場合には、安全を第一に考え、迅速に津波一時退避場所や高台などへ避難することが必要です。日頃から自宅と津波一時退避場所または職場や学校などよく利用する場所と津波一時退避場所の位置関係、避難経路などを確認し、速やかな避難を行える準備をしておくことが大切です。

防災行政用無線（全国瞬時警報システムによる運用）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放送内容
大津波警報 (東日本大震災クラス)	● 3秒 (3回繰り返し) 2秒休止	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難してください。(3回繰り返し) こちらは防災ちがさきです。
大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	● 3秒 (3回繰り返し) 2秒休止	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。(3回繰り返し) こちらは防災ちがさきです。
津波警報	● 5秒 (2回繰り返し) 6秒休止	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。(3回繰り返し) こちらは防災ちがさきです。

※市ホームページでサイレン音を聞くことができます。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001314/1001388.html>

津波警報・注意報の種類

分類	津波の高さ予想の区分	表現	
		数値	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10m超	10m超	巨大
	5m超～10m	10m	
	3m超～5m	5m	
津波警報	1m超～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(なし)

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

津波予報区

津波予報区	区 域
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

4 災害発生直後から数日間における自主防災組織の活動

(1) 地域活動拠点の開設、本部の設置

自主防災組織は、地域の応急対策活動を行う拠点となる「地域活動拠点」を災害発生後速やかに立ち上げます。

地域活動拠点は、地域住民や避難行動要支援者などの安否確認、地域内の被災状況の把握を行い、また、地域住民に対して知り得た災害情報を提供する『情報拠点』、必要な応急対策活動の指揮・命令を行い、また、関係機関や周辺の自主防災組織などと連携する『活動拠点』としての役割を担います。

これらの活動を円滑に行うために、地域活動拠点には自主防災組織の「本部」を設置し、本部長は、参集した防災リーダーや地域住民に対して組織的活動を指示します。

また、地域住民に対する情報提供を行うため、掲示板などを設置するとともに、活動要員などの応援・協力を募ることも必要です。

情報の掲示は、地域の情報と、災害対策地区防災拠点で収集した市域の情報とを整理して掲示するよう心がけます。

地域活動を早期段階から組織的かつ実効的に行うために、あらかじめ定めた地域活動拠点に自主防災組織の本部を設置します。

本部を設置するに当たり必要な資機材や用具などを備えておくとともに、地域活動拠点への参集体制をあらかじめ定め、周知しておくことも必要です。

災害発生時には、地域住民一人ひとりが身近な助け合いを行うとともに、大規模かつ長期的な災害に対応するためには、円滑かつ柔軟な組織活動を行っていくことが重要となります。

また、本部活動を総括する本部長や副本部長を補佐する役割や、本部内での情報集約、分析、提供などの活動、各種活動を指揮し把握するリーダー役など、災害対応に係る役割は多様かつ輻輳的となることが考えられ、長期的な活動を強いられることも想定されることから、役割を固定化せずに、各種活動を複数の人員が担えるような体制づくりが重要となってきます。

また、地域活動拠点や地域内での活動の他に、災害対策地区防災拠点にて情報の収集・伝達に関する役割や避難所の開設・運営にあたる役割も必要です。

このような活動を円滑に行うためには、日頃の防災活動のみならず、地域活動を通しながら、地域住民同士が共に助け合い協力し合えるような関係づくりが大切となります。

そのためにも、日頃から組織活動をイメージして、地域の状況に見合った体制を確立しておくことが必要です。

地域活動拠点の役割

- 自主防災組織「本部」の設置
- 情報の整理・分析
- 各種活動の指揮、総括
- 活動要員の確保および派遣
- 地域住民に対する支援措置の実施
- 災害対策地区防災拠点（公立小・中学校）との連携

(2) 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、災害対策地区防災拠点に参集する地域からの連絡員を介して、速やかに被害情報や地域からの救助要請などを伝達します。連絡員は『情報連絡票』に被害状況を記載するとともに、配備職員へ被害情報を報告し、情報の共有を図ります。（76～79ページ参照）

また、連絡員は市災害対策本部からの救援情報や防災関係機関の提供する情報を地域に伝達して、的確な応急対策活動を実施します。

さらに、時間の経過とともに明らかになる被害の概況や避難者数などの情報を配備職員と連携しながら『地域被災状況報告様式』にまとめ、市災害対策本部へ報告することで、市は市域全体の被害状況を把握し、効率的・効果的な災害対応に努めます。（80～82ページ参照）



地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集および伝達が必要不可欠です。特にデマなどによりパニックが発生し、地域内の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は回避しなければなりません。

したがって、市や防災関係機関などと住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるような体制を確立することが必要です。

災害情報は地域の実情により、また災害の種別により、様々な内容となりますが、伝達すべき情報を事前に決めておき、これについて市や防災関係機関などと住民が共通の認識を持つことが大切です。

伝達すべき災害情報の例

被害の状況（火災や、がけ崩れの状況ならびに建物、道路および橋りょうなどの被害状況）、津波警報などの発表情報、電気・ガス・水道・電話などの復旧見通し、避難の勧告または指示、救援活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意など

災害情報の収集方法としては、ラジオ、テレビによるものが最も有効ですが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するためには、自主防災組織の果たす役割は極めて大きなものとなります。

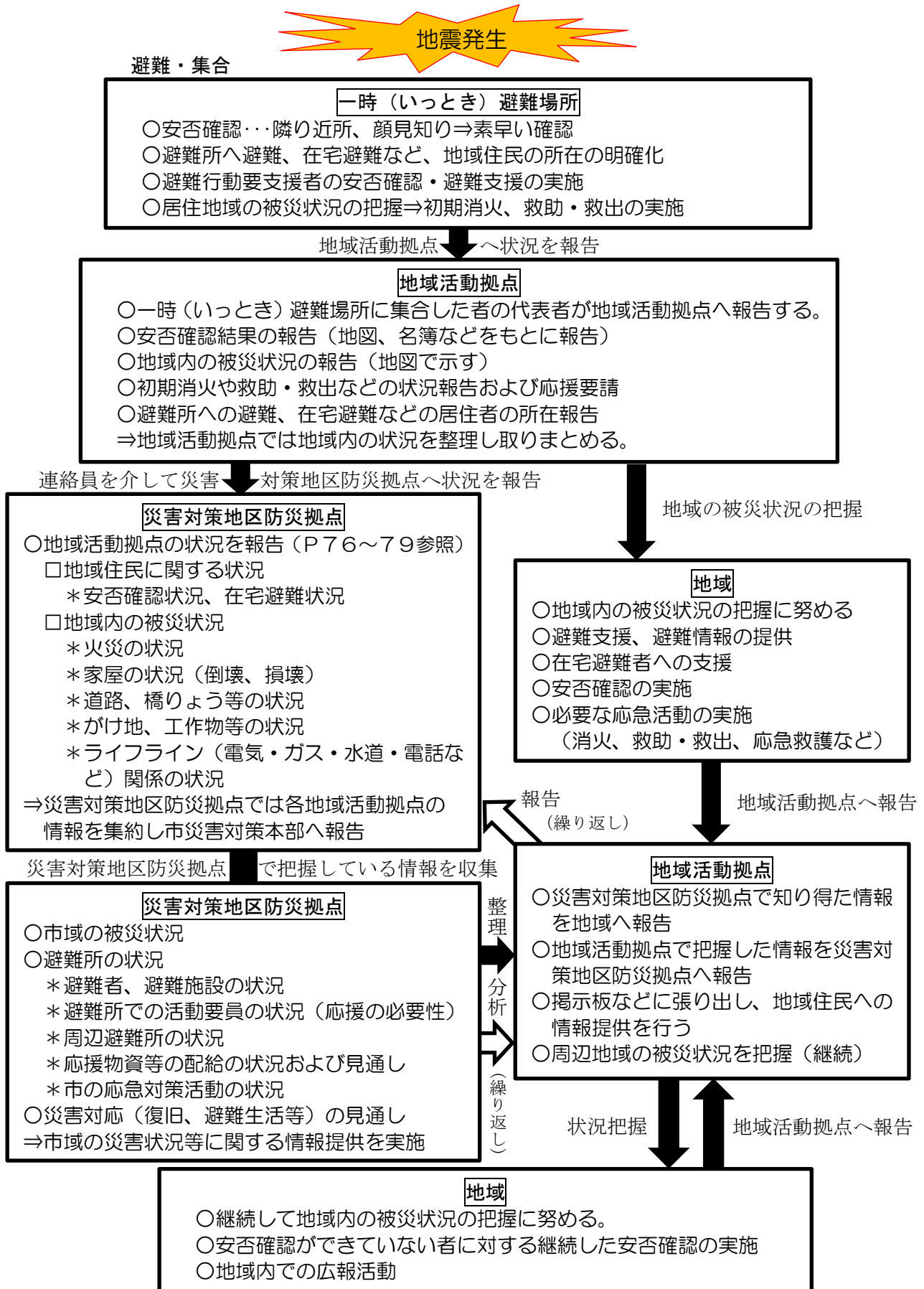
自主防災組織の本部となる地域活動拠点を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市や防災関係機関などからの伝達すべき情報を流し、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や防災関係機関などへ報告することができるように地域の実情に合った仕組みを確立しておくことが必要です。



防災情報に関する市の広報（周知方法）（114ページ参照）

- 防災行政用無線
- 防災ラジオ
- メール配信サービス
- 市ホームページ「茅ヶ崎市情報サイト」（防災行政用無線の内容）
「茅ヶ崎市防災情報サイト」（気象情報など）
- 防災行政用無線 電話応答サービス 0467-82-5555
- tvkによるデータ文字放送
- FMラジオ局（FM湘南ナパサ、レディオ湘南）*協定に基づく災害時の放送協力による
- SNS（ツイッター、LINE）

地域内の情報収集伝達活動のイメージ



管理番号

情報連絡票

(発災直後から超急性期(3日目)まで)

① 【 地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員 】

地域記入欄

報告日時	月 日 () 時 分頃
報告者	所属： _____ 氏名： _____
状 況	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 傷病者 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
	[内容] (簡潔かつ具体的に記入してください。)
場 所 (住 所)	
発生日時	月 日 () 時 分頃 <input type="checkbox"/> 不明

② 【 災害対策地区防災拠点(学校) 災害対策本部 】

配備職員記入欄

受領日時	月 日 () 時 分	記入者	
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input type="checkbox"/> ゼンリン P _____ - _____		
対応事項	[特記事項]		
	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他(_____)		済 ・ 継続

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	月 日 () 時 分	[内容]	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	済 ・ 継続

対応経過②	月 日 () 時 分	[内容]	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	済 ・ 継続

対応経過③	月 日 () 時 分	[内容]	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	済 ・ 継続

対応経過④	月 日 () 時 分	[内容]	対応： <input type="checkbox"/> 本部報告 (:) <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他 ()	済 ・ 継続

情報連絡票

（発災直後から超急性期（3日目）まで）

① 【 地域活動拠点 ⇒ 災害対策地区防災拠点 連絡員 】

地域記入欄

報告日時	9月 9日（土） 13時 00分		
報告者	所属：茅ヶ崎自治会		氏名：茅ヶ崎 太郎
状 況	<input type="checkbox"/> 火災	<input checked="" type="checkbox"/> 救助	<input type="checkbox"/> 傷病者
	<input type="checkbox"/> 道路	<input checked="" type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> その他（ ）
状 況	<p>[内容]（簡潔かつ具体的に記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の1階部分が崩れ、2名が閉じ込められている状態。 ・地域住民では救出が不可能なため、消防の要請が必要。 ・2名とも呼びかけには答える。 <p>【閉じ込められている方の情報】</p> <p>〇〇 〇〇さん 男性 80歳、□□ □□さん 女性 45歳</p>		
場 所 (住 所)	茅ヶ崎1丁目1番地		
発生日時	9月 9日（土） 12時 40分頃		<input type="checkbox"/> 不明

② 【 災害対策地区防災拠点(学校) ⇒ 災害対策本部 】

配備職員記入欄

受領日時	9月 9日（土） 13時 10分		記入者	神奈川 花子
地図情報	<input type="checkbox"/> 明細地図社 <input checked="" type="checkbox"/> ゼンリン P. <u>10</u> A - <u>1</u>			
対応事項	<p>[特記事項]</p> <p>上記内容を災害対策本部へ報告。 消防隊の派遣を要請する。</p>			
	対応： <input checked="" type="checkbox"/> 本部報告（13：15） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）			済 継続

③ 【 災害対策地区防災拠点(学校) 処理欄 】

対応経過①	9月 9日（土） 13時 20分
	<p>[内容]</p> <p>13時30分に消防隊が現場へ到着予定。 現場対応が終了後に、対応結果を連絡してもらう。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p>
	<p>済 継続</p>

対応経過②	9月 9日（土） 14時 30分
	<p>[内容]</p> <p>14時20分に消防隊による現場対応が終了。 閉じ込められていた2名については無事救出され、救急隊にて市立病院に搬送された。</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 消防で対応 ）</p>
	<p>済 継続</p>

対応経過③	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<p>済 ・ 継続</p>

対応経過④	月 日（ ） 時 分
	<p>[内容]</p>
	<p>対応： <input type="checkbox"/> 本部報告（ : ） <input type="checkbox"/> 地区防災拠点にて対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<p>済 ・ 継続</p>

(表面)

地域被災状況報告様式(災害対策地区防災拠点宛)

【 第 報 】

自治会・自主防災組織の名称	地域活動拠点の場所

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在
報告者氏名	報告先(宛先)

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前回報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	人	行方不明者	人	負傷者	人	備考	※被害算定基準は、裏面【参考基準】を参照		
	住家被害	全壊	棟	半壊	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟	床下浸水	棟
	ライフライン被害	電気	件	水道	件	電話	件	都市ガス	件	LPガス	件
	道路被害	場所	状況			車両通行	可・否	歩行者通行	可・否		
		場所	状況			車両通行	可・否	歩行者通行	可・否		
(その他)											

※要支援者数は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	人	世帯	在宅にいる要支援者数	人	世帯	域外避難	人	世帯
	避難所(小中学校)	人	世帯	避難所に避難した要支援者数	人	世帯	不明	人	世帯
	地域内の集合・避難場所や避難所外の施設・公園等	人	(場所・状況)		人	世帯		人	世帯
		人	(場所・状況)		人	世帯		人	世帯

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの(補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの(補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損(補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの(土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】				学校	
受信日時	月 日	時 分	受信者氏名		

【備考】※表面補足情報等を記載

A large, empty rectangular box with a black border, intended for recording supplementary information as indicated by the text above it.

記入例

地域被災状況報告様式(災害対策地区防災拠点宛)

【 第 報 】

記入例	自治会・自主防災組織の名称	地域活動拠点の場所
	〇△自主防災組織	〇△自治会館

報告日時	平成 〇 年 △ 月 □ 日 (◎) ▽ 時 ◇ 分 現在	
報告者氏名	茅ヶ崎 太郎	報告先(宛先) 〇△小学校、□×中学校

※数値は、報告時点の延べ数を記載(前回報告数を上書き)

被害の概況	人的被害	死者	0	人	行方不明者	2	人	負傷者	10	人	備考	負傷者増加見込み			※被害算定基準は、裏面【参考基準】を参照		
	住家被害	全壊	5	棟	半壊	10	棟	一部損壊	15	棟	床上浸水	0	棟	床下浸水		3	棟
	ライフライン被害	電気	全	件	水道	全	件	電話	不明	件	都市ガス	全	件	LPガス		不明	件
	道路被害	場所	□△〇通り			状況	電柱・ブロック塀倒壊			車両通行	可・否	歩行者通行	可・否				
	場所				状況				車両通行	可・否	歩行者通行	可・否					
(その他)	地域内の道路はいたるところでブロック塀等の倒壊あり通行困難 その他状況把握中																

※要支援者は、「在宅」「避難所」の人数(世帯数)の内数を記載

地域住民の所在	在宅	50	人	20	世帯	在宅に在る要支援者数	10	人	7	世帯	域外避難	10	人	5	世帯	
	避難所(小中学校)	70	人	40	世帯	避難所に避難した要支援者数	10	人	5	世帯	不明	30	人	80	世帯	
	地域内の集合・避難場所や避難所外の施設・公園等	20		人	(場所・状況: □〇公園、テント内)							12		人	5	世帯
						(場所・状況: △◇駐車場、車内)							8		人	3

【被害算定時の参考基準】

地域の被害概況を把握する上での参考基準とします。(法による被害認定は市が行います。)

■人的被害

死者	災害により死亡した者
行方不明者	災害により所在不明となった者
負傷者	災害により負傷した者で、手当てを要するの者(重軽傷含む)

■住家被害

全壊	災害により住家の基本的機能を喪失したもの (補修により元どおり再使用することが困難なもの)
半壊	災害により居住のための基本機能の一部を喪失したもの (補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)
一部損壊	災害により全壊、半壊に至らない程度の破損 (補修を必要とする程度のもの)
床上浸水	災害により住家の床より上に浸水したもの (土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの)
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの

■ライフライン被害

電気	災害により停電している戸数
水道	災害により上水道または簡易水道が断水している戸数
電話	災害により通話不能となっている電話の回線数
ガス	災害により都市ガスまたはプロパンガスが供給停止となっている戸数

災害対策地区防災拠点記入欄

【災害対策地区防災拠点】				学校			
受信日時	月	日	時	分	受信者氏名		

(3) 初期消火活動

自主防災組織は、火災発生時に、水バケツ、消火器、移動式ホース格納箱などを使い、地域住民の協力のもと初期消火に努めます。

また、避難時には、電気のブレーカーを切るなど、電気の復旧に伴う通電火災の予防や出火防止の注意を呼びかけます。



地震発生直後の対応として、自主防災組織は避難の際にはガスの元栓を閉め電気のブレーカーを切るなどの出火防止を呼び掛けるとともに、初期消火活動にあたります。

大規模な地震発生時の消防機関などの活動は、次の事象の発生などにより通常の火災に比べ制限されます。

- 建物の倒壊や地割れ、停止車両などによる消防車両の通行不能道路の発生
- 同時多発火災
- 水道管の切損などによる消火栓の使用不能 など

したがって、万が一出火した場合には、早い段階で自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止活動を行う必要があります。

自主防災組織は、日頃から街頭消火器の設置場所を意識しておくとともに、移動式ホース格納箱の使用方法を把握しておくことが大切です。

また、地域内の企業等に「自衛消防隊」などがある場合は、日頃から連携した活動を行える体制を整備しておく必要があります。

消火活動は、まず第1段階として消火器や水バケツなどを活用して消火にあたり、第2段階として、移動式ホース格納箱を活用した消火活動にあたることになります。

消火活動を行う上では、消火活動を行う者、周辺住民への避難の呼びかけ、避難誘導を行う者など、役割分担を心がけることも必要です。

(4) 救助・救出、応急救護活動

自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、家屋の倒壊などにより脱出不能となった人がいる場合は、発見次第速やかに防災用資機材などを活用して、救助・救出活動に取り組みます。

また、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所などへ搬送します。

地震が発生すると、建物の倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救助・救出活動が必要な事態が生じるため、自主防災組織としては、倒壊物や瓦れきの下敷きになった人を、資機材等

を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当を行い、医療救護所等へ搬送するなどの支援が必要となります。

また、地震発生時には救急車の出動要請が集中し、119番がつながりにくくなるとともに、出動した救急車も建物等の倒壊による通行不能や道路混雑により思うように活動できなくなるおそれもあるため、日頃から負傷者の救助・救出、応急救護活動に対する備えをしておく必要があります。

救助・救出活動

- 大規模な救出作業が必要な場合は、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められるときは、速やかに消防機関等の出動を要請します。
- 状況に応じて、できるだけ周囲の人に協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- 倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、移動式ホース格納箱で火災を制圧しつつ救出活動にあたります。
- 避難行動要支援者名簿やマップを活用し、効果的な救出活動を行います。

応急救護活動

- 負傷者への応急手当を行い、必要に応じて医療救護所等へ搬送します。
- 心肺が停止している負傷者を発見した場合、119番通報を行うとともに、心肺蘇生法やAEDを使用した救命活動を行います。



参考



トリアージについて

1 トリアージとは

多くの負傷者が同時に発生した場合にできるだけ多くの命を救うため、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者とそうでない負傷者を選別し、治療や後方搬送の優先順位をつけることです。救命の可能性が非常に低い人よりも、可能性の高い人に対して優先的に治療・搬送を行うことで、より効率的・効果的な治療ができるという考え方です。

2 トリアージの実施

トリアージは、その結果を明示するため「トリアージタグ」という認識票を使用します。タグ用紙は3枚つづりで、1枚目は災害現場用、2枚目は搬送機関用、3枚目本体は収容医療機関用となっています。

負傷者の右手首にタグのゴム輪を二重に巻き付けますが、不可能な時は左手首→右足首→左足首→首の順になります。

3 トリアージタグの順位

順位	識別色	分類	傷病等の状態	トリアージタグ
1位	赤（Ⅰ）	最優先治療群（重症群）	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。	黄色部分まで切り取る
2位	黄（Ⅱ）	待機的治療群（中等症群）	多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの。	緑色部分まで切り取る
3位	緑（Ⅲ）	治療保留群（軽症群）	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。	何も切り取らない
4位	黒（Ⅳ）	無呼吸群	気道を確保しても呼吸がないもの。	赤色部分まで切り取る
		不処置群（死亡群）	既に死亡しているもの、または心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの。	

(5) 避難誘導

自主防災組織は、避難勧告や避難指示が出された場合または避難が必要な時には、地域住民に対する周知を徹底し、率先して避難をするとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。

災害情報を的確に収集し、地域住民の迅速かつ円滑な避難を誘導するためには、地域内へ避難の呼びかけを徹底し、避難の必要性を的確に伝え、自らが率先して避難をすることで、住民の避難を進める必要があります。

大津波警報や津波警報の発表、土砂災害の危険性がある場合などは、迅速な避難を強く呼びかけることも必要です。

また、避難誘導を行う際は、避難行動を開始させる呼びかけ、安全な避難経路を促す呼びかけ、交差点や避難場所付近等での目的地案内など、役割分担をして取り組むことも必要です。

避難所はあちらです。
あわてずに落ち着いて
避難してください。

**(6) 避難行動要支援者の避難支援**

自主防災組織は、避難行動要支援者などの避難に支援を要する方に対し、安否の確認や必要な支援など積極的な声かけを行い、避難行動要支援者それぞれの状況に見合った円滑かつ迅速な避難支援を行います。

避難行動要支援者の避難支援を行うためには、あらかじめ地域内での避難行動要支援者の把握・支援体制の構築が必要です。

災害発生直後に避難行動要支援者の安否確認を行うためには、日頃から身近な単位での顔の見える関係を築いておくこと、近隣の住民が自発的に声かけが行えるような環境づくりや、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認や避難支援訓練等が必要です。

日頃からの民生委員児童委員、自治会・自主防災組織などの避難支援等関係者を中心とした見守り体制に、近隣住民が協力し合うことで、避難行動要支援者の迅速かつ円滑な安否確認、的確な避難の支援が行えます。

また、災害発生時には災害対策地区防災拠点において、配備職員を通じて、災害時用の避難行動要支援者名簿（名簿提供に同意していない方）が提供されるため、地域活動拠点などに、一人でも多くの避難支援活動の協力者を集め、地域みんなで避難支援を実施できる体制づくりが必要です。



(7) 避難所の開設および運営

自主防災組織は、配備職員および学校職員と協力し、避難所の開設、避難者の受入れを行うとともに、避難所の運営について積極的に協力します。

災害発生間もない初期期には、配備職員や学校職員とともに、避難所の立ち上げ、避難者の受入れを行い、避難所の状況がある程度落ち着いた時期には、避難所運営に必要な組織編制や避難生活をしやすい環境づくりに主体的に関わり、避難者が自ら避難所運営を行っていくことを目指して、必要な支援を講じていきます。

自主防災組織は、地域内の応急対策活動、避難誘導等を行うとともに、公立小・中学校における避難所の開設および避難者の受入れを学校や配備職員と協力して行います。（地域活動拠点や地域内の活動要員の他に「避難所運営」（避難所の開設や避難者の受入業務に従事）に携わる要員の確保も必要です。）

また、避難所の立ち上げや運営を円滑に行うため、日頃から、避難所となる地域内の公立小・中学校や配備職員と顔の見える関係を築くなど、災害時に連携を図れるような関係を築いておくことが必要です。

そのため、市が行う災害対策地区防災拠点（避難所）関係者による打合せへ出席することで、学校を避難所として開設する際の方法を確認し、開設業務に携わる配備職員や学校職員、近隣の自主防災組織との顔合わせを行っておくことも大切です。

市では、学校や地域の方と協力して学校毎の「避難所運営マニュアル」の作成に取り組んでいるため、防災訓練等とおしてあらかじめマニュアルをもとに、基本的な役割や受付の位置、避難者の受け入れ場所や校舎内の立ち入り禁止場所等を確認しておく必要があります。

なお、各学校の避難所運営マニュアルは市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001292/1001297.html>

(8) 給食・救援物資等の配布および協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

自主防災組織は、給食、給水、救援物資等の配布活動に協力するとともに、備蓄している食糧等を可能な範囲で提供します。

大規模な地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、飲料水や生活用水、食糧、生活必需物資等が不足している場合は、自主防災組織として、避難所等で、飲料水や食糧、救援物資等の分配を行うほか、状況により炊き出しを行う必要があります。なお、炊き出しを行う際には、衛生面に十分に配慮し、食中毒等をおこさないように心掛けることも必要です。

限られた飲料水や食糧等を分配する際には、均等分配を心がけるとともに、避難行動要支援者等への優先的な配布なども検討する必要があります。

(9) 清掃衛生の実施

自主防災組織は、被災地域の防疫活動に協力するとともに、ごみ・し尿その他廃棄物の除去および清掃活動に協力します。

避難所内でのごみ集積場所や地域の瓦れみや災害廃棄物、生活ごみなどから、被災した地域の環境悪化を防ぐことが必要です。

避難所等のごみ集積場所では、ごみの分別化、野良猫やカラス等への対策、ブルーシート等で集積場所を囲むなどの予防対策、定期的な見回りなどを行うことや、トイレのし尿処理、汚物対策を検討する必要があります。

同様に被災地域内でも生活ごみや災害廃棄物対策を講じ、必要な防疫活動を行うことが必要です。

(10) 被災地域内の防犯対策

自主防災組織は、警察や関係機関と連携して被災地域内の防犯活動に協力します。

被災して無人化した住宅街、商店街等における犯罪や避難所の救援物資集積場所での窃盗や無断持出などのトラブルなどを防止するため、警察や市、ボランティア団体などと協力して被災地域内のパトロールや避難所の巡回を行うなど、被災後の社会秩序の維持に努めることが必要です。

(11) 避難行動要支援者への支援

自主防災組織は、避難所および在宅等で生活する避難行動要支援者について、必要な支援が継続して行われるよう、常に状況の把握に努め、市や福祉関係機関等と連携しながら、見守りおよび情報提供等を行います。

避難所や在宅で避難生活を送る避難行動要支援者に対し、必要な支援が行われるよう、継続した見守り体制を構築していく必要があります。

そのためには、民生委員児童委員や地域包括支援センター、地域の介護サービス事業所等の協力を得ながら、避難行動要支援者の生活状況の把握に努め、市や福祉関係機関への情報提供や必要な支援策の検討を図るなど、避難生活の負担を少しでも軽減できるよう支援していくことが必要です。

(12) 在宅避難者等への支援

自主防災組織は、地域内の在宅避難者や避難所外避難者の全体数を把握し、災害対策地区防災拠点へ報告します。(80～82ページ参照)

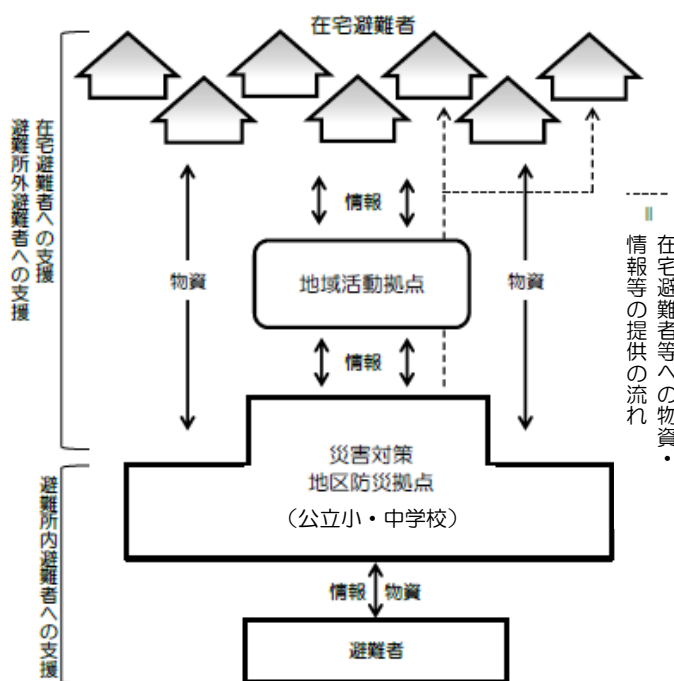
災害対策地区防災拠点では、その情報をもとに物資等の提供体制を整え、地域活動拠点等を通じ、地域住民に広報(情報提供)を実施します。原則として物資等の受け渡しは地区防災拠点で行いますが、避難行動要支援者など、地区防災拠点での物資の受領が困難な方に対しては、自主防災組織が中心となって、物資等の提供を支援していくことが必要です。

災害発生時には、在宅避難者や避難所外避難者など、地域内においても多くの被災者が支援を必要としながら生活を送ることが想定されます。

このような地域内の生活者に対しても、避難所の避難者と同様に必要な情報の提供、飲料水や食糧、生活必需物資等の提供を行っていくことが必要です。

これらの支援については、災害対策地区防災拠点と地域活動拠点が緊密に連携し、自主防災組織が中心となって必要な支援を実施することが必要です。

在宅避難者	自宅での生活は可能だが、ライフラインの途絶等により支援を必要とする人
避難所外避難者	自宅は被災したものの、避難所ではなく、公園や自動車内で避難生活を送る人
避難所内避難者	市が定めた避難所(避難所・2次避難所等)で避難生活を送る人
域外避難者	被災により、市域外の親類宅等へ避難した人



地域内の状況把握と在宅避難者への支援活動例

<p>1 災害発生後、一時（いつき）避難場所へ集合</p> <p>(1) 自宅が被災等→避難所、避難所外避難 (2) 自宅は安全→在宅避難</p>	<p>地域住民の行動</p>
<p>2 一時（いつき）避難場所毎の安否状況、避難情報を地域活動拠点へ</p> <p>(1) 地域の状況に応じた一時（いつき）避難場所をあらかじめ定め、地域住民のとりべき行動（避難に関する事、安否確認や助け合いに関する事）を事前に示しておく。 (2) 班毎の情報（安否情報や所在（避難所への避難、在宅避難など）、必要な応援等）については、班の代表者が地域活動拠点へ報告する。</p>	<p>地域住民の行動</p>
<p>3 地域活動拠点で班毎の情報を取りまとめる</p> <p>一時（いつき）避難場所を一つの単位（班）として整理する。</p> <p>(1) 安否確認に関する事（避難行動要支援者含む） (2) 避難に関する事（避難所への避難、在宅避難、域外避難、不明等） (3) 被災状況に関する事（建物の状況、工作物等の状況、道路の状況、火災の状況、救助・救出（要救助者）に関する情報等） (4) 在宅避難者に対する必要な支援（家庭や個人の自己備蓄や家庭内で所有する物資等の優先活用を促す）に関する事。</p>	<p>地域活動拠点の活動</p>
<p>4 班以外の情報を取りまとめる</p> <p>(1) 避難所外避難者の状況を把握する。 地域内の公園や市が指定する避難所以外の場所等でテントや自動車等を活用して避難生活を送る人（避難所外避難者）の状況（場所・人数・生活状況・必要な支援）を把握する。 (2) 地域内の被災状況等 班単位では収集できない地域内の被災状況等を把握する。</p>	<p>地域活動拠点の活動</p>
<p>5 とりまとめた地域の情報（被災状況・避難状況等）を災害対策地区防災拠点へ報告</p> <p>(1) 災害対策地区防災拠点では、自主防災組織を単位として情報の集約を行う。 (2) 避難所内避難者への支援に合わせて、地域内にいる避難者（在宅避難者・避難所外避難者）への支援を検討する。 (3) 災害対策地区防災拠点での物資等の提供方法の確立（配備職員・自主防災組織で連携）※提供は、災害対策地区防災拠点で行う。 (4) 災害対策地区防災拠点から地域活動拠点に対し物資等の提供に関する情報を提供する。</p>	<p>災害対策地区 防災拠点での活動</p>

6 災害対策地区防災拠点における物資提供に関する情報を広報

地域活動拠点での活動

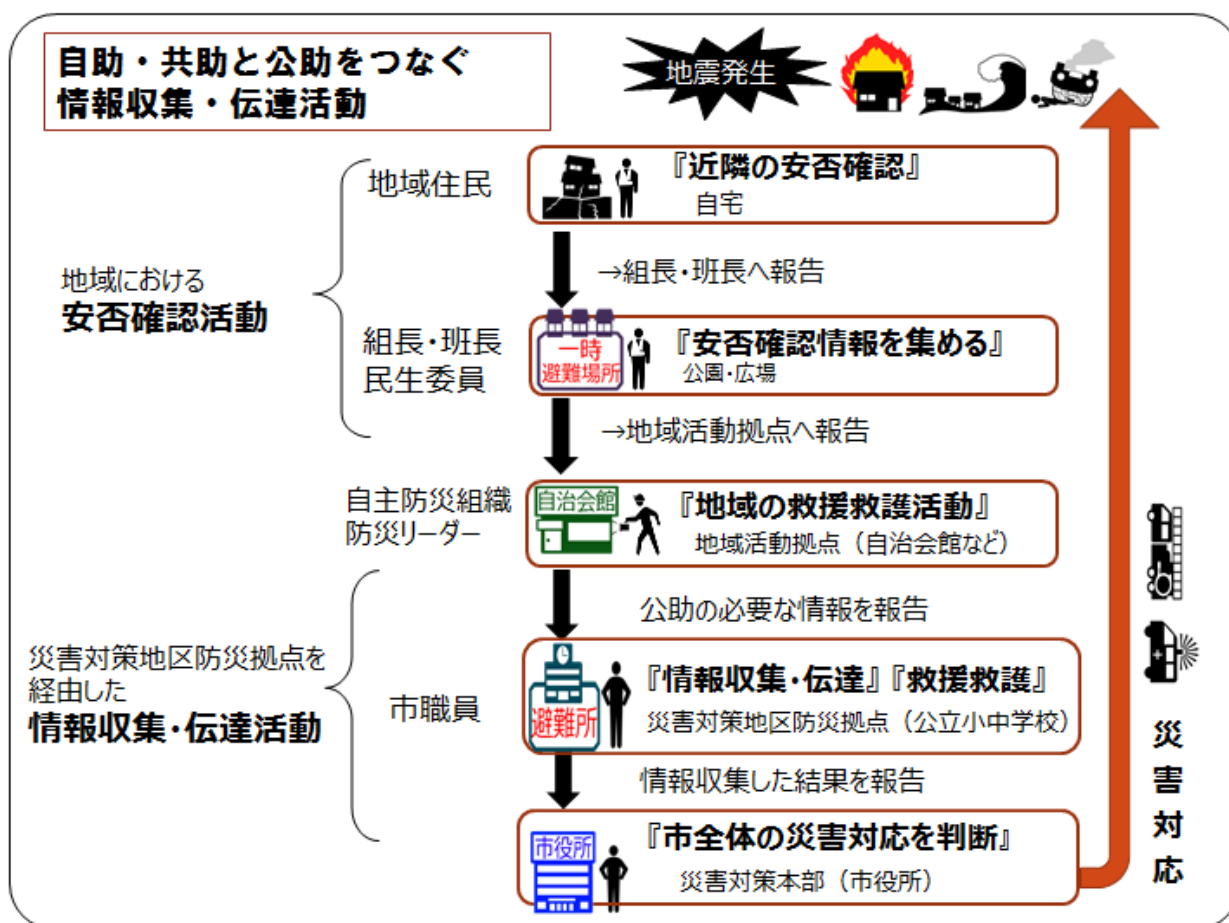
- (1) 地域活動拠点の掲示板等への張り出し（方法、時間等）
- (2) 家庭や個人の自己備蓄の優先活用を促す。
- (3) 被災地域内の巡回等により広報を実施する。
- (4) 在宅避難をする避難行動要支援者へは個別の声かけ、提供方法を実施する。

7 飲料水、食糧、生活必需物資等の提供

災害対策地区防災拠点での活動

- (1) 家庭や個人の自己備蓄の優先活用を促す
- (2) 避難所内避難者、避難所外避難者、在宅避難者で提供場所や時間（日時）を分ける
- (3) 物資等の提供は、自主防災組織と配備職員、災害ボランティア等で協力して実施する
- (4) 特に災害発生初期は、物資の提供に伴う混乱を予防し、不利益（一部の避難者が大量の物資を受領する、必要な支援を受けられない）等が生じないよう、均等分配を心がける
- (5) 在宅避難を送る避難行動要支援者や地区防災拠点で物資の受領が困難な者に対する物資等の提供方法は、自主防災組織が検討し実施する（災害ボランティアの活用検討）

【情報収集・伝達活動のイメージ】



第2 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の対応

1 大震法に基づく地震防災応急対策について

これまで東海地震については、「予知可能」との前提のもと、気象庁が異常な現象を検知した場合には、「地震予知情報」を発表し、これを受け、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発表。警戒宣言を踏まえ、各自治体は地震警戒本部を設置するとともに、鉄道事業者が運行を一部停止するなど民間事業者も含め目前に迫った大地震への警戒態勢を敷くという仕組みとなっていました。

この仕組みに対し、国のワーキンググループが平成29年9月26日に「地震発生の確度の高い予測は困難」との報告書を取りまとめるとともに、南海トラフを震源とする巨大地震は、100年から150年の周期で発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）から70年が経過しているため、東海地震のみに着目するのではなく、南海トラフを震源とする大規模地震を想定した対策の必要性について指摘しています。

2 「南海トラフ地震に関連する情報」について

この報告を受け、国は、「東海地震の地震予知情報」や「内閣総理大臣による警戒宣言」の運用を改め、下表のとおり、新たに平成29年11月1日より「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表することになりました。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

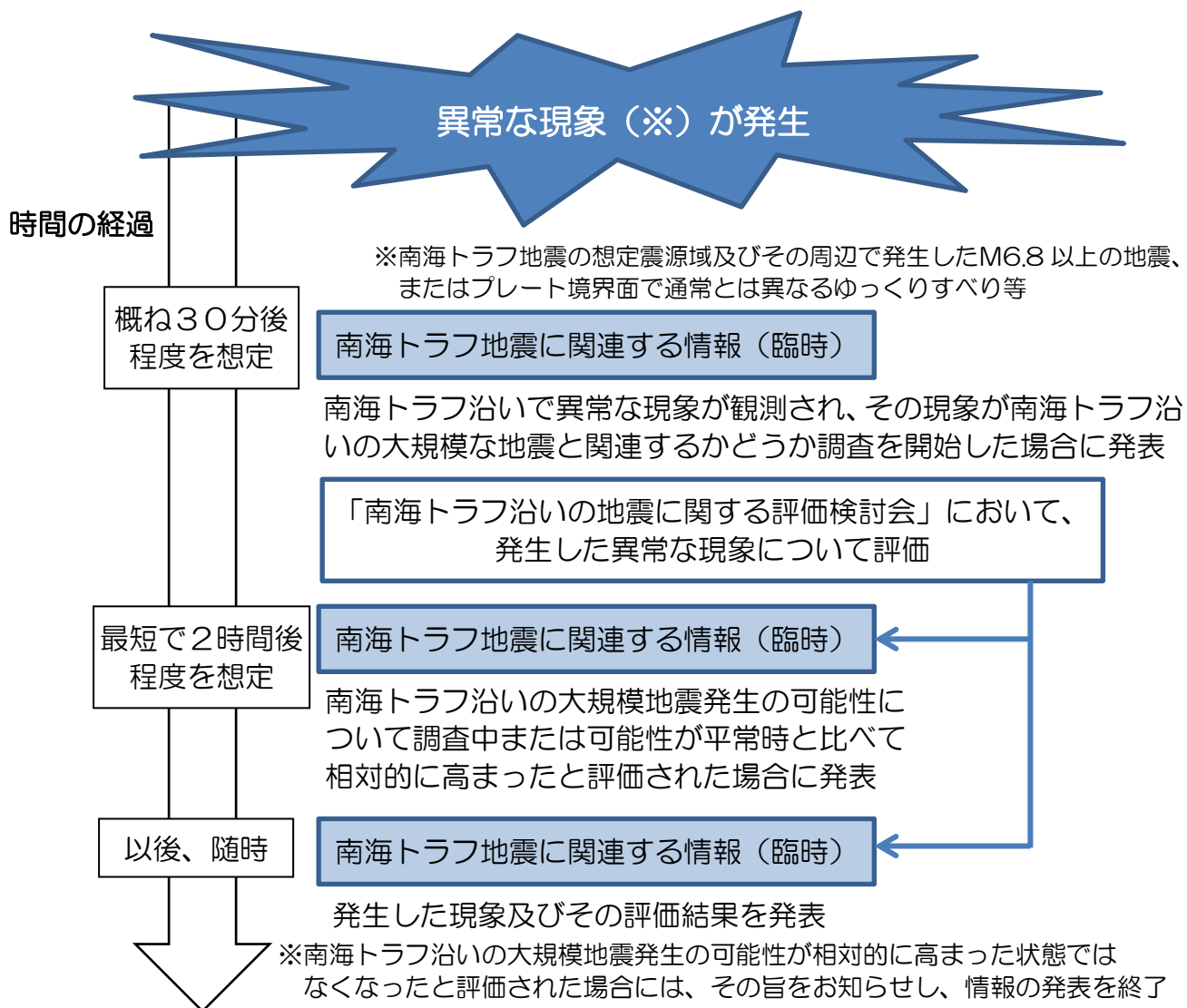
※1：南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で発生したM6.8以上の地震、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等

※2：従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行う。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

○本情報を発表してなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

3 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に関する基本的な流れ



4 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の市の対応について

市では、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、危機管理対策検討会議を開催し、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の点検、災害応急対策の確認等を実施するとともに、防災行政用無線等で地震への備えを周知します。

また、南海トラフ地震に対する対策計画については、国が今後、静岡県、高知県、中部経済界などと協力しながら、モデル地区における具体的な検討を進めていく予定のため、市でも引き続き、国の動きに応じて、適宜、対応内容を検討していきます。

【気象庁の南海トラフ地震に関するホームページ】

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

コラム

“地震災害の特徴と公助との連携”

地震災害の特徴は、多種多様な被害が広範囲にわたって発生することです。しかも揺れによって発生する家屋倒壊や道路、上下水道管の破損などの直接的な被害にとどまらず、それらの被害によって死傷者や火災、帰宅困難者の発生、事業者の業務停止といった間接的な被害が発生することです。これにより、被災地では被害発生から、ある程度の復旧が進展するまでの間、不自由な生活を余儀なくされるばかりでなく、生活の基盤である住居や仕事などを失う恐れもあります。言い換えれば、地震災害は広域にわたって直接、間接的な被災を被ることから日頃の自助・共助の取り組みをはるかに超える対応が必要になります。

自助や共助を超える対応とは、いうまでもなく市役所などによる公助の取り組みです。代表的な取り組みとしては在宅を含む避難者への救援物資の供給や医療救護所での負傷者の治療、高齢者や透析患者などへのケア、断水地域住民への応急給水あるいは生活再建の支援などがあげられます。

ここで重要なことは、これら公助の取り組みの多くは被災者一人一人や地域との間で実施内容や実施日などの連絡、調整を行いながら行われることです。

このことは、平時における地域の防災活動でも、市役所などが行う避難対策や救援物資対策、保健医療対策などについて、個人や地域がどのように係わっていくのかといったことについて確認し、自助・共助と公助の連携体制を確認、強化していく必要があることを物語っています。

(茅ヶ崎市防災危機管理アドバイザー 佐藤 喜久二)

気づいたことを記入しましょう！

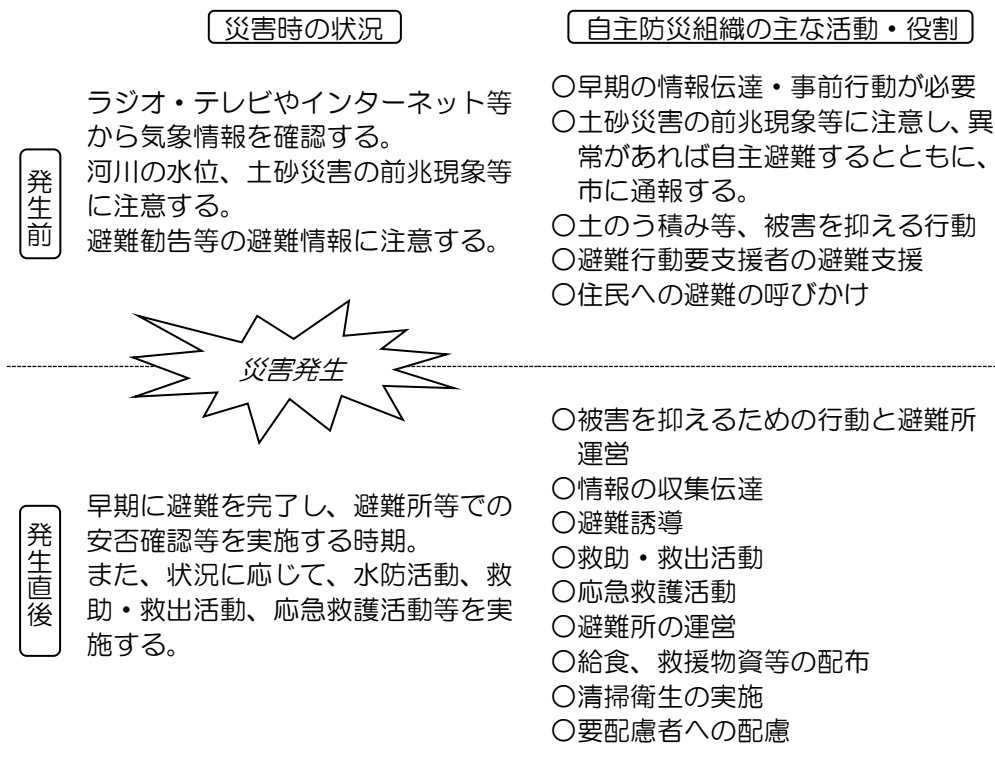
メモ

第3 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害は多くの場合、気象情報によりその発生を予測することが可能であり、発生までにある程度の時間的猶予があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害をおさえることができます。

したがって、風水害時の活動の内容については、災害発生前の事前活動を重視し、災害発生後の活動は、地震災害時の活動を基本とします。

【風水害時の時期的段階に応じた活動例】



1 情報の収集および伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

風水害時に伝達される災害情報にはつぎのようなものがあります。

(1) 気象庁・横浜地方気象台が発表する情報

種類	定義
注意報	災害が発生する恐れのある時に注意を呼びかけて行う予報です。
警報	重大な災害が発生する恐れのある時に警戒を呼びかけて行う予報です。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

(2) 特別警報の発表基準

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

○経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。

ただちに命を守る行動をとってください。

○この数十年間災害の経験が無い地域でも、災害の可能性が高まっています。

油断しないでください。

	現象の種類	基準	
	特別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮			高潮になると予想される場合
波浪			高波になると予想される場合
暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

気象庁では、特別警報だけでなく、危険度の高まりに応じて警報や注意報も発表しています。

大雨等においては、特別警報の発表を待つことなく、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報等を活用して、早め早めの避難行動を心がけてください。

(3) 茅ヶ崎市の警報・注意報発表基準

発表官署 横浜地方気象台 (令和4年11月24日現在)

警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準※1 土壌雨量指数基準※2	1 5 1 1 5
	洪水	流域雨量指数基準※3	千の川流域=1 0 小出川流域=1 6.1
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋] 相模川中流[相模大橋]
	暴風	平均風速	陸上 25m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s (雪を伴う) 海上 25m/s (雪を伴う)
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高	5.0m
高潮	潮位	1.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	1 0 8 3
	洪水	流域雨量指数基準	千の川流域=8 小出川流域=1 2.8
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s (雪を伴う) 海上 12m/s (雪を伴う)
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬季：最低気温-5℃以下	
	霜	最低気温 4℃以下 晩霜期	
着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm	

※1 表面雨量指数は、その土地がもつ雨水のたまりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルという手法を用いて数値化したものです。

※2 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨の雨量データからタンクモデルを用いて数値化したものです。

※3 流域雨量指数は、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式等を用いて簡易的に数値化したものです。

(4) 市町村が発令する避難に関する情報

避難情報を発令する際には、市民が安全に避難行動をとることができる状況となるよう考慮し、その対象者並びに警戒レベルを明確にして、避難情報の警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達します。

情報の種類	発令時の状況	行動内容
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 ○人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者など、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。(避難支援者は支援行動を開始する。) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ○身の危険を感じる場合は避難を開始する。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○対象区域の全ての方が避難を開始しなければならない段階 ○人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所等への避難行動を開始する。 ○地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の前兆現象の発生や、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○既に災害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○未だに避難していない住民は、直ちに避難する。 ○避難することが危険な場合は生命を守る最低限の行動をとる。

※1 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないなど、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないです。

(5) 災害時の情報の入手

市では防災行政用無線をはじめ、複数の手段を用いて、情報発信を行っています。

特に、風水害時は防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される場合もあります。そのため、自主防災組織が平常時から情報の収集手段について住民に伝えることが重要です。

防災情報等に関する市の広報（周知方法）（114ページ参照）

- 防災行政用無線
- 防災ラジオ
- メール配信サービス
- 市ホームページ「茅ヶ崎市情報サイト」（防災行政用無線の内容）
「茅ヶ崎市防災情報サイト」（気象情報など）
- 防災行政用無線 電話応答サービス 0467-82-5555
- tvkによるデータ文字放送
- FMラジオ局（FM湘南ナパサ、レディオ湘南）*協定に基づく災害時の放送協力による
- SNS（ツイッター、LINE）

また、パソコンやスマートフォンを活用し、インターネットで気象の情報や河川の水位情報などを確認できます。

●防災・緊急情報

茅ヶ崎市の天気、警報・注意報の発表状況、河川の水位観測情報などを茅ヶ崎市のホームページから確認できます。

[〈https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1038257/index.html〉](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1038257/index.html)



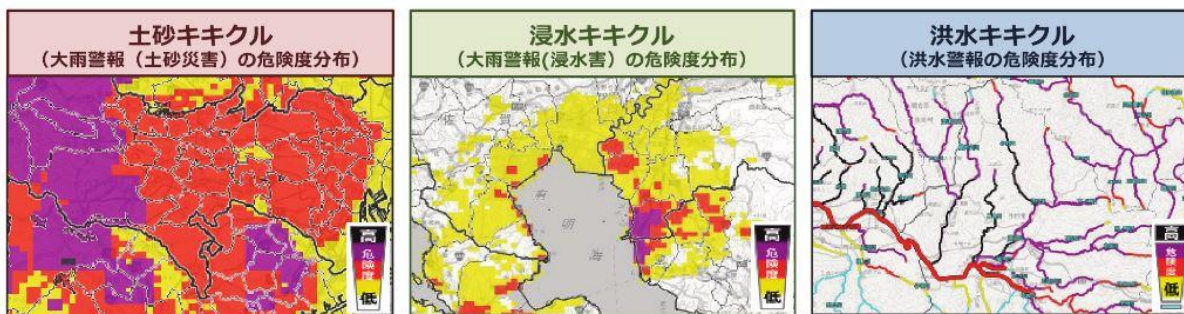
!! 防災・緊急情報



●気象庁 キキクル（危険度分布）

大雨、洪水、土砂災害について、地域の危険度を確認できます。

[〈https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html〉](https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html)



2 避難行動の確認

風水害は、突然襲ってくる地震災害とは異なり、多くの場合、テレビやラジオ等で、災害発生の切迫性等を把握することができます。

台風や大雨警報などの防災気象情報を各自が意識し、必要に応じて地域内で情報の共有を図るとともに、早い段階で避難への準備を整え、被害が発生する前の早期避難が求められます。

河川の周辺区域や洪水ハザードマップ等で浸水の危険性が指摘されている地域等においては、日頃から地域の災害の危険性を把握し、早めの避難を行えるよう、地域住民が災害時に取るべき行動を意識しておくことが必要です。

(1) 風水害時等の警戒体制時における避難所開設の考え方

災害による大規模な被害の想定はない中、雨風などに対する警戒などにより、「市民の避難意識の高まり」や「局所的な災害への警戒が必要」とされる場合等は、警戒事象を考慮し、一部の避難所を開設します。

警戒する事象と開設対象とする主な避難所開設先の例

河川氾濫への警戒：茅ヶ崎小学校、鶴が台小学校、鶴峯中学校、西浜中学校 など
土砂災害への警戒：小出小学校、香川小学校、小和田小学校、室田小学校 など

※想定される事象や影響等により、本対象施設に例示されていない避難所（二次避難所を含む）を開設する場合があります。

(2) 避難所

大雨・台風等により、市内に河川の氾濫や土砂災害等の大規模な災害が発生することが予測され、避難勧告等を発令する場合に、次の施設から市が指定し、開設します。

- 公立小・中学校 3 2 校
- 協定等による協力施設または企業等
- その他市長が必要と認める場所

(3) 避難のための活動

地域住民をより安全に避難させるためには、日頃から避難場所を決め、そこまでの安全な避難経路や距離、時間を把握し、避難誘導體制を検討しておく必要があります。

併せて、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対して、地域で協力した避難体制が重要です。

ただし、活動に従事する者の安全を第一に考えた取り組みが必要です。

3 災害発生後の活動

災害発生後の活動は、地震災害発生時の活動を基本とします。

地域内の被害状況の把握ならびに地域住民の安否確認に努めるとともに、必要な救助・救出活動、負傷者等への応急救護活動を行います。

災害発生後の活動（地震災害発生時の活動 73～88ページ参照）

- (1) 地域活動拠点の開設、本部の設置
- (2) 情報の収集伝達
- (3) 初期消火活動
- (4) 救助・救出、応急救護活動
- (5) 避難誘導
- (6) 避難行動要支援者の避難支援
- (7) 避難所の開設および運営
- (8) 給食・救援物資等の配布および協力
- (9) 清掃衛生の実施
- (10) 被災地域内の防犯対策
- (11) 避難行動要支援者への支援
- (12) 在宅避難者等への支援

※地震災害とは異なり風水害時には、多くの場合その発生が予測可能であることから、早期段階での迅速な避難誘導、避難行動要支援者への避難支援を実施します。

コラム

“洪水災害の特徴と情報受伝達の重要性”

洪水災害の特徴は、降雨や河川水位の上昇といった前兆があり、しかも被害は、河川沿いや低地部における家屋などの流出や浸水といった物的被害が多くなる傾向があり、市民にとっては本降りになる前の早めの避難が重要になります。

ところで、最近の降雨は1時間当たり50ミリを超える降雨が頻発しています。このため、国を挙げて「逃げ遅れゼロ」を目指す取り組みが行われています。特に象徴的な取り組みは、1000年あるいはそれ以上に1回程度の確率で発生する大雨に備えた、「タイムライン」と呼ばれる防災行動計画の作成です。このタイムラインでは、従来、河川の水位上昇に応じて避難を行っていたのに対して、本格的な降雨が始まる前に避難を完了する考え方が取り入れられています。例えば湘南地区に超大型の台風が上陸する可能性がある場合、台風上陸の24時間以上前には浸水が想定される地域の人たちの避難を完了するといった具合です。このように、洪水災害では「逃げ遅れゼロ」を目指し、従来の発想とは異なる避難対策が検討されています。

ここで重要なことは、まず、避難行動は市民一人ひとりの判断で行うことが原則であるということです。更に、それらの避難判断に必要な情報を素早く把握し、出来る限り隣近所の人たちに伝えあうことです。もちろん、そのために气象台や市役所、あるいは放送局などは適宜、降雨の状況や警報、避難指示など避難の判断に必要な様々な情報を発信することになっています。このような情報発信も皆さん一人一人が自ら情報を収集しようとする姿勢がなければ無意味であることを肝に銘じておく必要があります。

(茅ヶ崎市防災危機管理アドバイザー 佐藤 喜久二)

気づいたことを記入しましょう！

メモ

A large rectangular area with rounded corners, double-lined borders, and horizontal dashed lines for writing. The area is intended for notes or a list of activities related to disaster response.

第5章 巻末資料

第1 地震被害の想定

神奈川県では、平成25年度から平成26年度にかけて、「想定外」をなくすために、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた、地震被害想定調査を実施しました。この調査は、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見や、神奈川県の自然的条件や都市環境等の社会的条件及び産業構造等の特性も加味して、神奈川県に影響を及ぼす地震による地震動の大きさや建造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害等を定量的に想定したものです。

市の地震被害想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）に依るものとし、ここでは、一部を抜粋して示しています。

1 想定地震

(1) 神奈川県の地震活動

神奈川県に被害を及ぼす地震は、主に以下のタイプです。

- ・相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震
- ・陸域の様々な深さの場所で発生する地震

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（マグニチュード7.9）が知られており、県内全域で震度6弱以上の揺れとなり、一部では震度7の揺れが生じたと推定されています。さらに、1703年の元禄地震でも、各地で死者が発生するなど大きな被害を生じています。

一方、陸域の様々な深さの場所で発生する地震としては、県西部地域で1633年、1782年、1853年のマグニチュード7クラスの被害を生じる地震が繰り返し発生しています。このほか、県北西部の丹沢山地付近の地震や、陸域の深い場所で発生する地震（1992年の東京湾南部の地震）により若干の被害が生じています。

さらに、神奈川県内には活断層が存在します。主な活断層としては、三浦半島中南部とその周辺海域に分布する三浦半島断層群、県中部の伊勢原断層、静岡県境の丹沢山地南縁から相模湾に延びる神縄・国府津－松田断層帯、県西部から伊豆半島に延びる北伊豆断層帯があります。

(2) 想定地震の選定

今回の調査における想定地震については、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生 の切迫性などを考慮し、選定されています。選定の視点は、次のとおりです。

【選定の視点】

- ① 地震発生 の切迫性が高いとされている地震
 (例) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ② 「首都直下地震対策特別措置法」、「大規模地震対策特別措置法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
 (例) 都心南部直下地震、東海地震、南海トラフ巨大地震

- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
 (例) 三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震
 (例) 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震
- なお、発生確率が極めて低く、神奈川県防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考地震として被害等の想定が行われています。

【想定地震】

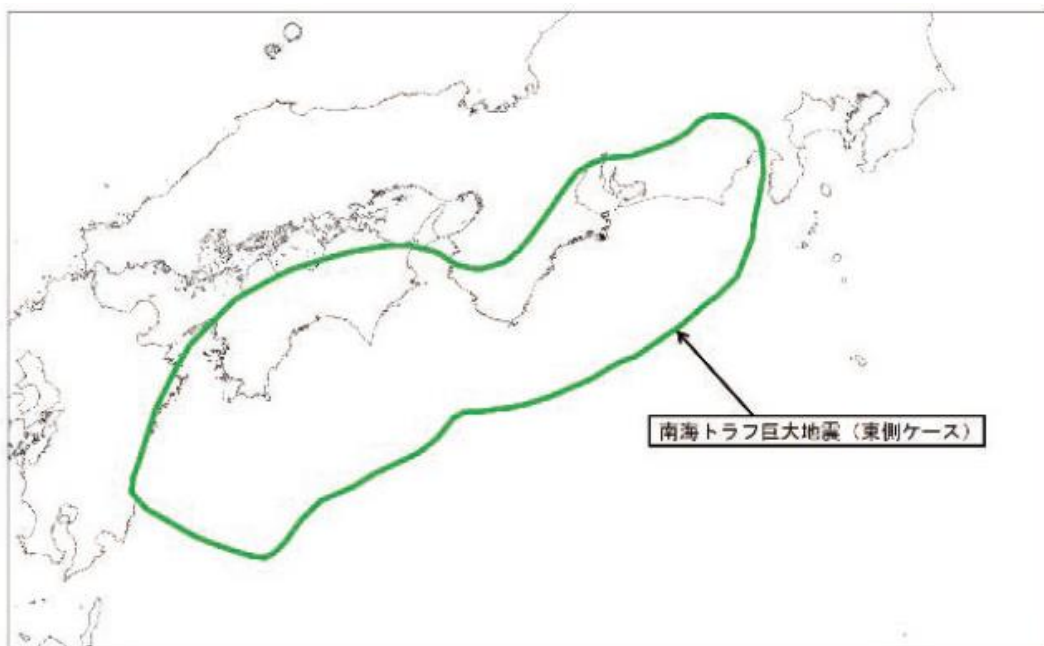
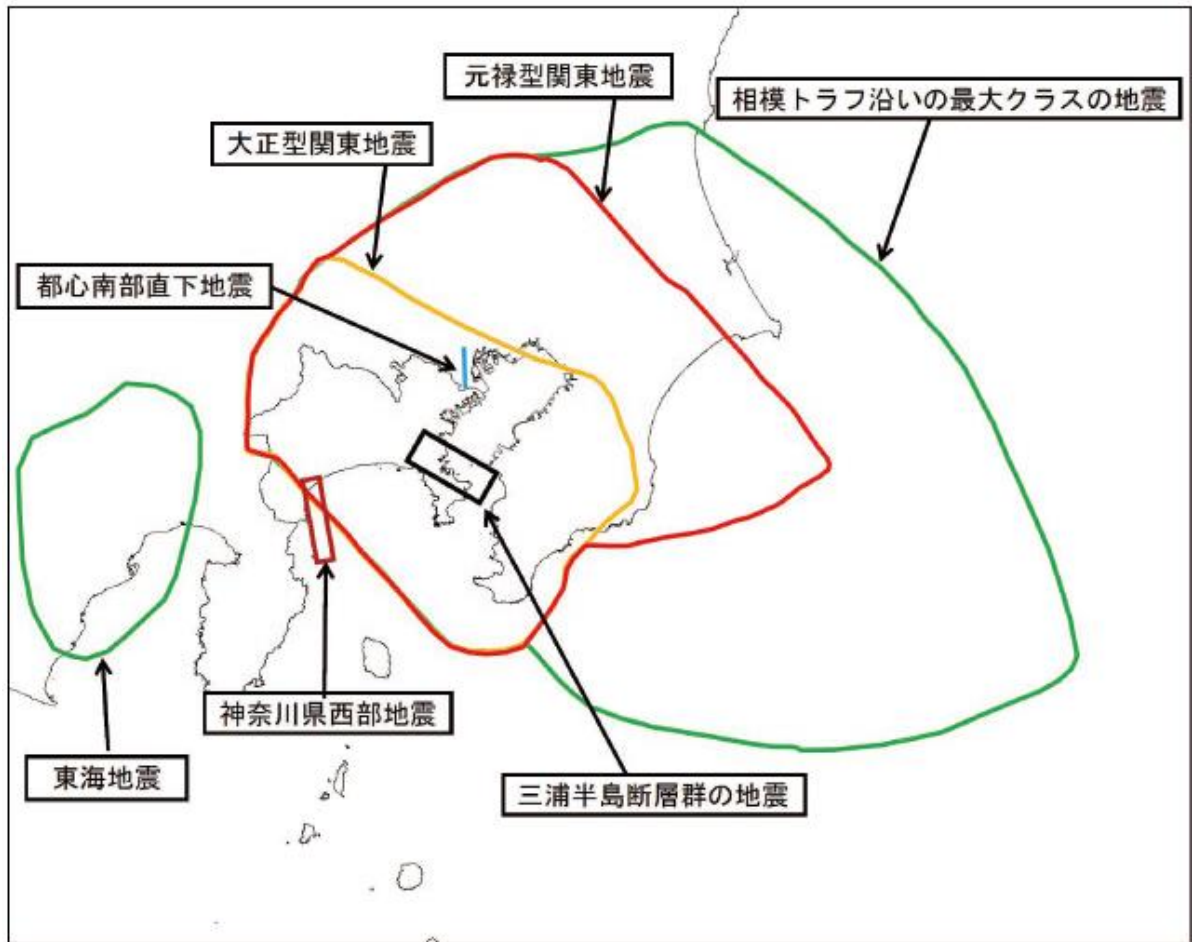
想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に 震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	①②	
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6 強	30年以内6～11%	①③	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの 地震が5回発生)	①③	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①②③	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①②	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中 心に震度7	30年以内 ほぼ0～5% (2百年から4百年の発生間隔)	③	
(参考地震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中 心に震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	④
	慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
	明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
	元禄型関東地震と国 府津-松田断層帯の 連動地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④

※発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成27年1月14日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価。

(平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査報告書による)

2 想定地震の震源断層モデル

平成27年3月 神奈川県地震被害想定
調査報告書による



3 被害想定結果

(1) 想定条件

想定条件	季節	冬
	日	平日
	発生時間	午後6時
	風速・風向	気象観測結果に基づく地域ごとの平均

(2) 地震被害想定結果一覧

			都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震
規模(マグニチュード)			7.3	7.0	6.7	8	9	8.2	8.5	8.7
震度ランク			5強～6弱	5強～6弱	5弱～5強	5弱～5強	5弱～5強	6強～7	6強～7	7
建物被害	全壊棟数(棟)		210	20	0	*	20	15,950	16,260	18,900
	半壊棟数(棟)		2,630	480	50	100	130	13,400	14,470	13,310
火災被害	出火件数(件)		*	0	0	0	0	80	80	110
	残出火件数(件)		0	0	0	0	0	50	50	90
	焼失棟数(棟)		0	0	0	0	0	12,000	12,000	20,170
自力脱出困難者(人)			*	0	0	0	0	2,870	2,870	4,270
要配慮者	避難者数(1～3日目)	高齢者数(人)	450	80	20	30	30	13,070	13,380	15,520
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	3,010	3,080	3,570
	避難者数(1ヶ月後)	高齢者数(人)	450	80	*	20	30	10,950	11,010	13,130
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	2,520	2,530	3,020
人的被害	死者数(人)	(津波以外)	10	*	0	*	*	790	790	1,130
		津波	0	0	30	*	*	150	1,870	3,150
	負傷者数(人)	(津波含む)	610	170	10	40	70	6,020	6,380	8,810
		重傷者数	20	*	0	*	*	400	430	630
エレベーター停止台数(台)			150	20	*	*	20	150	150	160
ライフライン	電力	停電軒数(軒)	110,670	30	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670
	都市ガス	供給停止件数(件)	0	0	0	0	0	64,950	64,950	64,950
	LPGガス	容器被害件数(本)	340	0	0	0	0	440	440	720
	上水道	断水人口(直後)(人)	3,430	120	*	*	10	229,410	229,410	233,180
	下水道	機能支障人口(人)	7,040	3,890	1,820	2,420	2,660	24,560	24,560	41,890
通信	不通回線数(回線)	82,980	30	82,980	82,980	82,990	85,000	85,070	86,300	
避難所避難者数(人)	1～3日目(人)	2,920	530	110	190	230	84,960	87,490	102,420	
	1ヶ月後(人)	1,460	260	30	60	80	35,550	35,760	42,640	
帰宅困難者数	直後(人)	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	
	2日後(人)	0	0	0	0	0	6,390	6,390	6,390	
災害廃棄物(万t)			12	2	*	*	1	427	435	561

※*：わずか(計算上0.5以上10未満) 0：計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

(平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査報告書による)

第2 避難施設・場所

1 災害対策地区防災拠点（避難所）

令和5年4月1日現在

学 校 名	体育館 面積	特別教室 面積	普通教室 面積	合計 面積	収容可能 人数
茅ヶ崎 小学校	917㎡	1,011㎡	1,751㎡	3,679㎡	1,839人
鶴 嶺 小学校	934㎡	1,011㎡	1,591㎡	3,536㎡	1,768人
松 林 小学校	911㎡	930㎡	2,000㎡	3,841㎡	1,920人
西 浜 小学校	926㎡	1,122㎡	1,342㎡	3,390㎡	1,695人
小 出 小学校	698㎡	1,201㎡	923㎡	2,822㎡	1,411人
松 浪 小学校	929㎡	1,127㎡	1,978㎡	4,034㎡	2,017人
梅 田 小学校	919㎡	1,506㎡	1,782㎡	4,207㎡	2,103人
香 川 小学校	930㎡	1,211㎡	2,255㎡	4,396㎡	2,198人
浜須賀 小学校	926㎡	1,052㎡	1,909㎡	3,887㎡	1,943人
鶴が台 小学校	926㎡	1,534㎡	764㎡	3,224㎡	1,612人
柳 島 小学校	925㎡	1,445㎡	1,336㎡	3,706㎡	1,853人
小和田 小学校	947㎡	1,108㎡	1,451㎡	3,506㎡	1,753人
円 蔵 小学校	923㎡	1,059㎡	1,146㎡	3,128㎡	1,564人
今 宿 小学校	925㎡	1,186㎡	1,388㎡	3,499㎡	1,749人
室 田 小学校	926㎡	1,117㎡	1,325㎡	3,368㎡	1,684人
東海岸 小学校	938㎡	980㎡	1,675㎡	3,593㎡	1,796人
浜之郷 小学校	1,036㎡	841㎡	1,300㎡	3,177㎡	1,588人
緑が浜 小学校	1,094㎡	1,303㎡	780㎡	3,177㎡	1,588人
汐見台 小学校	1,032㎡	1,334㎡	1,036㎡	3,402㎡	1,701人
第 一 中学校	1,706㎡	2,205㎡	1,336㎡	5,247㎡	2,623人
鶴 嶺 中学校	725㎡	1,457㎡	1,199㎡	3,381㎡	1,690人
松 林 中学校	1,271㎡	1,477㎡	1,082㎡	3,830㎡	1,915人
西 浜 中学校	803㎡	1,542㎡	636㎡	2,981㎡	1,490人
松 浪 中学校	705㎡	1,242㎡	886㎡	2,833㎡	1,416人
梅 田 中学校	765㎡	1,468㎡	693㎡	2,926㎡	1,463人
鶴が台 中学校	791㎡	2,058㎡	764㎡	3,613㎡	1,806人
浜須賀 中学校	819㎡	1,457㎡	1,400㎡	3,676㎡	1,838人
北 陽 中学校	815㎡	1,478㎡	891㎡	3,184㎡	1,592人
中 島 中学校	805㎡	1,360㎡	757㎡	2,922㎡	1,461人
円 蔵 中学校	822㎡	1,826㎡	883㎡	3,531㎡	1,765人
赤羽根 中学校	800㎡	1,750㎡	832㎡	3,382㎡	1,691人
萩 園 中学校	860㎡	1,704㎡	832㎡	3,396㎡	1,698人
合 計	29,449㎡	43,102㎡	39,923㎡	112,474㎡	56,230人

(注) 収容可能人数：合計面積を2㎡/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

(注) 面積及び収容可能人数は、普通教室等の配置状況により変動する。

2 2次避難施設

令和5年1月1日現在

名 称	所 在 地	面 積	収容可能人数
県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	1,732 m ²	866 人
県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515	330 m ²	164 人
県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1	1,456 m ²	728 人
県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	1,019 m ²	509 人
TOTO(株)茅ヶ崎工場	本村 2-8-1	935 m ²	467 人
モリタ宮田工業(株)	下町屋 1-1-1	972 m ²	486 人
学校法人平和学園	富士見町 5-2	2,052 m ²	1,026 人
(株)アルバック	萩園 2500	- m ²	800 人
アルバックテクノ(株)	萩園 2609-5	- m ²	200 人
真如苑	小桜町 1-38	- m ²	- 人
県衛生研究所	下町屋 1-3-1	- m ²	- 人
学校法人文教大学学園	茅ヶ崎市行谷 1100	- m ²	- 人

(注) 収容可能人数：合計面積を2 m²/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

(注) 2次避難施設は、原則として、多数の避難者により公立小・中学校の避難所での収容が困難な場合に、必要に応じ協定等に基づく市からの要請により開設されます。

3 福祉避難施設

令和5年1月1日現在

障 害 者 対 象 施 設	所 在 地
県立茅ヶ崎養護学校	西久保 29-1
湘南鬼瓦	甘沼 123-1
空と海	芹沢 786
湘南つつみ苑	堤 4289-3
つつじ学園	松が丘 2-8-51
複合支援施設 ちがさきA・UN (高齢者対象施設も兼ねる)	今宿 473 番地 1
高 齢 者 対 象 施 設	所 在 地
ケアセンター茅ヶ崎元町	元町 10-33
萩園ケアセンター	萩園 1215-4
特別養護老人ホーム つるみね	西久保 596
特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	中島 736-1
介護老人福祉施設 ハピネス茅ヶ崎	甘沼 865-1
特別養護老人ホーム 湘南くすの木 デイサービスセンター 湘南くすの木	松林 3-4-6
松林ケアセンター	松林 3-9-28
特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10
ケアハウス ふれあいの里	行谷 582-1
特別養護老人ホーム 芹沢ホーム	芹沢 932
特別養護老人ホーム アザリアホーム	堤 691
特別養護老人ホーム カトレアホーム	下寺尾 1835-2
特別養護老人ホーム ふれあいの森	下寺尾 1928
介護老人保健施設 ふれあいの丘	行谷 602-1
介護老人保健施設 ふれあいの渚	中島 1220
介護老人保健施設 湘南の丘	赤羽根 3685
介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 8-1

介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎	甘沼 151
高 齢 者 対 象 施 設	所 在 地
リフシア萩園	萩園 2822-1
リフシア松林	松林 2-6-34
リフシア柳島	柳島海岸 19-16-19
リフシア松が丘	松が丘 2-10-47
リフシア香川	香川 3-29-7
リフシア浜之郷	浜之郷 738-1
リフシア矢畑	矢畑 63-1
特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿	南湖 1-6-15

(注) 福祉避難施設は、原則として、避難所での生活が難しく、福祉措置等が必要な避難者の後方支援として、必要に応じ協定等に基づく市からの要請により開設します。

4 津波一時退避場所

令和5年4月1日現在

	名称	住所	階数
1	南湖会館	南湖 4-6-1	3
2	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	元町 10-33	3
3	高砂コミュニティセンター	中海岸 1-2-42	3
4	茅ヶ崎市美術館	東海岸北 1-4-45	2
5	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	2
6	萩園ケアセンター	萩園 1215-4	3
7	環境事業センター	萩園 836	6
8	相模川流域下水道柳島管理センター	柳島 1900	3
9	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	4
10	藤沢土木事務所 汐見台庁舎	汐見台 1-7	3
11	県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	4
12	茅ヶ崎館	中海岸 3-8-5	2
13	茅ヶ崎迎賓館	中海岸 4-12986-121	3
15	株式会社アルバック	萩園 2500	6
16	ちがさきニューハムレット	中海岸 4-2-5	4
17	ライオンズガーデン湘南緑が浜	緑が浜 12-14	14
19	レゾン茅ヶ崎中海岸	中海岸 4-1-14	6
20	パークスクエア湘南茅ヶ崎	矢畑 897-1	16
21	医療モール湘南	本村 1-2-14	6
22	クリオ茅ヶ崎中海岸壺番館	中海岸 1-4-1	5
24	茅ヶ崎緑が浜シティハウス	緑が浜 7-63	4
25	ライオンズマンション湘南緑が浜	緑が浜 8-15	7
26	ベルヴィル茅ヶ崎松が丘	松が丘 1-8-21	5
28	ライツ茅ヶ崎	中海岸 4-1-18	5
29	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	中島 736-1	3
30	ライオンズマンション茅ヶ崎サザンビーチ	中海岸 3-11-10	9
31	サザンコースト	浜須賀 12-21	3
32	クレール東海岸	東海岸南 2-10-31	3
33	第一ハイツ茅ヶ崎	今宿 1215-1	12
34	スリーウッド湘南	東海岸北 1-7-26	3
35	湘南ベルビューマンション	浜竹 1-1-9	7
36	ランドステージ茅ヶ崎オーシャンビュー	緑が浜 9-15	8
37	ウェルライフヴィラ湘南ちがさき	浜竹 1-1-33	3

	名称	住所	階数
38	恵泉幼稚園	中海岸 3-1-19	2
39	山治ビル	新栄町 1-1	7
40	パークホームズ湘南茅ヶ崎海岸	汐見台 3-10	5
41	ヴェルビル東海岸	東海岸南 2-13-24	3
42	特別養護老人ホーム つるみね	西久保 596	3
43	ベルパーク湘南茅ヶ崎	中島 1379-2 ほか	15
44	アレセア湘南中学・高等学校	富士見町 5-2	4
45	ズーデン南第一ビル	十間坂 3-19-28	6
46	介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 8-1	3
47	コンフォール茅ヶ崎浜見平団地	浜見平 14	8
48	児童養護施設 白十字会林間学校	富士見町 4-54	2
49	ビッグヴァングランヴァーグ茅ヶ崎	中島 1056-1	14
50	キイハイツ東海岸	東海岸南 2-5-28	3
52	介護付有料老人ホーム アンリ茅ヶ崎	東海岸北 3-10-9	5
53	K Rビル (富士見町郵便局)	富士見町 16-8	5
54	マイキャッスル湘南辻堂	小和田 2-11-48	6
55	アドリーム湘南茅ヶ崎	富士見町 16-35	3
56	TOTO 茅ヶ崎工場体育館	本村 2-8-1	2
57	サニータウン茅ヶ崎	円蔵 1-8-10	5
58	パークハイム茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 3-8-31	8
59	湘南ステーションビル (ラスカ)	元町 1-1	7
60	ボヌール湘南	富士見町 3-8	3
61	ポム・ドウ・パン	富士見町 3-26	3
62	リステージ茅ヶ崎ツインマークス	今宿 965-1	15
63	ルネス湘南茅ヶ崎	緑が浜 12-10	13
64	ブルードゥシエル	中海岸 3-10-56	7
65	Y・S リベリユール	中島 782-2	3
66	ダイアパレスエクシード茅ヶ崎	今宿 911-3	11
67	コート湘南茅ヶ崎	共恵 1-15-19	5
68	ロイヤルマンション中海岸	中海岸 1-6-3	4
69	ライオンズプラザ湘南茅ヶ崎	共恵 1-5-11	13
70	ライオンズプラザ茅ヶ崎駅前	共恵 1-3-13	10
71	グループホーム円蔵	円蔵 2-7-6	3
72	ソフィア湘南茅ヶ崎	若松町 3-16	5
73	クレスト辻堂	浜竹 2-8-1	4
74	茅ヶ崎メディカルケアセンター	幸町 5-8	13
75	パールサラン	下町屋 1-10-2	4
76	ハモーサ湘南	甘沼 601	4
77	スクリップス	甘沼 601	9
78	ブルークロス湘南	高田 5-4-8	4
79	ゴールドウィン湘南	今宿 516-1	8
80	ラルジュテール	今宿 811-1	4
81	シアンサージュ湘南	小和田 1-1-57	6
82	ノブルシャトー湘南	小和田 2-1-6	4
83	シルクドミール	小和田 3-4-8	4
84	グランシルヴァ	松林 1-9-14	3
85	イルヴィラージュ	赤羽根 2247-1	4
86	ブルームコート	赤羽根 2593-1	4
87	クローバーガーデン	萩園 1196-1	3

	名称	住所	階数
88	ハイブリッジ湘南Ⅲ	萩園 1223-1	6
89	ウエストガーデン	萩園 2375-3	4
90	ルナスクエア	美住町 1-15	5
91	フェリス茅ヶ崎	美住町 4-5	4
92	フィオーレ茅ヶ崎	美住町 4-5	4
93	グラビス	菱沼 1-11-67	5
94	トゥジュールヴェール	浜竹 1-14-5	8
95	平和町マンション	平和町 5-13	4
96	ネージュ湘南	本村 4-5-25	4
97	エーデルハイム湘南	矢畑 74-1	8
98	グリーンハイツ茅ヶ崎	東海岸北 4-2-18	3
99	介護付有料老人ホーム ソノラス・コート茅ヶ崎	汐見台 3-28	5
100	コンフォール茅ヶ崎 (武藤ビル)	幸町 2-11	8
101	汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10	4
102	メゾンド・ピア7	出口町 11-3	5
103	ザ・パークハウス茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 1-23-3	3
104	茅ヶ崎ガーデンハウス	柳島 1-4-6	6
105	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎	矢畑 680-1	13
106	東急ドエル・シーサイドコート茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 3-8-24	6
107	ライオンズマンション茅ヶ崎富士見町	富士見町 16-12	5
108	ライオンズマンション茅ヶ崎第三	萩園 2722-3	7
109	ネオ・サミット茅ヶ崎	東海岸南 4-3-3	3
110	ダイアパレス茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 460	8
111	日神パレスステージ茅ヶ崎	松林 1-1-50	9
112	神奈川県衛生研究所	下町屋 1-3-1	7
113	グレイス湘南茅ヶ崎	十間坂 3-19-13	7
114	ヴェレーナ茅ヶ崎海岸	汐見台 3-21	5
115	シティ茅ヶ崎東海岸	東海岸南 2-6-2	5
116	ルリアン湘南	美住町 2-1	4
117	アルス茅ヶ崎	幸町 3-5	14
118	アルバックテクノ	萩園 2609-5	5
119	複合支援施設 ちがさきA・UN (あ・うん)	今宿 473-1	4
120	ルシオン茅ヶ崎	本宿町 1-16	6
121	ニューイースト湘南茅ヶ崎	南湖 4-22-42	8
122	クリオ茅ヶ崎柳島海岸	柳島海岸 8-1	5
123	ザ・パークハウス茅ヶ崎	新栄町 6-14	14
124	コスモ茅ヶ崎サザンヒル	ひばりヶ丘 3-35	6
125	茅ヶ崎看護専門学校	今宿 390	4
126	オーベル茅ヶ崎ラチエン通り	旭が丘 5-40	5
127	スリーハンドレッドクラブ	甘沼 441	3
128	ライツ茅ヶ崎東海岸	東海岸南 1-16-11	4
129	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	南湖 1-6-11	3
131	パシフィックガーデン茅ヶ崎	東海岸南 6-4-37	6
132	茅ヶ崎ゆかりの人物館	東海岸 6-6-64	1
133	マリブコート茅ヶ崎	菱沼海岸 7-41	3
134	松浪コミュニティセンター	常盤町 2-2	2
135	オハナ茅ヶ崎ガーデニア	浜見平 422-9	7
136	ザ・テラス茅ヶ崎サザンビーチ	中海岸 4-15	5
137	サザンビーチトキワ	常盤町 3-18	3

	名称	住所	階数
138	ハマミーナ（BRANCH茅ヶ崎）	浜見平 11-1	3
139	フォルスコート茅ヶ崎ラチエン通り	松が丘 1	5
140	クレッセント茅ヶ崎松韻	中海岸 1-2-7	6
141	アイディコート茅ヶ崎海岸	汐見台 2-17	7
142	セルテシティオ湘南辻堂	赤松町 8-56	14
143	グレーシア茅ヶ崎	共恵 1-8-6	14
144	ふれあいの麗寿	南湖 1-6-15	5
145	サン・ライフファミリーホール湘南海岸	常盤町 6-29	3
146	BRANCH茅ヶ崎 2	浜見平 3-1	4
147	柳島スポーツ公園	柳島 1300	2
148	茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス	中海岸 3-3-9	2
149	ダイアパレス茅ヶ崎	幸町 6-13	7
150	市営小和田住宅外複合施設	小和田 3-2-44	6
151	キコーナ茅ヶ崎店	南湖 1-6-22	3
152	BRANCH茅ヶ崎 3	浜見平 10-2	3
153	ヴェレーナグラン茅ヶ崎東海岸	東海岸南 4-2-6	4

(注) 津波警報・大津波警報が発表された場合に、津波の危険から緊急的に身を守るため、一時的に退避する場所です。

(注) 14・18・23・27・51・130番は指定解除のため、計147箇所となります。

5 広域避難場所

令和5年4月1日現在

	名称	使用可能面積	収容定員
1	中央公園、市役所、市民文化会館、総合体育館、電源開発株式会社、市体育館、梅田小学校、梅田中学校	88,017 m ²	44,000 人
2	茅ヶ崎公園	24,251 m ²	12,120 人
3	県立茅ヶ崎高校、京急茅ヶ崎自動車学校、TOTO茅ヶ崎工場、真如苑湘南支部	44,926 m ²	22,460 人
4	湘南カントリークラブゴルフ場	552,352 m ²	276,170 人
5	スリーハンドレッドクラブゴルフ場	460,244 m ²	230,120 人
6	GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス、浜須賀小学校	120,262 m ²	60,130 人
7	県立茅ヶ崎西浜高校、太陽の郷、西浜中学校	38,767 m ²	19,380 人
8	県立茅ヶ崎里山公園	134,377 m ²	67,180 人
9	県立茅ヶ崎北陵高校	35,381 m ²	17,690 人
10	鶴が台小学校、鶴が台中学校、鶴が台保育園、鶴が台団地	123,448 m ²	61,720 人
11	円蔵小学校、円蔵中学校、円蔵スポーツ広場、県立鶴嶺高校	44,731 m ²	22,360 人
12	赤羽根中学校	11,330 m ²	5,660 人
13	湘南コランエナジー株式会社	20,396 m ²	10,190 人
14	田端スポーツ公園	52,666 m ²	26,330 人
15	県立茅ヶ崎養護学校	13,967 m ²	6,980 人
16	浜之郷小学校	9,163 m ²	4,580 人
17	平塚総合グラウンド、平和学園グラウンド	21,303 m ²	10,650 人

18	衛生研究所	5,801 m ²	2,900 人
19	中島中学校	14,137 m ²	7,060 人
20	柳島スポーツ公園	59,581 m ²	29,790 人
21	汐見台小学校、県立湘南汐見台公園、松下政経塾	36,827 m ²	18,410 人
合 計		1,911,927 m ²	955,880 人

第3 医療救護所

令和4年1月1日現在

名 称	所在地	救護所等開設予定場所
小和田小学校	小和田 3-10-1	第2理科室（被服室）
第一中学校	東海岸南 4-10-1	家庭科室、心の教室
鶴嶺中学校	浜之郷 500	史料室、被服室
松林中学校	室田 3-1-1	数学科室、木工室
西浜中学校	南湖 6-15-3	製図室、工作室
松浪中学校	松浪 2-6-47	第1理科室、工作室
梅田中学校	十間坂 3-6-25	調理室、第一理科室、技術科室
鶴が台中学校	鶴が台 2-7	保健室、ひだまり相談室、第一理科室
浜須賀中学校	松が丘 2-8-54	第一・第二理科室
北陽中学校	下寺尾 1660	保健室、家庭科室
中島中学校	中島 1469-2	技術室、第二理科室
円蔵中学校	円蔵 1-15-1	保健室、1階プレイルーム、特別支援学級A教室
萩園中学校	萩園 2425	多目的ホール、被服室
地域医療センター	本村 5-9-5	診療室等

※地域医療センターは医療救護本部出先機関、医薬品集積所の機能を兼ねる。

第4 飲料水兼用貯水槽（100m³）設置場所

令和5年4月1日現在

設置場所	所在地	設置年度
中央公園	茅ヶ崎二丁目3番1号	平成元年
浜須賀中学校	松が丘二丁目8番54号	平成2年
萩園中学校	萩園2425番地	平成3年
東小和田公園	赤松町1841番62	平成4年
茅ヶ崎公園野球場	中海岸三丁目3番11号	平成5年
浜之郷公園	浜之郷952番6	平成6年
西浜中学校	南湖六丁目15番3号	平成8年
緑が浜小学校	緑が浜1番1号	平成12年
しろやま公園	浜見平11番1号	平成26年

第5 市の防災情報の収集

1 防災行政用無線

市では、地震や津波、気象等の防災情報を、防災行政用無線を通じて広報します。

市ホームページ「防災行政用無線」

〈<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001314/1001387.html>〉

また、防災行政用無線の放送内容は次の方法でも確認できます。

(1) 防災ラジオ（有償配布）

茅ヶ崎市の防災ラジオは、防災行政用無線の難聴地域を解消するために導入しました。防災行政用無線で放送される緊急地震速報や大津波警報等の防災情報等をより確実に得ることができるようになります。

(2) ちがさきメール配信サービス（事前登録が必要）

防災行政用無線の放送内容などをメールで受け取ることができます。

配信内容は、災害情報、ライフライン被害情報、茅ヶ崎警察署からの行方不明者情報など12項目から選択できます。

〈<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html#new>〉

(3) 市ホームページ 茅ヶ崎市情報サイト（防災行政用無線の放送内容）

放送内容を市ホームページで確認できます。

〈<http://chigasaki-city.site.ktaiwork.jp/>〉

(4) 防災行政用無線 電話応答サービス

電話で放送内容を確認できます。（市内通話料がかかります。）

0467-82-5555

(5) tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）

○テレビ画面をテレビ神奈川（tvk：3チャンネル）にあわせ、テレビリモコンの「d」ボタンを押します。

○データ放送が表示され、画面左側の「マイタウン情報」を選択します。

○茅ヶ崎市のページが表示されます。画面右側の行政情報から、「防災・気象情報」または「くらしの情報」を選択してください。

2 茅ヶ崎市ホームページ 防災・緊急情報

地震・津波・台風情報のほか、天気予報・雨量情報も確認できます。

携帯電話に登録し、日常から使用しておく便利です。

パソコン用 〈<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1038257/index.html>〉

3 FM放送等による災害情報、安否情報

レディオ湘南FM 83.1MHz FM湘南ナパサ 78.3MHz

J:COM湘南（ケーブルテレビ）

4 その他

ツイッター、LINE、携帯電話各社（NTTdocomo、SoftBank、au）の緊急速報メール など

第6 防災に関する情報

1 防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している主なサイト

(1) 国が発信する防災情報

消防庁 <<http://www.fdma.go.jp/>>
内閣府 <<http://www.bousai.go.jp/>>

(2) 関係機関が発信する防災情報

財団法人 消防科学総合センター
<<http://www.isad.or.jp/>>
消防防災博物館
<<http://www.bousaihaku.com/>>
独立行政法人 防災科学技術研究所
<<http://www.bosai.go.jp/>>
神奈川県総合防災センター
<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5115/>>

(3) 体験施設

神奈川県総合防災センター
<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5115/>>
東京臨海広域防災公園
<<http://www.tokyorinkai-koen.jp/sonaarea/>>

(4) 災害時の情報

気象庁
<<http://www.jma.go.jp/>>
国土交通省【川の防災情報】
<<http://www.river.go.jp/>>
京浜河川事務所
<<http://www.ktr.mlit.go.jp/>>
横浜地方気象台
<<http://www.jma-net.go.jp/>>
東京電力（停電情報）
<<http://teideninfo.tepco.co.jp/>>
J R東日本旅客鉄道株式会社（列車運行情報サービス）関東エリア
<http://traininfo.jreast.co.jp/train_info/kanto.aspx>



参考図書

「自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－」

(総務省消防庁)

「自主防災組織づくりとその活動 自主防災組織指導者用教本」

(総務省消防庁)

自主防災組織活動の手引

平成30年(2018年)4月発行 500部作成

令和5年(2023年)5月1日改訂

発行 茅ヶ崎市

編集 暮らし安心部防災対策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 (代表)

0467-81-7127 (直通)

FAX 0467-82-1540

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001308.html>